

第五十一回国会 衆議院 大蔵委員会 議録第十五号

昭和四十一年三月一日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君

理事 坊 秀男君

理事 吉田 重延君

理事 堀 昌雄君

岩動 道行君

奥野 誠亮君

小山 省二君

田澤 吉郎君

西岡 武夫君

村山 達雄君

山本 勝市君

渡辺美智雄君

小林 進君

只松 祐治君

平岡忠次郎君

山田 耻目君

永末 英一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤井 勝志君

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計局次長)

大蔵事務官 塩崎 潤君

(主税局長)

農林政務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 森本 修君

理事 原田 憲君

理事 山中 貞則君

理事 平林 剛君

理事 武藤 山治君

大泉 寛三君

木村武千代君

砂田 重民君

地崎宇三郎君

藤枝 泉介君

毛利 松平君

渡辺 榮一君

有馬 輝武君

佐藤觀次郎君

野口 忠夫君

藤田 高敏君

春日 一幸君

委員外の出席者

農林事務官 和田 正明君

(農政局長)

水産庁次長 石田 朗君

農林事務官 小暮 光美君

(大臣官房企画室長)

専門員 坂井 光三君

二月二十六日

委員山本勝市君辞任につき、その補欠として今

松治郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員今松治郎君辞任につき、その補欠として山

本勝市君が議長の指名で委員に選任された。

同日二十八日

委員砂田重民君、山本勝市君及び春日一幸君辞

任につき、その補欠として今松治郎君、相川勝

六君及び今澄勇君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

同日

委員相川勝六君、今松治郎君及び今澄勇君辞任

につき、その補欠として山本勝市君、砂田重民

君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任さ

れた。

三月一日

委員渡辺美智雄君辞任につき、その補欠として

周東英雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員周東英雄君辞任につき、その補欠として渡

辺美智雄君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十五日

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二〇号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

五六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二〇号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

五六号)

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第四二号)

○三池委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の

一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正

する法律案の各案を一括して議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を

次のように改正する。

第二条第一項第二十三号中「漁獲」の下に「若し

くはのりの採取」を加え、同項第三十三号を次の

ように改める。

三十三 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤

勞に基づいて得た事業所得、給与所得、退職

所得又は雑所得を有するもののうち、これら

の所得以外の各種所得の金額が十万円以下で

あり、かつ、合計所得金額が二十五万円以下

であるものをいう。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号)第一条(学校の範囲)に規定する学校の

学生、生徒又は児童

ロ 国、地方公共団体又は私立学校法(昭和

二十四年法律第二百七十号)第三条(定義)

に規定する学校法人若しくは同法第六十四

条第四項(私立各種学校)の規定により設立

された法人の設置した学校教育法第八十三

条第一項(各種学校)に規定する各種学校の

生徒で政令で定める課程を履修するもの

第九条第一項中第二十一号を第二十二号とし、

第五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第

四号の次に次の一号を加える。

五 給与所得を有する者で通勤するもの(以下

この号において「通勤者」という。)がその通勤

に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用

のために支出する費用に充てるものとして通

常の給与に加算して受ける通勤手当(これに

類するものを含む。)のうち、一般の通勤者に

つき通常必要であると認められる部分として

政令で定めるもの

第九条第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改

正するもの

第九号第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改

正するもの

第九号第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改

正するもの

第九号第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改

正するもの

第九号第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改

正するもの

第九号第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改

正するもの

め、同項第二号中「第九号」を「第十号」に改め、

「取得費等の金額」の下に「又は第三十二条第三項

(山林所得の金額の計算)に規定する必要経費」を

加え、同項第三号中「第十号」を「第十一号」に改

め、同項第四号中「第十二号」を「第十三号」に改

め、同項第五号中「第十三号」を「第十四号」に改

め、同項第六号中「第十四号」を「第十五号」に改

め、同項第七号中「第十五号」を「第十六号」に改め

る。

第十一号第二項を同条第三項とし、同条第一項

中「別表第一に掲げる法人」を「別表第一第一号に

掲げる内国法人」に改め、同項の次に次の一項を

加える。

2 別表第一第二号に掲げる外国法人が支払を受

ける第百六十一条第二号から第七号まで又は第

九号から第十一号まで(国内源泉所得)に掲げる

国内源泉所得については、所得税を課さない。

第二十四条第二項中「第九条第一項第十号」を

「第九条第一項第十一号」に改める。

第二十八条第三項中「五十三万円」を「六十四万

円」に、「三万円」を「四万円」に、「七十三万円」を

「八十四万円」に、「十三万円」を「十六万円」に、

「十五万円」を「十八万円」に改める。

第五十一条第二項中「貸付金」の下に、「前渡金」
を加える。

第五十七条第一項第一号を次のように改める。

一 二十四万円

第五十七条第二項第一号を次のように改める。

一 十五万円

第五十七条第六項中「及び青色事業専従者の年

齢が二十歳未満であるかどうか」及び「又は青色事

業専従者」を削る。

第七十四条第二項中「第九条第一項第六号」を

「第九条第一項第七号」に改める。

第七十五条第一項第一号及び第二号中「二万円」

を「二万五千円」に改め、同項第三号中「三万五千

円」を「三万七千五百円」に改める。

第七十六条第一項中「第九条第一項第八号」を

「第九条第一項第九号」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中「十二万円」を

「十三万円」に改める。

第七十八条第一項を次のように改める。

居住者が扶養親族を有する場合には、その居

住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又

は山林所得金額から、各扶養親族につき、六万

円を控除する。

第七十八条第二項中「(年齢十三歳以上の扶養親

族がある場合には、そのうちの一人)」を削り、同

条第三項第二号中「当該扶養親族のうち年齢十

三歳以上の者がある場合には、その者を自己の扶

養親族とする居住者に限る。」を削る。

第七十九条第一項中「及び居住者の扶養親族の

年齢が十三歳以上であるかどうか」を削る。

第八十条第一項中「十三万円」を「十四万円」に改

める。

第八十三条第一項中

十万円以下の金額	百分の八
十万円をこえ二十万円以下の金額	百分の十
二十万円をこえ五十万円以下の金額	百分の十五
五十万円をこえ八十万円以下の金額	百分の二十
八十万円をこえ百二十万円以下の金額	百分の二十五
百二十万円をこえ百八十万円以下の金額	百分の三十
百八十万円をこえ二百五十万円以下の金額	百分の三十五
二百五十万円をこえ四百万円以下の金額	百分の四十

十万円以下の金額

十万円をこえ三十万円以下の金額

三十万円をこえ六十万円以下の金額

六十万円をこえ百万円以下の金額

百万円をこえ百五十万円以下の金額

百五十万円をこえ二百二十万円以下の金額

二百二十万円をこえ三百万円以下の金額

三百万円をこえ四百万円以下の金額

百分の八・五

百分の十

百分の十五

百分の二十

百分の二十五

百分の三十

百分の三十五

百分の四十

に改める。

第九十一条第一項第一号中「百分の二十」を「百

分の三十」に改め、同条第二項第三号中「又は教

育」を「若しくは教育」に改め、「寄与する法人」の

下に「又は赤十字に関する諸条約に基づく業務を

「行なう法人」を加える。

第九十二条第一項中「第九条第一項第十一号」を

「第九条第一項第十二号」に改める。

第九十四条第一項に次のただし書を加える。
ただし、第二条第一項第三十三号ロ(定義)に

掲げる生徒に係る勤労学生控除に関する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載があるほか、当該生徒に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定めるものを当該申告書に添附し又は当該申告書の提出の際提示した場合に限り、適用する。

第九十四条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「前項の場合にあつては」を「第一項ただし書又は第二項の場合にあつては、前項の規定に該当する場合を除き」に、「同項」を「第一項ただし書又は第二項」に、「これらの規定」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十条第二号(年末調整)に掲げる税額の計算上勤労学生控除の額に相当する金額が控除された勤労学生については、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の書類の添附及び提示がない場合においても、勤労学生控除に関する規定を適用する。

第四百四条第一項、第七百七条第一項及び第九百四十四条第四項中「六千円」を「一万二千円」に改める。

第二百一十一条第一項第一号中「支払を受ける場合」第九百八十四条(源泉徴収を要しない給与等の支

払者)の規定により源泉徴収することを要しない者から給与等の支払を受ける場合を除く。)を「支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第九百八十三条(給与所得に係る源泉徴収義務)又は第九百九十条(年末調整)の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合」に改め、同項第二号中「支払を受ける場合(第九百八十四条の規定により源泉徴収をすることを要しない者から給与等の支払を受ける場合を除く。)」を「支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第九百八十三条又は第九百九十条の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合」に改める。

「二月以内」に改める。

第六百六十条第四項第三号中「その更正があつた日」を「その年分の所得税に係る確定申告期限の翌日からその更正があつた日までの日数」に改める。

第九百八十五条第一項第一号中「あるかどうか」の下に「当該勤労学生が第二項第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九百九十四条第三項に規定する書類の

提出又は提示があつたかどうか)を加え、同項第二号中「従たる給与等」を「従たる給与」に改める。

第九百八十七条を次のように改める。

第九百八十七条 削除

第九百八十八条第一号中「のうち年齢十三歳以上のもの又は年齢十三歳未満のもの」を削り、同条第二号中「のうち年齢十三歳以上のもの又は年齢十三歳未満のもの」を削り、「それぞれその扶養親族一人につき六千円又は五千円」を「その扶養親族一人につき六千円に、六千円又は五千円にそれぞれ年齢十三歳以上の扶養親族又は年齢十三歳未満のものを六千円にその」に改める。

第九百九十条第二号中「記載があるかどうか」の下に「当該勤労学生が第二項第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか)を加え、「の年齢別」を削る。

第九百九十四条第一項第二号中「並びに扶養親族の生年月日」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定による申告書に勤労学生に該当する旨の記載をした居住者で第二項第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するものは、政令で定めるところにより、当該生徒に該当する旨を証する書類を提出し又は提示しなればならない。

第二百二十七条中「及び証券投資信託以外」を「証券投資信託並びに法人税法第八十四条第三項(退職年金積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約及び厚生年金基金契約に係る信託以外」に、「この項」を「この条」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

附則第十五条 削除

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	
以上	未満		以上	未満	以上	未満		以上	未満	以上	未満		以上	未満
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	円	円	%	%
1,500	円未満	0	0	23,000	23,500	1,950	8.5	61,000	62,000	5,180	8.5	8.5	8.5	8.5
1,500	2,000	120	8.5	23,500	24,000	1,990	8.5	62,000	63,000	5,270	8.5	8.5	8.5	8.5
2,000	2,500	170	8.5	24,000	24,500	2,040	8.5	63,000	64,000	5,350	8.5	8.5	8.5	8.5
2,500	3,000	210	8.5	24,500	25,000	2,080	8.5	64,000	65,000	5,440	8.5	8.5	8.5	8.5
				25,000	25,500	2,120	8.5	65,000	66,000	5,520	8.5	8.5	8.5	8.5
3,000	3,500	250	8.5	25,500	26,000	2,160	8.5	66,000	67,000	5,610	8.5	8.5	8.5	8.5
3,500	4,000	290	8.5	26,000	26,500	2,210	8.5	67,000	68,000	5,690	8.5	8.5	8.5	8.5
4,000	4,500	340	8.5	26,500	27,000	2,250	8.5	68,000	69,000	5,780	8.5	8.5	8.5	8.5
4,500	5,000	380	8.5	27,000	27,500	2,290	8.5	69,000	70,000	5,860	8.5	8.5	8.5	8.5
5,000	5,500	420	8.5	27,500	28,000	2,330	8.5	70,000	71,000	5,950	8.5	8.5	8.5	8.5
5,500	6,000	460	8.5	28,000	28,500	2,380	8.5	71,000	72,000	6,030	8.5	8.5	8.5	8.5
6,000	6,500	510	8.5	28,500	29,000	2,420	8.5	72,000	73,000	6,120	8.5	8.5	8.5	8.5
6,500	7,000	550	8.5	29,000	29,500	2,460	8.5	73,000	74,000	6,200	8.5	8.5	8.5	8.5
7,000	7,500	590	8.5	29,500	30,000	2,500	8.5	74,000	75,000	6,290	8.5	8.5	8.5	8.5
7,500	8,000	630	8.5	30,000	31,000	2,550	8.5	75,000	76,000	6,370	8.5	8.5	8.5	8.5
8,000	8,500	680	8.5	31,000	32,000	2,630	8.5	76,000	77,000	6,460	8.5	8.5	8.5	8.5
8,500	9,000	720	8.5	32,000	33,000	2,720	8.5	77,000	78,000	6,540	8.5	8.5	8.5	8.5
9,000	9,500	760	8.5	33,000	34,000	2,800	8.5	78,000	79,000	6,630	8.5	8.5	8.5	8.5
9,500	10,000	800	8.5	34,000	35,000	2,890	8.5	79,000	80,000	6,710	8.5	8.5	8.5	8.5
10,000	10,500	850	8.5	35,000	36,000	2,970	8.5	80,000	81,000	6,800	8.5	8.5	8.5	8.5
10,500	11,000	890	8.5	36,000	37,000	3,060	8.5	81,000	82,000	6,880	8.5	8.5	8.5	8.5
11,000	11,500	930	8.5	37,000	38,000	3,140	8.5	82,000	83,000	6,970	8.5	8.5	8.5	8.5
11,500	12,000	970	8.5	38,000	39,000	3,230	8.5	83,000	84,000	7,050	8.5	8.5	8.5	8.5
12,000	12,500	1,020	8.5	39,000	40,000	3,310	8.5	84,000	85,000	7,140	8.5	8.5	8.5	8.5
12,500	13,000	1,060	8.5	40,000	41,000	3,400	8.5	85,000	86,000	7,220	8.5	8.5	8.5	8.5
13,000	13,500	1,100	8.5	41,000	42,000	3,480	8.5	86,000	87,000	7,310	8.5	8.5	8.5	8.5
13,500	14,000	1,140	8.5	42,000	43,000	3,570	8.5	87,000	88,000	7,390	8.5	8.5	8.5	8.5
14,000	14,500	1,190	8.5	43,000	44,000	3,650	8.5	88,000	89,000	7,480	8.5	8.5	8.5	8.5
14,500	15,000	1,230	8.5	44,000	45,000	3,740	8.5	89,000	90,000	7,560	8.5	8.5	8.5	8.5
15,000	15,500	1,270	8.5	45,000	46,000	3,820	8.5	90,000	92,000	7,650	8.5	8.5	8.5	8.5
15,500	16,000	1,310	8.5	46,000	47,000	3,910	8.5	92,000	94,000	7,820	8.5	8.5	8.5	8.5
16,000	16,500	1,360	8.5	47,000	48,000	3,990	8.5	94,000	96,000	7,990	8.5	8.5	8.5	8.5
16,500	17,000	1,400	8.5	48,000	49,000	4,080	8.5	96,000	98,000	8,160	8.5	8.5	8.5	8.5
17,000	17,500	1,440	8.5	49,000	50,000	4,160	8.5	98,000	100,000	8,330	8.5	8.5	8.5	8.5
17,500	18,000	1,480	8.5	50,000	51,000	4,250	8.5	100,000	102,000	8,500	8.5	8.5	8.5	8.5
18,000	18,500	1,530	8.5	51,000	52,000	4,330	8.5	102,000	104,000	8,700	8.5	8.5	8.5	8.5
18,500	19,000	1,570	8.5	52,000	53,000	4,420	8.5	104,000	106,000	8,900	8.5	8.5	8.5	8.5
19,000	19,500	1,610	8.5	53,000	54,000	4,500	8.5	106,000	108,000	9,100	8.5	8.5	8.5	8.5
19,500	20,000	1,650	8.5	54,000	55,000	4,590	8.5	108,000	110,000	9,300	8.5	8.5	8.5	8.5
20,000	20,500	1,700	8.5	55,000	56,000	4,670	8.5	110,000	112,000	9,500	8.5	8.5	8.5	8.5
20,500	21,000	1,740	8.5	56,000	57,000	4,760	8.5	112,000	114,000	9,700	8.5	8.5	8.5	8.5
21,000	21,500	1,780	8.5	57,000	58,000	4,840	8.5	114,000	116,000	9,900	8.5	8.5	8.5	8.5
21,500	22,000	1,820	8.5	58,000	59,000	4,930	8.5	116,000	118,000	10,100	8.5	8.5	8.5	8.5
22,000	22,500	1,870	8.5	59,000	60,000	5,010	8.5	118,000	120,000	10,300	8.5	8.5	8.5	8.5
22,500	23,000	1,910	8.5	60,000	61,000	5,100	8.5	120,000	122,000	10,500	8.5	8.5	8.5	8.5

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
122,000	124,000	10,700	8.5	213,000	216,000	19,800	9	348,000	351,000	35,700	10
124,000	126,000	10,900	8.5	216,000	219,000	20,100	9	351,000	354,000	36,150	10
126,000	128,000	11,100	8.5	219,000	222,000	20,400	9	354,000	357,000	36,600	10
128,000	130,000	11,300	8.5	222,000	225,000	20,700	9	357,000	360,000	37,050	10
130,000	132,000	11,500	8.5	225,000	228,000	21,000	9	360,000	363,000	37,500	10
132,000	134,000	11,700	8.5	228,000	231,000	21,300	9	363,000	366,000	37,950	10
134,000	136,000	11,900	8.5	231,000	234,000	21,600	9	366,000	369,000	38,400	10
136,000	138,000	12,100	8.5	234,000	237,000	21,900	9	369,000	372,000	38,850	10
138,000	140,000	12,300	8.5	237,000	240,000	22,200	9	372,000	375,000	39,300	10
140,000	142,000	12,500	8.5	240,000	243,000	22,500	9	375,000	378,000	39,750	10
142,000	144,000	12,700	8.5	243,000	246,000	22,800	9	378,000	381,000	40,200	10
144,000	146,000	12,900	8.5	246,000	249,000	23,100	9	381,000	384,000	40,650	10
146,000	148,000	13,100	8.5	249,000	252,000	23,400	9	384,000	387,000	41,100	10
148,000	150,000	13,300	8.5	252,000	255,000	23,700	9	387,000	390,000	41,550	10
150,000	152,000	13,500	9	255,000	258,000	24,000	9	390,000	394,000	42,000	10
152,000	154,000	13,700	9	258,000	261,000	24,300	9	394,000	398,000	42,600	10
154,000	156,000	13,900	9	261,000	264,000	24,600	9	398,000	402,000	43,200	10
156,000	158,000	14,100	9	264,000	267,000	24,900	9	402,000	406,000	43,800	10
158,000	160,000	14,300	9	267,000	270,000	25,200	9	406,000	410,000	44,400	10
160,000	162,000	14,500	9	270,000	273,000	25,500	9	410,000	414,000	45,000	10
162,000	164,000	14,700	9	273,000	276,000	25,800	9	414,000	418,000	45,600	11
164,000	166,000	14,900	9	276,000	279,000	26,100	9	418,000	422,000	46,200	11
166,000	168,000	15,100	9	279,000	282,000	26,400	9	422,000	426,000	46,800	11
168,000	170,000	15,300	9	282,000	285,000	26,700	9	426,000	430,000	47,400	11
170,000	172,000	15,500	9	285,000	288,000	27,000	9	430,000	434,000	48,000	11
172,000	174,000	15,700	9	288,000	291,000	27,300	9	434,000	438,000	48,600	11
174,000	176,000	15,900	9	291,000	294,000	27,600	9	438,000	442,000	49,200	11
176,000	178,000	16,100	9	294,000	297,000	27,900	9	442,000	446,000	49,800	11
178,000	180,000	16,300	9	297,000	300,000	28,200	9	446,000	450,000	50,400	11
180,000	182,000	16,500	9	300,000	303,000	28,500	9	450,000	454,000	51,000	11
182,000	184,000	16,700	9	303,000	306,000	28,950	9	454,000	458,000	51,600	11
184,000	186,000	16,900	9	306,000	309,000	29,400	9	458,000	462,000	52,200	11
186,000	188,000	17,100	9	309,000	312,000	29,850	9	462,000	466,000	52,800	11
188,000	190,000	17,300	9	312,000	315,000	30,300	9	466,000	470,000	53,400	11
190,000	192,000	17,500	9	315,000	318,000	30,750	9	470,000	474,000	54,000	11
192,000	194,000	17,700	9	318,000	321,000	31,200	9	474,000	478,000	54,600	11
194,000	196,000	17,900	9	321,000	324,000	31,650	9	478,000	482,000	55,200	11
196,000	198,000	18,100	9	324,000	327,000	32,100	9	482,000	486,000	55,800	11
198,000	200,000	18,300	9	327,000	330,000	32,550	9	486,000	490,000	56,400	11
200,000	202,000	18,500	9	330,000	333,000	33,000	10	490,000	494,000	57,000	11
202,000	204,000	18,700	9	333,000	336,000	33,450	10	494,000	498,000	57,600	11
204,000	206,000	18,900	9	336,000	339,000	33,900	10	498,000	502,000	58,200	11
206,000	208,000	19,100	9	339,000	342,000	34,350	10	502,000	506,000	58,800	11
208,000	210,000	19,300	9	342,000	345,000	34,800	10	506,000	510,000	59,400	11
210,000	213,000	19,500	9	345,000	348,000	35,250	10	510,000	514,000	60,000	11

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
514,000	518,000	60,600	11	660,000	665,000	85,500	12	835,000	840,000	120,500	14
518,000	522,000	61,200	11	665,000	670,000	86,500	12	840,000	845,000	121,500	14
522,000	526,000	61,800	11	670,000	675,000	87,500	13	845,000	850,000	122,500	14
526,000	530,000	62,400	11	675,000	680,000	88,500	13	850,000	855,000	123,500	14
530,000	534,000	63,000	11	680,000	685,000	89,500	13	855,000	860,000	124,500	14
534,000	538,000	63,600	11	685,000	690,000	90,500	13	860,000	865,000	125,500	14
538,000	542,000	64,200	11	690,000	695,000	91,500	13	865,000	870,000	126,500	14
542,000	546,000	64,800	11	695,000	700,000	92,500	13	870,000	875,000	127,500	14
546,000	550,000	65,400	11	700,000	705,000	93,500	13	875,000	880,000	128,500	14
550,000	554,000	66,000	12	705,000	710,000	94,500	13	880,000	885,000	129,500	14
554,000	558,000	66,600	12	710,000	715,000	95,500	13	885,000	890,000	130,500	14
558,000	562,000	67,200	12	715,000	720,000	96,500	13	890,000	895,000	131,500	14
562,000	566,000	67,800	12	720,000	725,000	97,500	13	895,000	900,000	132,500	14
566,000	570,000	68,400	12	725,000	730,000	98,500	13	900,000	905,000	133,500	14
570,000	574,000	69,000	12	730,000	735,000	99,500	13	905,000	910,000	134,500	14
574,000	578,000	69,600	12	735,000	740,000	100,500	13	910,000	915,000	135,500	14
578,000	582,000	70,200	12	740,000	745,000	101,500	13	915,000	920,000	136,500	14
582,000	586,000	70,800	12	745,000	750,000	102,500	13	920,000	925,000	137,500	14
586,000	590,000	71,400	12	750,000	755,000	103,500	13	925,000	930,000	138,500	14
590,000	594,000	72,000	12	755,000	760,000	104,500	13	930,000	935,000	139,500	15
594,000	598,000	72,600	12	760,000	765,000	105,500	13	935,000	940,000	140,500	15
598,000	602,000	73,200	12	765,000	770,000	106,500	13	940,000	945,000	141,500	15
602,000	606,000	73,900	12	770,000	775,000	107,500	13	945,000	950,000	142,500	15
606,000	610,000	74,700	12	775,000	780,000	108,500	14	950,000	955,000	143,500	15
610,000	614,000	75,500	12	780,000	785,000	109,500	14	955,000	960,000	144,500	15
614,000	618,000	76,300	12	785,000	790,000	110,500	14	960,000	965,000	145,500	15
618,000	622,000	77,100	12	790,000	795,000	111,500	14	965,000	970,000	146,500	15
622,000	626,000	77,900	12	795,000	800,000	112,500	14	970,000	975,000	147,500	15
626,000	630,000	78,700	12	800,000	805,000	113,500	14	975,000	980,000	148,500	15
630,000	635,000	79,500	12	805,000	810,000	114,500	14	980,000	985,000	149,500	15
635,000	640,000	80,500	12	810,000	815,000	115,500	14	985,000	990,000	150,500	15
640,000	645,000	81,500	12	815,000	820,000	116,500	14	990,000	995,000	151,500	15
645,000	650,000	82,500	12	820,000	825,000	117,500	14	995,000	1,000,000	152,500	15
650,000	655,000	83,500	12	825,000	830,000	118,500	14	1,000,000円		153,500	15
655,000	660,000	84,500	12	830,000	835,000	119,500	14				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第八十四条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第八十四条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500円未満		0	23,000	23,500	1,950	61,000	62,000	5,180
1,500	2,000	120	23,500	24,000	1,990	62,000	63,000	5,270
2,000	2,500	170	24,000	24,500	2,040	63,000	64,000	5,350
2,500	3,000	210	24,500	25,000	2,080	64,000	65,000	5,440
			25,000	25,500	2,120	65,000	66,000	5,520
3,000	3,500	250	25,500	26,000	2,160	66,000	67,000	5,610
3,500	4,000	290	26,000	26,500	2,210	67,000	68,000	5,690
4,000	4,500	340	26,500	27,000	2,250	68,000	69,000	5,780
4,500	5,000	380	27,000	27,500	2,290	69,000	70,000	5,860
5,000	5,500	420	27,500	28,000	2,330	70,000	71,000	5,950
5,500	6,000	460	28,000	28,500	2,380	71,000	72,000	6,030
6,000	6,500	510	28,500	29,000	2,420	72,000	73,000	6,120
6,500	7,000	550	29,000	29,500	2,460	73,000	74,000	6,200
7,000	7,500	590	29,500	30,000	2,500	74,000	75,000	6,290
7,500	8,000	630	30,000	31,000	2,550	75,000	76,000	6,370
8,000	8,500	680	31,000	32,000	2,630	76,000	77,000	6,460
8,500	9,000	720	32,000	33,000	2,720	77,000	78,000	6,540
9,000	9,500	760	33,000	34,000	2,800	78,000	79,000	6,630
9,500	10,000	800	34,000	35,000	2,890	79,000	80,000	6,710
10,000	10,500	850	35,000	36,000	2,970	80,000	81,000	6,800
10,500	11,000	890	36,000	37,000	3,060	81,000	82,000	6,880
11,000	11,500	930	37,000	38,000	3,140	82,000	83,000	6,970
11,500	12,000	970	38,000	39,000	3,230	83,000	84,000	7,050
12,000	12,500	1,020	39,000	40,000	3,310	84,000	85,000	7,140
12,500	13,000	1,060	40,000	41,000	3,400	85,000	86,000	7,220
13,000	13,500	1,100	41,000	42,000	3,480	86,000	87,000	7,310
13,500	14,000	1,140	42,000	43,000	3,570	87,000	88,000	7,390
14,000	14,500	1,190	43,000	44,000	3,650	88,000	89,000	7,480
14,500	15,000	1,230	44,000	45,000	3,740	89,000	90,000	7,560
15,000	15,500	1,270	45,000	46,000	3,820	90,000	92,000	7,650
15,500	16,000	1,310	46,000	47,000	3,910	92,000	94,000	7,720
16,000	16,500	1,360	47,000	48,000	3,990	94,000	96,000	7,990
16,500	17,000	1,400	48,000	49,000	4,080	96,000	98,000	8,160
17,000	17,500	1,440	49,000	50,000	4,160	98,000	100,000	8,330
17,500	18,000	1,480	50,000	51,000	4,250	100,000	102,000	8,500
18,000	18,500	1,530	51,000	52,000	4,330	102,000	104,000	8,670
18,500	19,000	1,570	52,000	53,000	4,420	104,000	106,000	8,840
19,000	19,500	1,610	53,000	54,000	4,500	106,000	108,000	9,010
19,500	20,000	1,650	54,000	55,000	4,590	108,000	110,000	9,180
20,000	20,500	1,700	55,000	56,000	4,670	110,000	112,000	9,350
20,500	21,000	1,740	56,000	57,000	4,760	112,000	114,000	9,520
21,000	21,500	1,780	57,000	58,000	4,840	114,000	116,000	9,690
21,500	22,000	1,820	58,000	59,000	4,930	116,000	118,000	9,860
22,000	22,500	1,870	59,000	60,000	5,010	118,000	120,000	10,030
22,500	23,000	1,910	60,000	61,000	5,100	120,000	122,000	10,200

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
122,000	124,000	10,370	213,000	216,000	18,100	348,000	351,000	29,580
124,000	126,000	10,540	216,000	219,000	18,360	351,000	354,000	29,830
126,000	128,000	10,710	219,000	222,000	18,610	354,000	357,000	30,090
128,000	130,000	10,880	222,000	225,000	18,870	357,000	360,000	30,340
130,000	132,000	11,050	225,000	228,000	19,120	360,000	363,000	30,600
132,000	134,000	11,220	228,000	231,000	19,380	363,000	366,000	30,850
134,000	136,000	11,390	231,000	234,000	19,630	366,000	369,000	31,110
136,000	138,000	11,560	234,000	237,000	19,890	369,000	372,000	31,360
138,000	140,000	11,730	237,000	240,000	20,140	372,000	375,000	31,620
140,000	142,000	11,900	240,000	243,000	20,400	375,000	378,000	31,870
142,000	144,000	12,070	243,000	246,000	20,650	378,000	381,000	32,130
144,000	146,000	12,240	246,000	249,000	20,910	381,000	384,000	32,380
146,000	148,000	12,410	249,000	252,000	21,160	384,000	387,000	32,640
148,000	150,000	12,580	252,000	255,000	21,420	387,000	390,000	32,890
150,000	152,000	12,750	255,000	258,000	21,670	390,000	394,000	33,150
152,000	154,000	12,920	258,000	261,000	21,930	394,000	398,000	33,490
154,000	156,000	13,090	261,000	264,000	22,180	398,000	402,000	33,830
156,000	158,000	13,260	264,000	267,000	22,440	402,000	406,000	34,170
158,000	160,000	13,430	267,000	270,000	22,690	406,000	410,000	34,510
160,000	162,000	13,600	270,000	273,000	22,950	410,000	414,000	34,850
162,000	164,000	13,770	273,000	276,000	23,200	414,000	418,000	35,190
164,000	166,000	13,940	276,000	279,000	23,460	418,000	422,000	35,530
166,000	168,000	14,110	279,000	282,000	23,710	422,000	426,000	35,870
168,000	170,000	14,280	282,000	285,000	23,970	426,000	430,000	36,210
170,000	172,000	14,450	285,000	288,000	24,220	430,000	434,000	36,550
172,000	174,000	14,620	288,000	291,000	24,480	434,000	438,000	36,890
174,000	176,000	14,790	291,000	294,000	24,730	438,000	442,000	37,230
176,000	178,000	14,960	294,000	297,000	24,990	442,000	446,000	37,570
178,000	180,000	15,130	297,000	300,000	25,240	446,000	450,000	37,910
180,000	182,000	15,300	300,000	303,000	25,500	450,000	454,000	38,250
182,000	184,000	15,470	303,000	306,000	25,750	454,000	458,000	38,590
184,000	186,000	15,640	306,000	309,000	26,010	458,000	462,000	38,930
186,000	188,000	15,810	309,000	312,000	26,260	462,000	466,000	39,270
188,000	190,000	15,980	312,000	315,000	26,520	466,000	470,000	39,610
190,000	192,000	16,150	315,000	318,000	26,770	470,000	474,000	39,950
192,000	194,000	16,320	318,000	321,000	27,030	474,000	478,000	40,290
194,000	196,000	16,490	321,000	324,000	27,280	478,000	482,000	40,630
196,000	198,000	16,660	324,000	327,000	27,540	482,000	486,000	40,970
198,000	200,000	16,830	327,000	330,000	27,790	486,000	490,000	41,310
200,000	202,000	17,000	330,000	333,000	28,050	490,000	494,000	41,650
202,000	204,000	17,170	333,000	336,000	28,300	494,000	498,000	41,990
204,000	206,000	17,340	336,000	339,000	28,560	498,000	502,000	42,330
206,000	208,000	17,510	339,000	342,000	28,810	502,000	506,000	42,700
208,000	210,000	17,680	342,000	345,000	29,070	506,000	510,000	43,100
210,000	213,000	17,850	345,000	348,000	29,320	510,000	514,000	43,500

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 514,000	円 518,000	円 43,900	円 660,000	円 665,000	円 58,500	円 835,000	円 840,000	円 76,000
518,000	522,000	44,300	665,000	670,000	59,000	840,000	845,000	76,500
522,000	526,000	44,700	670,000	675,000	59,500	845,000	850,000	77,000
526,000	530,000	45,100	675,000	680,000	60,000	850,000	855,000	77,500
530,000	534,000	45,500	680,000	685,000	60,500	855,000	860,000	78,000
534,000	538,000	45,900	685,000	690,000	61,000	860,000	865,000	78,500
538,000	542,000	46,300	690,000	695,000	61,500	865,000	870,000	79,000
542,000	546,000	46,700	695,000	700,000	62,000	870,000	875,000	79,500
546,000	550,000	47,100	700,000	705,000	62,500	875,000	880,000	80,000
550,000	554,000	47,500	705,000	710,000	63,000	880,000	885,000	80,500
554,000	558,000	47,900	710,000	715,000	63,500	885,000	890,000	81,000
558,000	562,000	48,300	715,000	720,000	64,000	890,000	895,000	81,500
562,000	566,000	48,700	720,000	725,000	64,500	895,000	900,000	82,000
566,000	570,000	49,100	725,000	730,000	65,000	900,000	905,000	82,500
570,000	574,000	49,500	730,000	735,000	65,500	905,000	910,000	83,000
574,000	578,000	49,900	735,000	740,000	66,000	910,000	915,000	83,500
578,000	582,000	50,300	740,000	745,000	66,500	915,000	920,000	84,000
582,000	586,000	50,700	745,000	750,000	67,000	920,000	925,000	84,500
586,000	590,000	51,100	750,000	755,000	67,500	925,000	930,000	85,000
590,000	594,000	51,500	755,000	760,000	68,000	930,000	935,000	85,500
594,000	598,000	51,900	760,000	765,000	68,500	935,000	940,000	86,000
598,000	602,000	52,300	765,000	770,000	69,000	940,000	945,000	86,500
602,000	606,000	52,700	770,000	775,000	69,500	945,000	950,000	87,000
606,000	610,000	53,100	775,000	780,000	70,000	950,000	955,000	87,500
610,000	614,000	53,500	780,000	785,000	70,500	955,000	960,000	88,000
614,000	618,000	53,900	785,000	790,000	71,000	960,000	965,000	88,500
618,000	622,000	54,300	790,000	795,000	71,500	965,000	970,000	89,000
622,000	626,000	54,700	795,000	800,000	72,000	970,000	975,000	89,500
626,000	630,000	55,100	800,000	805,000	72,500	975,000	980,000	90,000
630,000	635,000	55,500	805,000	810,000	73,000	980,000	985,000	90,500
635,000	640,000	56,000	810,000	815,000	73,500	985,000	990,000	91,000
640,000	645,000	56,500	815,000	820,000	74,000	990,000	995,000	91,500
645,000	650,000	57,000	820,000	825,000	74,500	995,000	1,000,000	92,000
650,000	655,000	57,500	825,000	830,000	75,000	1,000,000円		92,500
655,000	660,000	58,000	830,000	835,000	75,500			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表 (月額表)

イ 甲 表
(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										乙		
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人	
以上	未 満	税 額										税 額		
円 18,000	円 未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額の6%に相 当する金額
18,000	18,200	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,316
18,200	18,400	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,334
18,400	18,600	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,353
18,600	18,800	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,371
18,800	19,000	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,389
19,000	19,200	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,408
19,200	19,400	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,426
19,400	19,600	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,445
19,600	19,800	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,463
19,800	20,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,481
20,000	20,200	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500
20,200	20,400	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,518
20,400	20,600	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
20,600	20,800	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,555
20,800	21,000	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,573
21,000	21,200	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,592
21,200	21,400	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,610
21,400	21,600	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,629
21,600	21,800	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,647
21,800	22,000	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665
22,000	22,200	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,684
22,200	22,400	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,702
22,400	22,600	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,721
22,600	22,800	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,739
22,800	23,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,757
23,000	23,200	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,776
23,200	23,400	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,794
23,400	23,600	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,813
23,600	23,800	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,831
23,800	24,000	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,849
24,000	24,200	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,868
24,200	24,400	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,886
24,400	24,600	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,905
24,600	24,800	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,924
24,800	25,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,958
25,000	25,400	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,993
25,400	25,800	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,062
25,800	26,200	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,130
26,200	26,600	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,199
26,600	27,000	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,268
27,000	27,400	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,347
27,400	27,800	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,428
27,800	28,200	690	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,508
28,200	28,600	710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,589
28,600	29,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,667

イ 甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲											乙		
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以上	未 満	税 額											税 額		
29,000	29,400	780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,743
29,400	29,800	810	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,819
29,800	30,200	840	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,895
30,200	30,600	870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,971
30,600	31,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,047
31,000	31,400	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,123
31,400	31,800	970	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,199
31,800	32,200	1,000	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,275
32,200	32,600	1,030	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,351
32,600	33,000	1,070	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,427
33,000	33,400	1,100	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,503
33,400	33,800	1,130	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,579
33,800	34,200	1,160	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,655
34,200	34,600	1,190	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,731
34,600	35,000	1,230	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,807
35,000	35,400	1,260	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,883
35,400	35,800	1,290	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,971
35,800	36,200	1,320	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,059
36,200	36,600	1,350	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,147
36,600	37,000	1,390	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,235
37,000	37,600	1,430	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,323
37,600	38,200	1,470	440	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,455
38,200	38,800	1,520	480	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,587
38,800	39,400	1,570	520	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,766
39,400	40,000	1,620	560	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,958
40,000	40,600	1,670	600	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,150
40,600	41,200	1,710	640	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,342
41,200	41,800	1,760	680	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,534
41,800	42,400	1,810	730	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,726
42,400	43,000	1,860	770	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,918
43,000	43,600	1,910	820	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,110
43,600	44,200	1,950	870	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,302
44,200	44,800	2,000	920	460	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,494
44,800	45,400	2,050	970	500	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,686
45,400	46,000	2,100	1,010	540	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,878
46,000	46,600	2,150	1,060	580	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,070
46,600	47,200	2,190	1,110	620	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,262
47,200	47,800	2,240	1,160	670	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,454
47,800	48,400	2,290	1,210	710	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,646
48,400	49,000	2,340	1,250	750	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,838
49,000	49,600	2,390	1,300	800	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,030
49,600	50,200	2,460	1,350	850	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,205
50,200	50,800	2,530	1,400	900	440	20	0	0	0	0	0	0	0	0	8,746
50,800	51,400	2,610	1,450	950	490	60	0	0	0	0	0	0	0	0	8,909
51,400	52,000	2,680	1,490	990	530	100	0	0	0	0	0	0	0	0	9,072
52,000	52,600	2,750	1,540	1,040	570	140	0	0	0	0	0	0	0	0	9,235
52,600	53,200	2,820	1,590	1,090	610	180	0	0	0	0	0	0	0	0	9,420
53,200	53,800	2,900	1,640	1,140	650	230	0	0	0	0	0	0	0	0	9,646
53,800	54,400	2,980	1,690	1,190	700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	9,872
54,400	55,000	3,060	1,750	1,250	750	320	0	0	0	0	0	0	0	0	10,098

イ 甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後の 給与等の金 額		甲											乙	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額											税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
55,000	56,000	3,170	1,820	1,320	820	380	0	0	0	0	0	0	0	10,324
56,000	57,000	3,300	1,910	1,410	910	450	30	0	0	0	0	0	0	10,701
57,000	58,000	3,440	2,000	1,500	1,000	530	110	0	0	0	0	0	0	11,077
58,000	59,000	3,570	2,090	1,590	1,090	610	180	0	0	0	0	0	0	11,454
59,000	60,000	3,710	2,180	1,680	1,180	680	260	0	0	0	0	0	0	11,830
60,000	61,000	3,840	2,270	1,770	1,270	770	340	0	0	0	0	0	0	12,207
61,000	62,000	3,980	2,360	1,860	1,360	860	410	0	0	0	0	0	0	12,583
62,000	63,000	4,110	2,490	1,950	1,450	950	490	60	0	0	0	0	0	12,960
63,000	64,000	4,250	2,620	2,040	1,540	1,040	570	140	0	0	0	0	0	13,336
64,000	65,000	4,380	2,760	2,130	1,630	1,130	640	220	0	0	0	0	0	13,707
65,000	66,000	4,520	2,890	2,220	1,720	1,220	720	290	0	0	0	0	0	14,067
66,000	67,000	4,650	3,030	2,310	1,810	1,310	810	370	0	0	0	0	0	14,427
67,000	68,000	4,790	3,160	2,410	1,900	1,400	900	450	20	0	0	0	0	14,787
68,000	69,000	4,920	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520	100	0	0	0	0	15,147
69,000	70,000	5,060	3,430	2,680	2,080	1,580	1,080	600	170	0	0	0	0	15,507
70,000	71,000	5,200	3,570	2,820	2,170	1,670	1,170	680	250	0	0	0	0	15,850
71,000	72,000	5,350	3,720	2,970	2,270	1,770	1,270	770	340	0	0	0	0	16,155
72,000	73,000	5,500	3,870	3,120	2,370	1,870	1,370	870	420	0	0	0	0	16,460
73,000	74,000	5,650	4,020	3,270	2,520	1,970	1,470	970	510	80	0	0	0	16,846
74,000	75,000	5,800	4,170	3,420	2,670	2,070	1,570	1,070	590	170	0	0	0	17,256
75,000	76,000	5,950	4,320	3,570	2,820	2,170	1,670	1,170	680	250	0	0	0	17,666
76,000	77,000	6,100	4,470	3,720	2,970	2,270	1,770	1,270	770	340	0	0	0	18,076
77,000	78,000	6,290	4,620	3,870	3,120	2,370	1,870	1,370	870	420	0	0	0	18,486
78,000	79,000	6,490	4,770	4,020	3,270	2,520	1,970	1,470	970	510	80	0	0	18,896
79,000	80,000	6,690	4,920	4,170	3,420	2,670	2,070	1,570	1,070	590	170	0	0	19,306
80,000	81,000	6,890	5,070	4,320	3,570	2,820	2,170	1,670	1,170	680	250	0	0	19,716
81,000	82,000	7,090	5,220	4,470	3,720	2,970	2,270	1,770	1,270	770	340	0	0	20,126
82,000	83,000	7,290	5,370	4,620	3,870	3,120	2,370	1,870	1,370	870	420	0	0	20,536
83,000	84,000	7,490	5,520	4,770	4,020	3,270	2,520	1,970	1,470	970	510	80	0	20,946
84,000	85,000	7,690	5,670	4,920	4,170	3,420	2,670	2,070	1,570	1,070	590	170	0	21,356
85,000	86,500	7,940	5,860	5,110	4,360	3,610	2,860	2,200	1,700	1,200	700	280	0	21,766
86,500	88,000	8,240	6,090	5,340	4,590	3,840	3,090	2,350	1,850	1,350	850	400	0	22,381
88,000	89,500	8,540	6,370	5,560	4,810	4,060	3,310	2,560	2,000	1,500	1,000	530	0	22,996
89,500	91,000	8,840	6,670	5,790	5,040	4,290	3,540	2,790	2,150	1,650	1,150	660	0	23,611
91,000	92,500	9,140	6,970	6,010	5,260	4,510	3,760	3,010	2,300	1,800	1,300	800	0	24,226
92,500	94,000	9,440	7,270	6,270	5,490	4,740	3,990	3,240	2,490	1,950	1,450	950	0	24,841
94,000	95,500	9,740	7,570	6,570	5,710	4,960	4,210	3,460	2,710	2,100	1,600	1,100	0	25,456
95,500	97,000	10,040	7,870	6,870	5,940	5,190	4,440	3,690	2,940	2,250	1,750	1,250	0	26,071
97,000	98,500	10,340	8,170	7,170	6,170	5,410	4,660	3,910	3,160	2,410	1,900	1,400	0	26,686
98,500	100,000	10,640	8,470	7,470	6,470	5,640	4,890	4,140	3,390	2,640	2,050	1,550	0	27,301
100,000	101,500	10,940	8,770	7,770	6,770	5,860	5,110	4,360	3,610	2,860	2,200	1,700	0	27,916
101,500	103,000	11,240	9,070	8,070	7,070	6,090	5,340	4,590	3,840	3,090	2,350	1,850	0	28,607
103,000	104,500	11,540	9,370	8,370	7,370	6,370	5,560	4,810	4,060	3,310	2,560	2,000	0	29,296
104,500	106,000	11,840	9,670	8,670	7,670	6,670	5,790	5,040	4,290	3,540	2,790	2,150	0	29,987
106,000	107,500	12,140	9,970	8,970	7,970	6,970	6,010	5,260	4,510	3,760	3,010	2,300	0	30,676
107,500	109,000	12,440	10,270	9,270	8,270	7,270	6,270	5,490	4,740	3,990	3,240	2,490	0	31,367
109,000	110,500	12,740	10,570	9,570	8,570	7,570	6,570	5,710	4,960	4,210	3,460	2,710	0	32,056
110,500	112,000	13,100	10,870	9,870	8,870	7,870	6,870	5,940	5,190	4,440	3,690	2,940	0	32,747
112,000	113,500	13,480	11,170	10,170	9,170	8,170	7,170	6,170	5,410	4,660	3,910	3,160	0	33,436
113,500	115,000	13,850	11,470	10,470	9,470	8,470	7,470	6,470	5,640	4,890	4,140	3,390	0	34,127

イ 甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										乙	
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以上	未満	税 額										税 額	
115,000	116,500	14,230	11,770	10,770	9,770	8,770	7,770	6,770	5,860	5,110	4,360	3,610	34,816
116,500	118,000	14,600	12,070	11,070	10,070	9,070	8,070	7,070	6,090	5,340	4,590	3,840	35,507
118,000	119,500	14,980	12,370	11,370	10,370	9,370	8,370	7,370	6,370	5,560	4,810	4,060	36,196
119,500	121,000	15,350	12,670	11,670	10,670	9,670	8,670	7,670	6,670	5,790	5,040	4,290	36,887
121,000	122,500	15,730	13,020	11,970	10,970	9,970	8,970	7,970	6,970	6,010	5,260	4,510	37,576
122,500	124,000	16,100	13,400	12,270	11,270	10,270	9,270	8,270	7,270	6,270	5,490	4,740	38,267
124,000	125,500	16,480	13,770	12,570	11,570	10,570	9,570	8,570	7,570	6,570	5,710	4,960	38,956
125,500	127,000	16,850	14,150	12,900	11,870	10,870	9,870	8,870	7,870	6,870	5,940	5,190	39,647
127,000	128,500	17,230	14,520	13,270	12,170	11,170	10,170	9,170	8,170	7,170	6,170	5,410	40,336
128,500	130,000	17,600	14,900	13,650	12,470	11,470	10,470	9,470	8,470	7,470	6,470	5,640	41,027
130,000	132,000	18,040	15,330	14,080	12,830	11,820	10,820	9,820	8,820	7,820	6,820	5,900	41,716
132,000	134,000	18,540	15,830	14,580	13,330	12,220	11,220	10,220	9,220	8,220	7,220	6,220	42,663
134,000	136,000	19,040	16,330	15,080	13,830	12,620	11,620	10,620	9,620	8,620	7,620	6,620	43,793
136,000	138,000	19,540	16,830	15,580	14,330	13,080	12,020	11,020	10,020	9,020	8,020	7,020	44,923
138,000	140,000	20,040	17,330	16,080	14,830	13,580	12,420	11,420	10,420	9,420	8,420	7,420	46,047
140,000	142,000	20,540	17,830	16,580	15,330	14,080	12,830	11,820	10,820	9,820	8,820	7,820	47,067
142,000	144,000	21,040	18,330	17,080	15,830	14,580	13,330	12,220	11,220	10,220	9,220	8,220	48,087
144,000	146,000	21,540	18,830	17,580	16,330	15,080	13,830	12,620	11,620	10,620	9,620	8,620	49,107
146,000	148,000	22,040	19,330	18,080	16,830	15,580	14,330	13,080	12,020	11,020	10,020	9,020	50,127
148,000	150,000	22,540	19,830	18,580	17,330	16,080	14,830	13,580	12,420	11,420	10,420	9,420	51,147
150,000	152,000	23,040	20,330	19,080	17,830	16,580	15,330	14,080	12,830	11,820	10,820	9,820	52,167
152,000	154,000	23,610	20,830	19,580	18,330	17,080	15,830	14,580	13,330	12,220	11,220	10,220	53,187
154,000	156,000	24,210	21,330	20,080	18,830	17,580	16,330	15,080	13,830	12,620	11,620	10,620	54,207
156,000	158,000	24,810	21,830	20,580	19,330	18,080	16,830	15,580	14,330	13,080	12,020	11,020	55,227
158,000	160,000	25,410	22,330	21,080	19,830	18,580	17,330	16,080	14,830	13,580	12,420	11,420	56,247
160,000	162,000	26,010	22,830	21,580	20,330	19,080	17,830	16,580	15,330	14,080	12,830	11,820	57,267
162,000	164,000	26,610	23,360	22,080	20,830	19,580	18,330	17,080	15,830	14,580	13,330	12,220	58,287
164,000	166,000	27,210	23,960	22,580	21,330	20,080	18,830	17,580	16,330	15,080	13,830	12,620	59,307
166,000	168,000	27,810	24,560	23,080	21,830	20,580	19,330	18,080	16,830	15,580	14,330	13,080	60,327
168,000	170,000	28,410	25,160	23,660	22,330	21,080	19,830	18,580	17,330	16,080	14,830	13,580	61,347
170,000	172,000	29,010	25,760	24,260	22,830	21,580	20,330	19,080	17,830	16,580	15,330	14,080	62,367
172,000	174,000	29,610	26,360	24,860	23,360	22,080	20,830	19,580	18,330	17,080	15,830	14,580	63,447
174,000	176,000	30,210	26,960	25,460	23,960	22,580	21,330	20,080	18,830	17,580	16,330	15,080	64,677
176,000	178,000	30,810	27,560	26,060	24,560	23,080	21,830	20,580	19,330	18,080	16,830	15,580	65,907
178,000	180,000	31,410	28,160	26,660	25,160	23,660	22,330	21,080	19,830	18,580	17,330	16,080	67,137
180,000	182,000	32,010	28,760	27,260	25,760	24,260	22,830	21,580	20,330	19,080	17,830	16,580	68,367
182,000	184,000	32,610	29,360	27,860	26,360	24,860	23,360	22,080	20,830	19,580	18,330	17,080	69,597
184,000	186,000	33,210	29,960	28,460	26,960	25,460	23,960	22,580	21,330	20,080	18,830	17,580	70,827
186,000	188,000	33,810	30,560	29,060	27,560	26,060	24,560	23,080	21,830	20,580	19,330	18,080	72,057
188,000	190,000	34,410	31,160	29,660	28,160	26,660	25,160	23,660	22,330	21,080	19,830	18,580	73,287
190,000	192,000	35,010	31,760	30,260	28,760	27,260	25,760	24,260	22,830	21,580	20,330	19,080	74,517
192,000	194,000	35,610	32,360	30,860	29,360	27,860	26,360	24,860	23,360	22,080	20,830	19,580	75,887
194,000	196,000	36,210	32,960	31,460	29,960	28,460	26,960	25,460	23,960	22,580	21,330	20,080	77,307
196,000	198,000	36,810	33,560	32,060	30,560	29,060	27,560	26,060	24,560	23,080	21,830	20,580	78,727
198,000	200,000	37,410	34,160	32,660	31,160	29,660	28,160	26,660	25,160	23,660	22,330	21,080	79,947

イ 甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲											乙
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											税 額
200,000 円	37,710 ^円	34,460 ^円	32,960 ^円	31,460 ^円	29,960 ^円	28,460 ^円	26,960 ^円	25,460 ^円	23,960 ^円	22,580 ^円	21,330 ^円	80,167 ^円
200,000円をこ え231,000円に 満たない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円 をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額											80,167円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額のうち 200,000円を こえる金額の 40%に相当す る金額を加算 した金額
231,000 円	47,010 ^円	43,760 ^円	42,260 ^円	40,760 ^円	39,260 ^円	37,760 ^円	36,260 ^円	34,760 ^円	33,260 ^円	31,880 ^円	30,630 ^円	92,567 ^円
231,000円をこ え298,000円に 満たない金額	231,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち231,000円 をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											92,567円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額のうち 231,000円を こえる金額の 45%に相当す る金額を加算 した金額
298,000 円	70,460 ^円	67,210 ^円	65,710 ^円	64,210 ^円	62,710 ^円	61,210 ^円	59,710 ^円	58,210 ^円	56,710 ^円	55,330 ^円	54,080 ^円	122,717 ^円
298,000円をこ え381,000円に 満たない金額	298,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち298,000円 をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											122,717円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額のうち 298,000円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額
381,000 円	103,360 ^円	100,410 ^円	98,910 ^円	97,410 ^円	95,910 ^円	94,410 ^円	92,910 ^円	91,410 ^円	89,910 ^円	88,530 ^円	87,280 ^円	164,217 ^円
381,000円をこ え548,000円に 満たない金額	381,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち381,000円 をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											164,217円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額のうち 381,000円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額
548,000 円	178,810 ^円	175,560 ^円	174,060 ^円	172,560 ^円	171,060 ^円	169,560 ^円	168,060 ^円	166,560 ^円	165,060 ^円	163,680 ^円	162,430 ^円	256,067 ^円
548,000円をこ える金額	548,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち548,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											256,067円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額のうち 548,000円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこ える1人ごとに750円を控除した金額												従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合に は、当該申告 書に記載され た扶養親族等 の数に応じ、 扶養親族等1 人ごとに750 円を、上の各 欄によつて求 めた税額から 控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各 欄によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が10人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに750円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当することに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき6,000円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)の(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに750円を控除した金額）が、その求める税額である。

ロ乙表
(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
26,600	27,000	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,400	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,400	27,800	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,800	28,200	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28,200	28,600	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28,600	29,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,400	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,400	29,800	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,800	30,200	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30,200	30,600	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30,600	31,000	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,400	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,400	31,800	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,800	32,200	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32,200	32,600	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32,600	33,000	450	20	0	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,400	470	50	0	0	0	0	0	0	0	0
33,400	33,800	500	70	0	0	0	0	0	0	0	0
33,800	34,200	530	100	0	0	0	0	0	0	0	0
34,200	34,600	550	130	0	0	0	0	0	0	0	0
34,600	35,000	580	160	0	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,400	610	180	0	0	0	0	0	0	0	0
35,400	35,800	640	210	0	0	0	0	0	0	0	0
35,800	36,200	660	240	0	0	0	0	0	0	0	0
36,200	36,600	690	270	0	0	0	0	0	0	0	0
36,600	37,000	720	290	0	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,600	760	330	0	0	0	0	0	0	0	0
37,600	38,200	810	370	0	0	0	0	0	0	0	0
38,200	38,800	850	410	0	0	0	0	0	0	0	0
38,800	39,400	900	450	20	0	0	0	0	0	0	0
39,400	40,000	950	490	60	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,600	1,000	530	110	0	0	0	0	0	0	0
40,600	41,200	1,050	570	150	0	0	0	0	0	0	0
41,200	41,800	1,090	610	190	0	0	0	0	0	0	0
41,800	42,400	1,140	650	230	0	0	0	0	0	0	0
42,400	43,000	1,190	690	270	0	0	0	0	0	0	0
43,000	43,600	1,240	740	310	0	0	0	0	0	0	0
43,600	44,200	1,290	790	350	0	0	0	0	0	0	0
44,200	44,800	1,330	830	390	0	0	0	0	0	0	0
44,800	45,400	1,380	880	430	10	0	0	0	0	0	0
45,400	46,000	1,430	930	470	50	0	0	0	0	0	0
46,000	46,600	1,480	980	510	90	0	0	0	0	0	0
46,600	47,200	1,530	1,030	550	130	0	0	0	0	0	0
47,200	47,800	1,570	1,070	590	170	0	0	0	0	0	0
47,800	48,400	1,620	1,120	640	210	0	0	0	0	0	0
48,400	49,000	1,670	1,170	680	250	0	0	0	0	0	0
49,000	49,600	1,720	1,220	720	290	0	0	0	0	0	0
49,600	50,200	1,770	1,270	770	330	0	0	0	0	0	0
50,200	50,800	1,810	1,310	810	370	0	0	0	0	0	0
50,800	51,400	1,860	1,360	860	410	0	0	0	0	0	0

ロ乙表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税 額									
51,400	52,000	1,910	1,410	910	460	30	0	0	0	0	0
52,000	52,800	1,960	1,460	960	500	70	0	0	0	0	0
52,600	53,200	2,010	1,510	1,010	540	110	0	0	0	0	0
53,200	53,800	2,060	1,560	1,060	580	150	0	0	0	0	0
53,800	54,400	2,110	1,610	1,110	630	200	0	0	0	0	0
54,400	55,000	2,160	1,660	1,160	670	250	0	0	0	0	0
55,000	56,000	2,240	1,740	1,240	740	310	0	0	0	0	0
56,000	57,000	2,330	1,830	1,330	830	380	0	0	0	0	0
57,000	58,000	2,440	1,920	1,420	920	460	40	0	0	0	0
58,000	59,000	2,570	2,010	1,510	1,010	540	110	0	0	0	0
59,000	60,000	2,710	2,100	1,600	1,100	610	190	0	0	0	0
60,000	61,000	2,840	2,190	1,690	1,190	690	260	0	0	0	0
61,000	62,000	2,980	2,280	1,780	1,280	780	340	0	0	0	0
62,000	63,000	3,110	2,370	1,870	1,370	870	420	0	0	0	0
63,000	64,000	3,250	2,500	1,960	1,460	960	490	70	0	0	0
64,000	65,000	3,380	2,630	2,050	1,550	1,050	570	150	0	0	0
65,000	66,000	3,520	2,770	2,140	1,640	1,140	650	220	0	0	0
66,000	67,000	3,650	2,900	2,230	1,730	1,230	730	300	0	0	0
67,000	68,000	3,790	3,040	2,320	1,820	1,320	820	380	0	0	0
68,000	69,000	3,920	3,170	2,420	1,910	1,410	910	450	30	0	0
69,000	70,000	4,060	3,310	2,560	2,000	1,500	1,000	530	100	0	0
70,000	71,000	4,200	3,450	2,700	2,090	1,590	1,090	610	180	0	0
71,000	72,000	4,350	3,600	2,850	2,190	1,690	1,190	690	270	0	0
72,000	73,000	4,500	3,750	3,000	2,290	1,790	1,290	790	350	0	0
73,000	74,000	4,650	3,900	3,150	2,400	1,890	1,390	890	440	10	0
74,000	75,000	4,800	4,050	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520	100	0
75,000	76,000	4,950	4,200	3,450	2,700	2,090	1,590	1,090	610	180	0
76,000	77,000	5,100	4,350	3,600	2,850	2,190	1,690	1,190	690	270	0
77,000	78,000	5,250	4,500	3,750	3,000	2,290	1,790	1,290	790	350	0
78,000	79,000	5,400	4,650	3,900	3,150	2,400	1,890	1,390	890	440	10
79,000	80,000	5,550	4,800	4,050	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520	100
80,000	81,000	5,700	4,950	4,200	3,450	2,700	2,090	1,590	1,090	610	180
81,000	82,000	5,850	5,100	4,350	3,600	2,850	2,190	1,690	1,190	690	270
82,000	83,000	6,000	5,250	4,500	3,750	3,000	2,290	1,790	1,290	790	350
83,000	84,000	6,160	5,400	4,650	3,900	3,150	2,400	1,890	1,390	890	440
84,000	85,000	6,360	5,550	4,800	4,050	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520
85,000	86,500	6,610	5,740	4,990	4,240	3,490	2,740	2,120	1,620	1,120	630
86,500	88,000	6,910	5,960	5,210	4,460	3,710	2,960	2,270	1,770	1,270	770
88,000	89,500	7,210	6,210	5,440	4,690	3,940	3,190	2,440	1,920	1,420	920
89,500	91,000	7,510	6,510	5,660	4,910	4,160	3,410	2,660	2,070	1,570	1,070
91,000	92,500	7,810	6,810	5,890	5,140	4,390	3,640	2,890	2,220	1,720	1,220
92,500	94,000	8,110	7,110	6,110	5,360	4,610	3,860	3,110	2,370	1,870	1,370
94,000	95,500	8,410	7,410	6,410	5,590	4,840	4,090	3,340	2,590	2,020	1,520
95,500	97,000	8,710	7,710	6,710	5,810	5,060	4,310	3,560	2,810	2,170	1,670
97,000	98,500	9,010	8,010	7,010	6,040	5,290	4,540	3,790	3,040	2,320	1,820
98,500	100,000	9,310	8,310	7,310	6,310	5,510	4,760	4,010	3,260	2,510	1,970
100,000	101,500	9,610	8,610	7,610	6,610	5,740	4,990	4,240	3,490	2,740	2,120
101,500	103,000	9,910	8,910	7,910	6,910	5,960	5,210	4,460	3,710	2,960	2,270
103,000	104,500	10,210	9,210	8,210	7,210	6,210	5,440	4,690	3,940	3,190	2,440
104,500	106,000	10,510	9,510	8,510	7,510	6,510	5,660	4,910	4,160	3,410	2,660

ロ 乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
106,000	107,500	10,810	9,810	8,810	7,810	6,810	5,890	5,140	4,390	3,640	2,890
107,500	109,000	11,110	10,110	9,110	8,110	7,110	6,110	5,360	4,610	3,860	3,110
109,000	110,500	11,410	10,410	9,410	8,410	7,410	6,410	5,590	4,840	4,090	3,340
110,500	112,000	11,710	10,710	9,710	8,710	7,710	6,710	5,810	5,060	4,310	3,560
112,000	113,500	12,010	11,010	10,010	9,010	8,010	7,010	6,040	5,290	4,540	3,790
113,500	115,000	12,310	11,310	10,310	9,310	8,310	7,310	6,310	5,510	4,760	4,010
115,000	116,500	12,610	11,610	10,610	9,610	8,610	7,610	6,610	5,740	4,990	4,240
116,500	118,000	12,940	11,910	10,910	9,910	8,910	7,910	6,910	5,960	5,210	4,460
118,000	119,500	13,310	12,210	11,210	10,210	9,210	8,210	7,210	6,210	5,440	4,690
119,500	121,000	13,690	12,510	11,510	10,510	9,510	8,510	7,510	6,510	5,660	4,910
121,000	122,500	14,060	12,810	11,810	10,810	9,810	8,810	7,810	6,810	5,890	5,140
122,500	124,000	14,440	13,190	12,110	11,110	10,110	9,110	8,110	7,110	6,110	5,360
124,000	125,500	14,810	13,560	12,410	11,410	10,410	9,410	8,410	7,410	6,410	5,590
125,500	127,000	15,190	13,940	12,710	11,710	10,710	9,710	8,710	7,710	6,710	5,810
127,000	128,500	15,560	14,310	13,060	12,010	11,010	10,010	9,010	8,010	7,010	6,040
128,500	130,000	15,940	14,690	13,440	12,310	11,310	10,310	9,310	8,310	7,310	6,310
130,000	132,000	16,370	15,120	13,870	12,660	11,660	10,660	9,660	8,660	7,660	6,660
132,000	134,000	16,870	15,620	14,370	13,120	12,060	11,060	10,060	9,060	8,060	7,060
134,000	136,000	17,370	16,120	14,870	13,620	12,460	11,460	10,460	9,460	8,460	7,460
136,000	138,000	17,870	16,620	15,370	14,120	12,870	11,860	10,860	9,860	8,860	7,860
138,000	140,000	18,370	17,120	15,870	14,620	13,370	12,260	11,260	10,260	9,260	8,260
140,000	142,000	18,870	17,620	16,370	15,120	13,870	12,660	11,660	10,660	9,660	8,660
142,000	144,000	19,370	18,120	16,870	15,620	14,370	13,120	12,060	11,060	10,060	9,060
144,000	146,000	19,870	18,620	17,370	16,120	14,870	13,620	12,460	11,460	10,460	9,460
146,000	148,000	20,370	19,120	17,870	16,620	15,370	14,120	12,870	11,860	10,860	9,860
148,000	150,000	20,870	19,620	18,370	17,120	15,870	14,620	13,370	12,260	11,260	10,260
150,000	152,000	21,370	20,120	18,870	17,620	16,370	15,120	13,870	12,660	11,660	10,660
152,000	154,000	21,870	20,620	19,370	18,120	16,870	15,620	14,370	13,120	12,060	11,060
154,000	156,000	22,370	21,120	19,870	18,620	17,370	16,120	14,870	13,620	12,460	11,460
156,000	158,000	22,870	21,620	20,370	19,120	17,870	16,620	15,370	14,120	12,870	11,860
158,000	160,000	23,410	22,120	20,870	19,620	18,370	17,120	15,870	14,620	13,370	12,260
160,000	162,000	24,010	22,620	21,370	20,120	18,870	17,620	16,370	15,120	13,870	12,660
162,000	164,000	24,610	23,120	21,870	20,620	19,370	18,120	16,870	15,620	14,370	13,120
164,000	166,000	25,210	23,710	22,370	21,120	19,870	18,620	17,370	16,120	14,870	13,620
166,000	168,000	25,810	24,310	22,870	21,620	20,370	19,120	17,870	16,620	15,370	14,120
168,000	170,000	26,410	24,910	23,410	22,120	20,870	19,620	18,370	17,120	15,870	14,620
170,000	172,000	27,010	25,510	24,010	22,620	21,370	20,120	18,870	17,620	16,370	15,120
172,000	174,000	27,610	26,110	24,610	23,120	21,870	20,620	19,370	18,120	16,870	15,620
174,000	176,000	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370	21,120	19,870	18,620	17,370	16,120
176,000	178,000	28,810	27,310	25,810	24,310	22,870	21,620	20,370	19,120	17,870	16,620
178,000	180,000	29,410	27,910	26,410	24,910	23,410	22,120	20,870	19,620	18,370	17,120
180,000	182,000	30,010	28,510	27,010	25,510	24,010	22,620	21,370	20,120	18,870	17,620
182,000	184,000	30,610	29,110	27,610	26,110	24,610	23,120	21,870	20,620	19,370	18,120
184,000	186,000	31,210	29,710	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370	21,120	19,870	18,620
186,000	188,000	31,810	30,310	28,810	27,310	25,810	24,310	22,870	21,620	20,370	19,120
188,000	190,000	32,410	30,910	29,410	27,910	26,410	24,910	23,410	22,120	20,870	19,620
190,000	192,000	33,010	31,510	30,010	28,510	27,010	25,510	24,010	22,620	21,370	20,120
192,000	194,000	33,610	32,110	30,610	29,110	27,610	26,110	24,610	23,120	21,870	20,620
194,000	196,000	34,210	32,710	31,210	29,710	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370	21,120
196,000	198,000	34,810	33,310	31,810	30,310	28,810	27,310	25,810	24,310	22,870	21,620

ロ乙表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上 未満	税 額									
198,000円 200,000円	35,410円	33,910円	32,410円	30,910円	29,410円	27,910円	26,410円	24,910円	23,410円	22,120円
200,000円	35,710円	34,210円	32,710円	31,210円	29,710円	28,210円	26,710円	25,210円	23,710円	22,370円
200,000円をこえ231,000円に満たない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									
231,000円	45,010円	43,510円	42,010円	40,510円	39,010円	37,510円	36,010円	34,510円	33,010円	31,670円
231,000円をこえ298,000円に満たない金額	231,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち231,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
298,000円	68,460円	66,960円	65,460円	63,960円	62,460円	60,960円	59,460円	57,960円	56,460円	55,120円
298,000円をこえ381,000円に満たない金額	298,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち298,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
381,000円	101,660円	100,160円	98,660円	97,160円	95,660円	94,160円	92,660円	91,160円	89,660円	88,320円
381,000円をこえ548,000円に満たない金額	381,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち381,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									
548,000円	176,810円	175,310円	173,810円	172,310円	170,810円	169,310円	167,810円	166,310円	164,810円	163,470円
548,000円をこえる金額	548,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち548,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに750円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第七十八条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が10人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が10人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに750円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうち障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）

イ 甲 表
（一）

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲											乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未 満	税 額											税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
640	未 満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
660	670	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
680	690	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
690	700	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
700	710	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
710	720	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
720	730	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
730	740	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
740	750	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
750	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0
760	770	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0
770	780	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0
780	790	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
790	800	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
800	810	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
810	820	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
820	830	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
830	840	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
840	850	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	0
850	860	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0
860	870	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
870	880	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
880	890	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
890	900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0
900	910	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
910	920	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
920	940	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
940	960	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	0
960	980	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
980	1,000	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
1,000	1,020	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0
1,020	1,040	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
1,040	1,060	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
1,060	1,080	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
1,080	1,100	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
1,100	1,120	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	0
1,120	1,140	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
1,140	1,160	40	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0
1,160	1,180	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128	0
1,180	1,200	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	0
1,200	1,220	45	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137	0
1,220	1,240	45	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142	0
1,240	1,260	45	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	146	0

イ 甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲											乙	丙			
		扶 養 親 族 等 の 数															
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人					
以 上	未 満	税 額											税 額	税 額			
円 1,260	円 1,280	円 50	円 15	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 150	円 0
1,280	1,300	50	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155	0
1,300	1,320	50	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161	0
1,320	1,340	55	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168	0
1,340	1,360	55	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	174	0
1,360	1,380	55	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,380	1,400	60	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187	0
1,400	1,420	60	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	193	0
1,420	1,440	60	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
1,440	1,460	65	25	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206	0
1,460	1,480	65	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212	0
1,480	1,500	65	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	219	0
1,500	1,520	70	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	225	0
1,520	1,540	70	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	232	0
1,540	1,560	70	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238	0
1,560	1,600	75	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	244	0
1,600	1,640	75	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	257	0
1,640	1,680	80	45	25	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	269	0
1,680	1,720	85	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	292	0
1,720	1,760	90	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	303	0
1,760	1,800	95	55	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315	0
1,800	1,840	100	55	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	331	0
1,840	1,880	105	60	45	25	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	346	0
1,880	1,920	110	65	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	361	0
1,920	1,960	115	65	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	376	0
1,960	2,000	120	70	55	40	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	391	0
2,000	2,040	130	75	60	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	406	0
2,040	2,080	135	80	60	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	421	2
2,080	2,120	140	85	65	50	30	15	5	0	0	0	0	0	0	0	436	5
2,120	2,160	145	90	70	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	451	7
2,160	2,200	150	95	70	55	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	465	10
2,200	2,240	155	100	75	60	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	480	13
2,240	2,280	160	105	80	65	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0	494	16
2,280	2,320	165	110	85	65	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0	509	18
2,320	2,360	170	115	90	70	55	35	20	5	0	0	0	0	0	0	523	21
2,360	2,400	175	125	100	75	55	40	25	10	0	0	0	0	0	0	536	24
2,400	2,440	185	130	105	80	60	45	30	15	0	0	0	0	0	0	548	27
2,440	2,480	190	135	110	85	65	50	30	15	5	0	0	0	0	0	564	29
2,480	2,520	195	140	115	90	70	55	35	20	5	0	0	0	0	0	581	32
2,520	2,560	200	145	120	95	75	55	40	25	10	0	0	0	0	0	597	36
2,560	2,600	210	155	130	105	75	60	45	25	15	0	0	0	0	0	614	40
2,600	2,640	215	160	135	110	85	65	50	30	15	5	0	0	0	0	630	43
2,640	2,680	225	165	140	115	90	70	50	35	20	5	0	0	0	0	646	47
2,680	2,720	230	170	145	120	95	75	55	40	25	10	5	0	0	0	663	50
2,720	2,760	240	175	150	125	100	75	60	45	25	15	5	0	0	0	679	54
2,760	2,800	250	185	160	135	110	85	65	50	30	15	5	0	0	0	696	58
2,800	2,860	260	190	165	140	115	90	70	50	35	20	10	5	0	0	712	61
2,860	2,920	270	200	175	150	125	100	75	60	40	25	10	5	0	0	737	67
2,920	2,980	280	210	185	160	135	110	85	65	50	30	15	5	0	0	761	72
2,980	3,040	295	220	190	165	140	115	90	70	55	35	20	10	0	0	786	77

イ 甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以上	未 満	税 額										税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,040	3,100	305	235	200	175	150	125	100	75	60	45	25	810	83
3,100	3,160	320	245	210	185	160	135	110	85	65	50	30	835	88
3,160	3,220	330	255	225	195	170	145	120	95	70	55	40	860	94
3,220	3,280	340	270	235	205	180	155	130	105	80	60	45	884	99
3,280	3,340	355	280	250	215	185	160	135	110	85	65	50	909	105
3,340	3,400	365	295	260	225	195	170	145	120	95	75	55	934	113
3,400	3,460	380	305	270	240	205	180	155	130	105	80	60	962	122
3,460	3,520	390	315	285	250	215	190	165	140	115	90	70	989	131
3,520	3,580	400	330	295	265	230	200	175	150	125	100	75	1,018	140
3,580	3,640	415	340	310	275	240	210	180	155	130	105	80	1,045	149
3,640	3,700	425	355	320	285	255	220	190	165	140	115	90	1,073	158
3,700	3,760	440	365	330	300	265	230	200	175	150	125	100	1,100	167
3,760	3,820	455	375	345	310	275	245	210	185	160	135	110	1,128	176
3,820	3,880	470	390	355	325	290	255	220	195	170	145	120	1,155	185
3,880	3,940	485	400	370	335	300	270	235	200	175	150	125	1,183	194
3,940	4,000	500	415	380	345	315	280	245	215	185	160	135	1,210	203
4,000	4,060	515	425	390	360	325	290	260	225	195	170	145	1,238	212
4,060	4,120	530	440	405	370	335	305	270	235	205	180	155	1,265	221
4,120	4,180	545	455	415	385	350	315	280	250	215	190	165	1,294	230
4,180	4,240	560	470	430	395	360	330	295	260	230	195	170	1,321	239
4,240	4,300	575	485	445	405	375	340	305	275	240	205	180	1,349	248
4,300	4,360	590	500	460	420	385	350	320	285	250	220	190	1,376	257
4,360	4,420	605	515	475	430	395	365	330	295	265	230	200	1,404	266
4,420	4,480	620	530	490	445	410	375	340	310	275	240	210	1,434	275
4,480	4,540	635	545	505	460	420	390	355	320	290	255	220	1,468	286
4,540	4,600	650	560	520	475	435	400	365	335	300	265	235	1,502	298
4,600	4,660	665	575	535	490	450	410	380	345	310	280	245	1,535	310
4,660	4,740	685	595	550	510	470	425	390	360	325	290	260	1,565	322
4,740	4,820	705	615	570	530	490	445	410	375	340	310	275	1,607	338
4,820	4,900	725	635	590	550	510	465	425	390	360	325	290	1,648	354
4,900	4,980	745	655	610	570	530	485	445	405	375	340	305	1,688	370
4,980	5,060	765	675	630	590	550	505	465	425	390	355	325	1,729	386
5,060	5,140	785	695	650	610	570	525	485	440	405	370	340	1,769	402
5,140	5,220	810	715	670	630	590	545	505	460	420	390	355	1,811	418
5,220	5,300	835	735	690	650	610	565	525	480	440	405	370	1,852	434
5,300	5,380	860	755	710	670	630	585	545	500	460	420	385	1,892	450
5,380	5,460	880	775	730	690	650	605	565	520	480	440	405	1,933	466
5,460	5,540	905	795	750	710	670	625	585	540	500	460	420	1,973	482
5,540	5,620	930	820	770	730	690	645	605	560	520	480	435	2,015	498
5,620	5,700	955	845	795	750	710	665	625	580	540	500	455	2,056	514
5,700	5,780	980	870	820	770	730	685	645	600	560	520	475	2,096	530
5,780	5,860	1,000	895	845	795	750	705	665	620	580	540	495	2,144	546
5,860	5,940	1,025	915	865	815	770	725	685	640	600	560	515	2,192	562
5,940	6,020	1,050	940	890	840	790	745	705	660	620	580	535	2,242	578
6,020	6,100	1,075	965	915	865	815	765	725	680	640	600	555	2,291	598
6,100	6,180	1,100	990	940	890	840	790	745	700	660	620	575	2,340	618
6,180	6,260	1,120	1,015	965	915	865	815	765	720	680	640	595	2,390	638
6,260	6,340	1,145	1,035	985	935	885	835	785	740	700	660	615	2,438	658
6,340	6,420	1,170	1,060	1,010	960	910	860	810	760	720	680	635	2,488	678
6,420	6,500	1,195	1,085	1,035	985	935	885	835	785	740	700	655	2,538	698

イ 甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲											乙	丙
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上 未 満	税 額											税 額	税 額
6,500 円	円 1,205	円 1,095	円 1,045	円 995	円 945	円 895	円 845	円 795	円 750	円 710	円 665	円 2,578	円 718
6,500 円をこえ 7,700 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額											2,578 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額	718 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額
7,700 円	円 1,565	円 1,455	円 1,405	円 1,355	円 1,305	円 1,255	円 1,205	円 1,155	円 1,110	円 1,070	円 1,025	円 3,058	円 1,078
7,700 円をこえ 9,920 円に満た ない金額	7,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,700 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額											3,058 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,700 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額	1,078 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,700 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額
9,920 円	円 2,340	円 2,230	円 2,180	円 2,130	円 2,080	円 2,030	円 1,980	円 1,930	円 1,885	円 1,845	円 1,800	円 4,057	円 1,855
9,920 円をこえ 12,700 円に満 たない金額	9,920 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 9,920 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額											4,057 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 9,920 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額	1,855 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 9,920 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額
12,700 円	円 3,450	円 3,340	円 3,290	円 3,240	円 3,190	円 3,140	円 3,090	円 3,040	円 2,995	円 2,955	円 2,910	円 5,447	円 2,967
12,700 円をこ え 18,250 円に 満たない金額	12,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,700 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額											5,447 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,700 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額	2,967 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,700 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額

イ 甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲												乙	丙
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上 未 満	税 額												税 額	税 額
18,250 円	5,945 ^円	5,835 ^円	5,785 ^円	5,375 ^円	5,685 ^円	5,635 ^円	5,585 ^円	5,535 ^円	5,490 ^円	5,450 ^円	5,405 ^円	8,499 ^円	5,464 ^円	
18,250 円をこ える金額	18,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額												8,499円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250 円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	5,464円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに25円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに25円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—
その者が障害者、老年人、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が10人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに25円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年人、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控

除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき200円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)の(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに25円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) 日雇労働者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 養 親 族 の 数										
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額										
円 920	円 未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
920	940	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	30	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,420	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,420	1,440	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,440	1,460	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,460	1,480	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,480	1,500	45	25	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,520	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,520	1,540	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,540	1,560	50	30	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,560	1,600	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,600	1,640	55	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,640	1,680	55	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,680	1,720	60	45	25	15	0	0	0	0	0	0	0
1,720	1,760	65	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0
1,760	1,800	65	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0
1,800	1,840	70	55	35	20	5	0	0	0	0	0	0
1,840	1,880	75	55	40	25	10	0	0	0	0	0	0
1,880	1,920	80	60	45	30	15	0	0	0	0	0	0
1,920	1,960	85	65	50	30	15	0	0	0	0	0	0
1,960	2,000	90	70	50	35	20	5	0	0	0	0	0
2,000	2,040	95	70	55	40	25	10	0	0	0	0	0
2,040	2,080	100	75	60	40	25	10	0	0	0	0	0

ロ乙表
(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,080	2,120	105	80	60	45	30	15	0	0	0	0
2,120	2,160	110	85	65	50	30	20	5	0	0	0
2,160	2,200	115	90	70	55	35	20	5	0	0	0
2,200	2,240	120	95	75	55	40	25	10	0	0	0
2,240	2,280	125	100	75	60	45	25	15	0	0	0
2,280	2,320	130	105	80	65	45	30	15	0	0	0
2,320	2,360	140	115	90	65	50	35	20	5	0	0
2,360	2,400	145	120	95	70	55	40	20	10	0	0
2,400	2,440	150	125	100	75	60	40	25	10	0	0
2,440	2,480	155	130	105	80	65	45	30	15	0	0
2,480	2,520	160	135	110	85	65	50	35	20	5	0
2,520	2,560	170	145	120	95	70	55	35	20	5	0
2,560	2,600	175	150	125	100	75	60	40	25	10	0
2,600	2,640	180	155	130	105	80	60	45	30	15	0
2,640	2,680	185	160	135	110	85	65	50	30	20	5
2,680	2,720	190	165	140	115	90	70	55	35	20	5
2,720	2,760	200	175	150	125	100	75	55	40	25	10
2,760	2,800	205	180	155	130	105	80	60	45	30	15
2,800	2,860	215	185	160	135	110	85	65	50	35	20
2,860	2,920	225	195	170	145	120	95	70	55	40	25
2,920	2,980	235	205	180	155	130	105	80	60	45	30
2,980	3,040	250	215	190	165	140	115	90	65	50	35
3,040	3,100	260	230	195	170	145	120	95	75	55	40
3,100	3,160	275	240	205	180	155	130	105	80	65	45
3,160	3,220	285	250	220	190	165	140	115	90	70	50
3,220	3,280	295	265	230	200	175	150	125	100	75	60
3,280	3,340	310	275	240	210	185	160	135	110	85	65
3,340	3,400	320	290	255	220	190	165	140	115	90	70
3,400	3,460	335	300	265	235	200	175	150	125	100	75
3,460	3,520	345	310	280	245	210	185	160	135	110	85
3,520	3,580	355	325	290	255	225	195	170	145	120	95
3,580	3,640	370	335	300	270	235	205	180	155	130	105
3,640	3,700	380	350	315	280	250	215	185	160	135	110
3,700	3,760	395	360	325	295	260	225	195	170	145	120
3,760	3,820	405	370	340	305	270	240	205	180	155	130
3,820	3,880	415	385	350	315	285	250	215	190	165	140
3,880	3,940	430	395	360	330	295	260	230	200	175	150
3,940	4,000	445	410	375	340	310	275	240	205	180	155
4,000	4,060	460	420	385	355	320	285	255	220	190	165
4,060	4,120	475	435	400	365	330	300	265	230	200	175
4,120	4,180	490	450	410	375	345	310	275	245	210	185
4,180	4,240	505	465	420	390	355	320	290	255	220	195
4,240	4,300	520	480	435	400	370	335	300	265	235	200
4,300	4,360	535	495	450	415	380	345	315	280	245	215
4,360	4,420	550	510	465	425	390	360	325	290	260	225
4,420	4,480	565	525	480	440	405	370	335	305	270	235
4,480	4,540	580	540	495	455	415	380	350	315	280	250
4,540	4,600	595	555	510	470	430	395	360	325	295	260
4,600	4,660	610	570	525	485	445	405	375	340	305	275
4,660	4,740	630	585	545	500	460	420	385	355	320	285

ロ 乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円 4,740	円 4,820	円 650	円 605	円 565	円 520	円 480	円 440	円 405	円 370	円 335	円 305
4,820	4,900	670	625	585	540	500	460	420	385	350	320
4,900	4,980	690	645	605	560	520	480	435	400	370	335
4,980	5,060	710	665	625	580	540	500	455	415	385	350
5,060	5,140	730	685	645	600	560	520	475	435	400	365
5,140	5,220	750	705	665	620	580	540	495	455	415	385
5,220	5,300	770	725	685	640	600	560	515	475	435	400
5,300	5,380	790	745	705	660	620	580	535	495	455	415
5,380	5,460	815	765	725	680	640	600	555	515	475	430
5,460	5,540	840	790	745	700	660	620	575	535	495	450
5,540	5,620	865	815	765	720	680	640	595	555	515	470
5,620	5,700	885	835	785	740	700	660	615	575	535	490
5,700	5,780	910	860	810	760	720	680	635	595	555	510
5,780	5,860	935	885	835	785	740	700	655	615	575	530
5,860	5,940	960	910	860	810	760	720	675	635	595	550
5,940	6,020	985	935	885	835	785	740	695	655	615	570
6,020	6,100	1,005	955	905	855	805	760	715	675	635	590
6,100	6,180	1,030	980	930	880	830	780	735	695	655	610
6,180	6,260	1,055	1,005	955	905	855	805	755	715	675	630
6,260	6,340	1,080	1,030	980	930	880	830	780	735	695	650
6,340	6,420	1,105	1,055	1,005	955	905	850	800	755	715	670
6,420	6,500	1,125	1,075	1,025	975	925	875	825	775	735	690
6,500円		1,140	1,090	1,040	990	940	890	840	790	745	700
6,500円をこえ 7,700円に満 たない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										
7,700円	円 1,500	円 1,450	円 1,400	円 1,350	円 1,300	円 1,250	円 1,200	円 1,150	円 1,105	円 1,060	
7,700円をこえ 9,920円に満 たない金額	7,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,700円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額										
9,920円	円 2,275	円 2,225	円 2,175	円 2,125	円 2,075	円 2,025	円 1,975	円 1,925	円 1,880	円 1,835	
9,920円をこえ 12,700円に満 たない金額	9,920円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,920円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										
12,700円	円 3,385	円 3,335	円 3,285	円 3,235	円 3,185	円 3,135	円 3,085	円 3,035	円 2,990	円 2,945	
12,700円をこえ 18,250円に満 たない金額	12,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額										

ロ 乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数									
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	税 額									
未 満	税 額									
18,250 円	5,880 ^円	5,830 ^円	5,780 ^円	5,730 ^円	5,680 ^円	5,630 ^円	5,580 ^円	5,530 ^円	5,485 ^円	5,440 ^円
18,250 円をこえる金額	18,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 25 円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第七十八条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 10 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が 10 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 25 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに 17 円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者 1 人につき 17 円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

の 数										乙	
6 人		7 人		8 人		9 人		10人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除後の給与等の金額										除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
46,300	円未満	50,400	円未満	54,400	円未満	58,100	円未満	61,900	円未満	4,000	円未満
46,300	49,500	50,400	53,800	54,400	57,800	58,100	61,800	61,900	65,700	4,000	6,000
49,500	53,100	53,800	57,300	57,800	61,500	61,800	65,600	65,700	69,800	6,000	8,500
53,100	56,300	57,300	60,700	61,500	65,100	65,600	69,500	69,800	73,900	8,500	11,000
56,300	59,800	60,700	64,500	65,100	69,100	69,500	73,800	73,900	78,500	11,000	14,500
59,800	66,900	64,500	70,600	69,100	74,500	73,800	78,500	78,500	82,500	14,500	22,700
66,900	72,900	70,600	77,100	74,500	81,300	78,500	85,500	82,500	89,800	22,700	24,100
72,900	82,000	77,100	86,700	81,300	91,400	85,500	95,800	89,800	100,000	24,100	31,500
82,000	88,800	86,700	92,800	91,400	97,100	95,800	101,500	100,000	105,900	31,500	34,100
88,800	99,300	92,800	103,700	97,100	108,100	101,500	112,500	105,900	116,900	34,100	35,900
99,300	110,700	103,700	115,000	108,100	119,300	112,500	123,600	116,900	127,900	35,900	47,100
110,700	121,500	115,000	125,700	119,300	129,900	123,600	134,000	127,900	138,200	47,100	50,000
121,500	136,700	125,700	141,400	129,900	146,100	134,000	150,800	138,200	155,500	50,000	53,200
136,700	148,000	141,400	152,000	146,100	155,900	150,800	160,300	155,500	164,700	53,200	64,100
148,000	165,400	152,000	169,900	155,900	174,300	160,300	178,700	164,700	183,100	64,100	67,900
165,400	185,700	169,900	190,000	174,300	194,300	178,700	198,600	183,100	202,900	67,900	86,300
185,700	204,900	190,000	209,000	194,300	213,200	198,600	217,400	202,900	221,500	86,300	91,300
204,900	230,500	209,000	235,200	213,200	239,800	217,400	244,500	221,500	249,200	91,300	96,900
230,500	246,700	235,200	250,700	239,800	255,100	244,500	259,600	249,200	264,000	96,900	116,900
246,700	275,700	250,700	280,100	255,100	284,600	259,600	289,000	264,000	293,400	116,900	123,900
275,700	303,600	280,100	307,900	284,600	312,100	289,000	316,400	293,400	320,700	123,900	147,900
303,600	329,900	307,900	334,000	312,100	338,200	316,400	342,400	320,700	346,500	147,900	156,500
329,900	371,100	334,000	375,800	338,200	380,500	342,400	385,200	346,500	389,800	156,500	166,200
371,100	444,100	375,800	448,000	380,500	452,000	385,200	455,900	389,800	459,900	166,200	222,500
444,100	496,300	448,000	500,700	452,000	505,100	455,900	509,600	459,900	514,000	222,500	235,800
496,300	円以上	500,700	円以上	505,100	円以上	509,600	円以上	514,000	円以上	235,800	円以上

ない者)の規定に該当するものを除く。)については、何に該当する場合を除き、
 の金額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除し

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
 る率である。

に該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、
 扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と

たものを含む。)については、何に該当する場合を除き、

率である。

場合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月
 この表によらず、第百八十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二項(賞与に係る徴収税額)の規定により

いるときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金
 金額又は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の金額に 乗すべき率	甲											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	13,400	円未満	23,600	円未満	28,300	円未満	33,000	円未満	37,700	円未満	42,100	円未満
2	13,400	14,500	23,600	25,500	28,300	30,500	33,000	35,600	37,700	40,600	42,100	45,000
4	14,500	15,800	25,500	27,700	30,500	33,200	35,600	38,700	40,600	43,600	45,000	48,400
6	15,800	17,200	27,700	30,300	33,200	36,300	38,700	41,800	43,600	46,800	48,400	51,800
8	17,200	36,900	30,300	40,900	36,300	43,800	41,800	46,800	46,800	50,100	51,800	55,100
10	36,900	41,500	40,900	49,600	43,800	53,200	46,800	56,400	50,100	59,700	55,100	63,300
12	41,500	46,100	49,600	54,600	53,200	58,200	56,400	61,800	59,700	65,400	63,300	68,900
14	46,100	57,300	54,600	60,400	58,200	64,300	61,800	68,300	65,400	72,700	68,900	77,300
16	57,300	62,300	60,400	69,300	64,300	73,000	68,300	77,000	72,700	80,900	77,300	84,900
18	62,300	68,100	69,300	77,200	73,000	81,600	77,000	86,000	80,900	90,400	84,900	94,900
20	68,100	82,500	77,200	90,600	81,600	94,400	86,000	98,100	90,400	102,100	94,900	106,400
22	82,500	91,700	90,600	100,700	94,400	104,900	98,100	109,000	102,100	113,200	106,400	117,400
24	91,700	103,100	100,700	113,300	104,900	118,000	109,000	122,700	113,200	127,300	117,400	132,000
26	103,100	119,700	113,300	128,300	118,000	132,200	122,700	136,200	127,300	140,100	132,000	144,100
28	119,700	133,800	128,300	143,400	132,200	147,800	136,200	152,200	140,100	156,600	144,100	161,000
30	133,800	157,500	143,400	165,600	147,800	169,400	152,200	173,100	156,600	177,100	161,000	181,400
32	157,500	175,000	165,600	184,000	169,400	188,200	173,100	192,400	177,100	196,500	181,400	200,700
34	175,000	196,900	184,000	207,000	188,200	211,700	192,400	216,400	196,500	221,100	200,700	225,800
36	196,900	218,400	207,000	227,000	211,700	230,900	216,400	234,900	221,100	238,800	225,800	242,800
38	218,400	244,100	227,000	253,700	230,900	258,100	234,900	262,500	238,800	266,900	242,800	271,300
40	244,100	272,900	253,700	282,100	258,100	286,400	262,500	290,700	266,900	295,000	271,300	299,300
42	272,900	300,000	282,100	309,000	286,400	313,200	290,700	317,400	295,000	321,500	299,300	325,700
44	300,000	337,500	309,000	347,700	313,200	352,300	317,400	357,000	321,500	361,700	325,700	366,400
46	337,500	415,800	347,700	424,300	352,300	428,300	357,000	432,200	361,700	436,200	366,400	440,100
48	415,800	464,700	424,300	474,300	428,300	478,700	432,200	483,100	436,200	487,500	440,100	491,900
50	464,700	円以上	474,300	円以上	478,700	円以上	483,100	円以上	487,500	円以上	491,900	円以上

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受け)
 - (1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等た金額を求める。
 - (2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求め
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、(一)当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき6,000円を控除した金額に応じ、「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ
 - (1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
- (四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、税額を計算する。
- (五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められて額から控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,500	2,000	0	25,500	26,000	2,160	71,000	72,000	6,030	152,000	154,000	13,700
2,000	2,500	120	26,000	26,500	2,210	72,000	73,000	6,120	154,000	156,000	13,900
2,500	3,000	170	26,500	27,000	2,250	73,000	74,000	6,200	156,000	158,000	14,100
		210	27,000	27,500	2,290	74,000	75,000	6,290	158,000	160,000	14,300
			27,500	28,000	2,330	75,000	76,000	6,370	160,000	162,000	14,500
3,000	3,500	250	28,000	28,500	2,380	76,000	77,000	6,460	162,000	164,000	14,700
3,500	4,000	290	28,500	29,000	2,420	77,000	78,000	6,540	164,000	166,000	14,900
4,000	4,500	340	29,000	29,500	2,460	78,000	79,000	6,630	166,000	168,000	15,100
4,500	5,000	380	29,500	30,000	2,500	79,000	80,000	6,710	168,000	170,000	15,300
5,000	5,500	420	30,000	31,000	2,550	80,000	81,000	6,800	170,000	172,000	15,500
5,500	6,000	460	31,000	32,000	2,630	81,000	82,000	6,880	172,000	174,000	15,700
6,000	6,500	510	32,000	33,000	2,720	82,000	83,000	6,970	174,000	176,000	15,900
6,500	7,000	550	33,000	34,000	2,800	83,000	84,000	7,050	176,000	178,000	16,100
7,000	7,500	590	34,000	35,000	2,890	84,000	85,000	7,140	178,000	180,000	16,300
7,500	8,000	630	35,000	36,000	2,970	85,000	86,000	7,220	180,000	182,000	16,500
8,000	8,500	680	36,000	37,000	3,060	86,000	87,000	7,310	182,000	184,000	16,700
8,500	9,000	720	37,000	38,000	3,140	87,000	88,000	7,390	184,000	186,000	16,900
9,000	9,500	760	38,000	39,000	3,230	88,000	89,000	7,480	186,000	188,000	17,100
9,500	10,000	800	39,000	40,000	3,310	89,000	90,000	7,560	188,000	190,000	17,300
10,000	10,500	850	40,000	41,000	3,400	90,000	92,000	7,650	190,000	192,000	17,500
10,500	11,000	890	41,000	42,000	3,480	92,000	94,000	7,820	192,000	194,000	17,700
11,000	11,500	930	42,000	43,000	3,570	94,000	96,000	7,990	194,000	196,000	17,900
11,500	12,000	970	43,000	44,000	3,650	96,000	98,000	8,160	196,000	198,000	18,100
12,000	12,500	1,020	44,000	45,000	3,740	98,000	100,000	8,330	198,000	200,000	18,300
12,500	13,000	1,060	45,000	46,000	3,820	100,000	102,000	8,500	200,000	202,000	18,500
13,000	13,500	1,100	46,000	47,000	3,910	102,000	104,000	8,700	202,000	204,000	18,700
13,500	14,000	1,140	47,000	48,000	3,990	104,000	106,000	8,900	204,000	206,000	18,900
14,000	14,500	1,190	48,000	49,000	4,080	106,000	108,000	9,100	206,000	208,000	19,100
14,500	15,000	1,230	49,000	50,000	4,160	108,000	110,000	9,300	208,000	210,000	19,300
15,000	15,500	1,270	50,000	51,000	4,250	110,000	112,000	9,500	210,000	213,000	19,500
15,500	16,000	1,310	51,000	52,000	4,330	112,000	114,000	9,700	213,000	216,000	19,800
16,000	16,500	1,360	52,000	53,000	4,420	114,000	116,000	9,900	216,000	219,000	20,100
16,500	17,000	1,400	53,000	54,000	4,500	116,000	118,000	10,100	219,000	222,000	20,400
17,000	17,500	1,440	54,000	55,000	4,580	118,000	120,000	10,300	222,000	225,000	20,700
17,500	18,000	1,480	55,000	56,000	4,670	120,000	122,000	10,500	225,000	228,000	21,000
18,000	18,500	1,530	56,000	57,000	4,760	122,000	124,000	10,700	228,000	231,000	21,300
18,500	19,000	1,570	57,000	58,000	4,840	124,000	126,000	10,900	231,000	234,000	21,600
19,000	19,500	1,610	58,000	59,000	4,930	126,000	128,000	11,100	234,000	237,000	21,900
19,500	20,000	1,650	59,000	60,000	5,010	128,000	130,000	11,300	237,000	240,000	22,200
20,000	20,500	1,700	60,000	61,000	5,100	130,000	132,000	11,500	240,000	243,000	22,500
20,500	21,000	1,740	61,000	62,000	5,180	132,000	134,000	11,700	243,000	246,000	22,800
21,000	21,500	1,780	62,000	63,000	5,270	134,000	136,000	11,900	246,000	249,000	23,100
21,500	22,000	1,820	63,000	64,000	5,350	136,000	138,000	12,100	249,000	252,000	23,400
22,000	22,500	1,870	64,000	65,000	5,440	138,000	140,000	12,300	252,000	255,000	23,700
22,500	23,000	1,910	65,000	66,000	5,520	140,000	142,000	12,500	255,000	258,000	24,000
23,000	23,500	1,950	66,000	67,000	5,610	142,000	144,000	12,700	258,000	261,000	24,300
23,500	24,000	1,990	67,000	68,000	5,690	144,000	146,000	12,900	261,000	264,000	24,600
24,000	24,500	2,040	68,000	69,000	5,780	146,000	148,000	13,100	264,000	267,000	24,900
24,500	25,000	2,080	69,000	70,000	5,860	148,000	150,000	13,300	267,000	270,000	25,200
25,000	25,500	2,120	70,000	71,000	5,950	150,000	152,000	13,500	270,000	273,000	25,500

(二)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
273,000	276,000	25,800	434,000	438,000	48,600	635,000	640,000	80,500	885,000	890,000	130,500
276,000	279,000	26,100	438,000	442,000	49,200	640,000	645,000	81,500	890,000	895,000	131,500
279,000	282,000	26,400	442,000	446,000	49,800	645,000	650,000	82,500	895,000	900,000	132,500
282,000	285,000	26,700	446,000	450,000	50,400	650,000	655,000	83,500	900,000	905,000	133,500
285,000	288,000	27,000	450,000	454,000	51,000	655,000	660,000	84,500	905,000	910,000	134,500
288,000	291,000	27,300	454,000	458,000	51,600	660,000	665,000	85,500	910,000	915,000	135,500
291,000	294,000	27,600	458,000	462,000	52,200	665,000	670,000	86,500	915,000	920,000	136,500
294,000	297,000	27,900	462,000	466,000	52,800	670,000	675,000	87,500	920,000	925,000	137,500
297,000	300,000	28,200	466,000	470,000	53,400	675,000	680,000	88,500	925,000	930,000	138,500
300,000	303,000	28,500	470,000	474,000	54,000	680,000	685,000	89,500	930,000	935,000	139,500
303,000	306,000	28,950	474,000	478,000	54,600	685,000	690,000	90,500	935,000	940,000	140,500
306,000	309,000	29,400	478,000	482,000	55,200	690,000	695,000	91,500	940,000	945,000	141,500
309,000	312,000	29,850	482,000	486,000	55,800	695,000	700,000	92,500	945,000	950,000	142,500
312,000	315,000	30,300	486,000	490,000	56,400	700,000	705,000	93,500	950,000	955,000	143,500
315,000	318,000	30,750	490,000	494,000	57,000	705,000	710,000	94,500	955,000	960,000	144,500
318,000	321,000	31,200	494,000	498,000	57,600	710,000	715,000	95,500	960,000	965,000	145,500
321,000	324,000	31,650	498,000	502,000	58,200	715,000	720,000	96,500	965,000	970,000	146,500
324,000	327,000	32,100	502,000	506,000	58,800	720,000	725,000	97,500	970,000	975,000	147,500
327,000	330,000	32,550	506,000	510,000	59,400	725,000	730,000	98,500	975,000	980,000	148,500
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	60,000	730,000	735,000	99,500	980,000	985,000	149,500
333,000	336,000	33,450	514,000	518,000	60,600	735,000	740,000	100,500	985,000	990,000	150,500
336,000	339,000	33,900	518,000	522,000	61,200	740,000	745,000	101,500	990,000	995,000	151,500
339,000	342,000	34,350	522,000	526,000	61,800	745,000	750,000	102,500	995,000	1,000,000	152,500
342,000	345,000	34,800	526,000	530,000	62,400	750,000	755,000	103,500			
345,000	348,000	35,250	530,000	534,000	63,000	755,000	760,000	104,500			
348,000	351,000	35,700	534,000	538,000	63,600	760,000	765,000	105,500	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から66,500円を控除した金額
351,000	354,000	36,150	538,000	542,000	64,200	765,000	770,000	106,500			
354,000	357,000	36,600	542,000	546,000	64,800	770,000	775,000	107,500			
357,000	360,000	37,050	546,000	550,000	65,400	775,000	780,000	108,500			
360,000	363,000	37,500	550,000	554,000	66,000	780,000	785,000	109,500			
363,000	366,000	37,950	554,000	558,000	66,600	785,000	790,000	110,500	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,500円を控除した金額
366,000	369,000	38,400	558,000	562,000	67,200	790,000	795,000	111,500			
369,000	372,000	38,850	562,000	566,000	67,800	795,000	800,000	112,500			
372,000	375,000	39,300	566,000	570,000	68,400	800,000	805,000	113,500			
375,000	378,000	39,750	570,000	574,000	69,000	805,000	810,000	114,500			
378,000	381,000	40,200	574,000	578,000	69,600	810,000	815,000	115,500	2,200,000	3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,500円を控除した金額
381,000	384,000	40,650	578,000	582,000	70,200	815,000	820,000	116,500			
384,000	387,000	41,100	582,000	586,000	70,800	820,000	825,000	117,500			
387,000	390,000	41,550	586,000	590,000	71,400	825,000	830,000	118,500			
390,000	394,000	42,000	590,000	594,000	72,000	830,000	835,000	119,500			
394,000	398,000	42,600	594,000	598,000	72,600	835,000	840,000	120,500	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,500円を控除した金額
398,000	402,000	43,200	598,000	602,000	73,200	840,000	845,000	121,500			
402,000	406,000	43,800	602,000	606,000	73,900	845,000	850,000	122,500			
406,000	410,000	44,400	606,000	610,000	74,700	850,000	855,000	123,500			
410,000	414,000	45,000	610,000	614,000	75,500	855,000	860,000	124,500			
414,000	418,000	45,600	614,000	618,000	76,300	860,000	865,000	125,500	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から531,500円を控除した金額
418,000	422,000	46,200	618,000	622,000	77,100	865,000	870,000	126,500			
422,000	426,000	46,800	622,000	626,000	77,900	870,000	875,000	127,500			
426,000	430,000	47,400	626,000	630,000	78,700	875,000	880,000	128,500			
430,000	434,000	48,000	630,000	635,000	79,500	880,000	885,000	129,500			

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 6,000,000	円 10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から981,500円を控除した金額	円 20,000,000	円 30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,431,500円を控除した金額	円 45,000,000	円 60,000,000	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,181,500円を控除した金額
円 10,000,000	円 20,000,000		課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,431,500円を控除した金額	円 30,000,000		円 45,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から8,931,500円を控除した金額	

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当すると共に6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

- (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十五条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十六条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十六条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうち第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

(二) 次に、(一)により求めた金額から、

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、第七十七条第一項(配偶者控除)の規定による配偶者控除の額、第七十八条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、第七十七条第一項の規定による配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときを除くほか、第七十八条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (b) 当該申告書に第七十八条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、それぞれその残額を求める。

- (三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (四) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が、第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに6,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき6,000円を、(三)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
216,875	217,000	141,500	260,000	261,000	176,000	305,000	306,000	212,000
217,000	218,000	141,600	261,000	262,000	176,800	306,000	307,000	212,800
218,000	219,000	142,400	262,000	263,000	177,600	307,000	308,000	213,600
219,000	220,000	143,200	263,000	264,000	178,400	308,000	309,000	214,400
			264,000	265,000	179,200	309,000	310,000	215,200
220,000	221,000	144,000	265,000	266,000	180,000	310,000	311,000	216,000
221,000	222,000	144,800	266,000	267,000	180,800	311,000	312,000	216,800
222,000	223,000	145,600	267,000	268,000	181,600	312,000	313,000	217,600
223,000	224,000	146,400	268,000	269,000	182,400	313,000	314,000	218,400
224,000	225,000	147,200	269,000	270,000	183,200	314,000	315,000	219,200
225,000	226,000	148,000	270,000	271,000	184,000	315,000	316,500	220,000
226,000	227,000	148,800	271,000	272,000	184,800	316,500	318,000	221,200
227,000	228,000	149,600	272,000	273,000	185,600	318,000	319,500	222,400
228,000	229,000	150,400	273,000	274,000	186,400	319,500	321,000	223,600
229,000	230,000	151,200	274,000	275,000	187,200	321,000	322,500	224,800
230,000	231,000	152,000	275,000	276,000	188,000	322,500	324,000	226,000
231,000	232,000	152,800	276,000	277,000	188,800	324,000	325,500	227,200
232,000	233,000	153,600	277,000	278,000	189,600	325,500	327,000	228,400
233,000	234,000	154,400	278,000	279,000	190,400	327,000	328,500	229,600
234,000	235,000	155,200	279,000	280,000	191,200	328,500	330,000	230,800
235,000	236,000	156,000	280,000	281,000	192,000	330,000	331,500	232,000
236,000	237,000	156,800	281,000	282,000	192,800	331,500	333,000	233,200
237,000	238,000	157,600	282,000	283,000	193,600	333,000	334,500	234,400
238,000	239,000	158,400	283,000	284,000	194,400	334,500	336,000	235,600
239,000	240,000	159,200	284,000	285,000	195,200	336,000	337,500	236,800
240,000	241,000	160,000	285,000	286,000	196,000	337,500	339,000	238,000
241,000	242,000	160,800	286,000	287,000	196,800	339,000	340,500	239,200
242,000	243,000	161,600	287,000	288,000	197,600	340,500	342,000	240,400
243,000	244,000	162,400	288,000	289,000	198,400	342,000	343,500	241,600
244,000	245,000	163,200	289,000	290,000	199,200	343,500	345,000	242,800
245,000	246,000	164,000	290,000	291,000	200,000	345,000	346,500	244,000
246,000	247,000	164,800	291,000	292,000	200,800	346,500	348,000	245,200
247,000	248,000	165,600	292,000	293,000	201,600	348,000	349,500	246,400
248,000	249,000	166,400	293,000	294,000	202,400	349,500	351,000	247,600
249,000	250,000	167,200	294,000	295,000	203,200	351,000	352,500	248,800
250,000	251,000	168,000	295,000	296,000	204,000	352,500	354,000	250,000
251,000	252,000	168,800	296,000	297,000	204,800	354,000	355,500	251,200
252,000	253,000	169,600	297,000	298,000	205,600	355,500	357,000	252,400
253,000	254,000	170,400	298,000	299,000	206,400	357,000	358,500	253,600
254,000	255,000	171,200	299,000	300,000	207,200	358,500	360,000	254,800
255,000	256,000	172,000	300,000	301,000	208,000	360,000	361,500	256,000
256,000	257,000	172,800	301,000	302,000	208,800	361,500	363,000	257,200
257,000	258,000	173,600	302,000	303,000	209,600	363,000	364,500	258,400
258,000	259,000	174,400	303,000	304,000	210,400	364,500	366,000	259,600
259,000	260,000	175,200	304,000	305,000	211,200	366,000	367,500	260,800

(二)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
367,500	369,000	262,000	435,000	436,500	316,000	502,500	504,000	370,000
369,000	370,500	263,200	436,500	438,000	317,200	504,000	505,500	371,200
370,500	372,000	264,400	438,000	439,500	318,400	505,500	507,000	372,400
372,000	373,500	265,600	439,500	441,000	319,600	507,000	508,500	373,600
373,500	375,000	266,800	441,000	442,500	320,800	508,500	510,000	374,800
375,000	376,500	268,000	442,500	444,000	322,000	510,000	511,500	376,000
376,500	378,000	269,200	444,000	445,500	323,200	511,500	513,000	377,200
378,000	379,500	270,400	445,500	447,000	324,400	513,000	514,500	378,400
379,500	381,000	271,600	447,000	448,500	325,600	514,500	516,000	379,600
381,000	382,500	272,800	448,500	450,000	326,800	516,000	517,500	380,800
382,500	384,000	274,000	450,000	451,500	328,000	517,500	519,000	382,000
384,000	385,500	275,200	451,500	453,000	329,200	519,000	520,500	383,200
385,500	387,000	276,400	453,000	454,500	330,400	520,500	522,000	384,400
387,000	388,500	277,600	454,500	456,000	331,600	522,000	523,500	385,600
388,500	390,000	278,800	456,000	457,500	332,800	523,500	525,000	386,800
390,000	391,500	280,000	457,500	459,000	334,000	525,000	526,500	388,000
391,500	393,000	281,200	459,000	460,500	335,200	526,500	528,000	389,200
393,000	394,500	282,400	460,500	462,000	336,400	528,000	529,500	390,400
394,500	396,000	283,600	462,000	463,500	337,600	529,500	531,000	391,600
396,000	397,500	284,800	463,500	465,000	338,800	531,000	532,500	392,800
397,500	399,000	286,000	465,000	466,500	340,000	532,500	534,000	394,000
399,000	400,500	287,200	466,500	468,000	341,200	534,000	535,500	395,200
400,500	402,000	288,400	468,000	469,500	342,400	535,500	537,000	396,400
402,000	403,500	289,600	469,500	471,000	343,600	537,000	538,500	397,600
403,500	405,000	290,800	471,000	472,500	344,800	538,500	540,000	398,800
405,000	406,500	292,000	472,500	474,000	346,000	540,000	542,000	400,000
406,500	408,000	293,200	474,000	475,500	347,200	542,000	544,000	401,600
408,000	409,500	294,400	475,500	477,000	348,400	544,000	546,000	403,200
409,500	411,000	295,600	477,000	478,500	349,600	546,000	548,000	404,800
411,000	412,500	296,800	478,500	480,000	350,800	548,000	550,000	406,400
412,500	414,000	298,000	480,000	481,500	352,000	550,000	552,000	408,000
414,000	415,500	299,200	481,500	483,000	353,200	552,000	554,000	409,600
415,500	417,000	300,400	483,000	484,500	354,400	554,000	556,000	411,200
417,000	418,500	301,600	484,500	486,000	355,600	556,000	558,000	412,800
418,500	420,000	302,800	486,000	487,500	356,800	558,000	560,000	414,400
420,000	421,500	304,000	487,500	489,000	358,000	560,000	562,000	416,000
421,500	423,000	305,200	489,000	490,500	359,200	562,000	564,000	417,600
423,000	424,500	306,400	490,500	492,000	360,400	564,000	566,000	419,200
424,500	426,000	307,600	492,000	493,500	361,600	566,000	568,000	420,800
426,000	427,500	308,800	493,500	495,000	362,800	568,000	570,000	422,400
427,500	429,000	310,000	495,000	496,500	364,000	570,000	572,000	424,000
429,000	430,500	311,200	496,500	498,000	365,200	572,000	574,000	425,600
430,500	432,000	312,400	498,000	499,500	366,400	574,000	576,000	427,200
432,000	433,500	313,600	499,500	501,000	367,600	576,000	578,000	428,800
433,500	435,000	314,800	501,000	502,500	368,800	578,000	580,000	430,400

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
580,000	582,000	432,000	670,000	672,000	507,000	760,000	762,000	588,000
582,000	584,000	433,600	672,000	674,000	508,800	762,000	764,000	589,800
584,000	586,000	435,200	674,000	676,000	510,600	764,000	766,000	591,600
586,000	588,000	436,800	676,000	678,000	512,400	766,000	768,000	593,400
588,000	590,000	438,400	678,000	680,000	514,200	768,000	770,000	595,200
590,000	592,000	440,000	680,000	682,000	516,000	770,000	772,000	597,000
592,000	594,000	441,600	682,000	684,000	517,800	772,000	774,000	598,800
594,000	596,000	443,200	684,000	686,000	519,600	774,000	776,000	600,600
596,000	598,000	444,800	686,000	688,000	521,400	776,000	778,000	602,400
598,000	600,000	446,400	688,000	690,000	523,200	778,000	780,000	604,200
600,000	602,000	448,000	690,000	692,000	525,000	780,000	782,000	606,000
602,000	604,000	449,600	692,000	694,000	526,800	782,000	784,000	607,800
604,000	606,000	451,200	694,000	696,000	528,600	784,000	786,000	609,600
606,000	608,000	452,800	696,000	698,000	530,400	786,000	788,000	611,400
608,000	610,000	454,400	698,000	700,000	532,200	788,000	790,000	613,200
610,000	612,000	456,000	700,000	702,000	534,000	790,000	792,000	615,000
612,000	614,000	457,600	702,000	704,000	535,800	792,000	794,000	616,800
614,000	616,000	459,200	704,000	706,000	537,600	794,000	796,000	618,600
616,000	618,000	460,800	706,000	708,000	539,400	796,000	798,000	620,400
618,000	620,000	462,400	708,000	710,000	541,200	798,000	800,000	622,200
620,000	622,000	464,000	710,000	712,000	543,000	800,000	802,000	624,000
622,000	624,000	465,600	712,000	714,000	544,800	802,000	804,000	625,800
624,000	626,000	467,200	714,000	716,000	546,600	804,000	806,000	627,600
626,000	628,000	468,800	716,000	718,000	548,400	806,000	808,000	629,400
628,000	630,000	470,400	718,000	720,000	550,200	808,000	810,000	631,200
630,000	632,000	472,000	720,000	722,000	552,000	810,000	812,000	633,000
632,000	634,000	473,600	722,000	724,000	553,800	812,000	814,000	634,800
634,000	636,000	475,200	724,000	726,000	555,600	814,000	816,000	636,600
636,000	638,000	476,800	726,000	728,000	557,400	816,000	818,000	638,400
638,000	640,000	478,400	728,000	730,000	559,200	818,000	820,000	640,200
640,000	642,000	480,000	730,000	732,000	561,000	820,000	822,000	642,000
642,000	644,000	481,600	732,000	734,000	562,800	822,000	824,000	643,800
644,000	646,000	483,200	734,000	736,000	564,600	824,000	826,000	645,600
646,000	648,000	485,400	736,000	738,000	566,400	826,000	828,000	647,400
648,000	650,000	487,200	738,000	740,000	568,200	828,000	830,000	649,200
650,000	652,000	489,000	740,000	742,000	570,000	830,000	832,000	651,000
652,000	654,000	490,800	742,000	744,000	571,800	832,000	834,000	652,800
654,000	656,000	492,600	744,000	746,000	573,600	834,000	836,000	654,600
656,000	658,000	494,400	746,000	748,000	575,400	836,000	838,000	656,400
658,000	660,000	496,200	748,000	750,000	577,200	838,000	840,000	658,200
660,000	662,000	498,000	750,000	752,000	579,000	840,000円以上		給与等の金額から180,000円を控除した金額
662,000	664,000	499,800	752,000	754,000	580,800			
664,000	666,000	501,600	754,000	756,000	582,600			
666,000	668,000	503,400	756,000	758,000	584,400			
668,000	670,000	505,200	758,000	760,000	586,200			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 3,000	円未満	0	円 51,000	円 52,000	円 2,160	円 142,000	円 144,000	円 6,030
3,000	4,000	120	52,000	53,000	2,210	144,000	146,000	6,120
4,000	5,000	170	53,000	54,000	2,250	146,000	148,000	6,200
5,000	6,000	210	54,000	55,000	2,290	148,000	150,000	6,290
			55,000	56,000	2,330	150,000	152,000	6,370
6,000	7,000	250	56,000	57,000	2,380	152,000	154,000	6,460
7,000	8,000	290	57,000	58,000	2,420	154,000	156,000	6,540
8,000	9,000	340	58,000	59,000	2,460	156,000	158,000	6,630
9,000	10,000	380	59,000	60,000	2,500	158,000	160,000	6,710
10,000	11,000	420	60,000	62,000	2,550	160,000	162,000	6,800
11,000	12,000	460	62,000	64,000	2,630	162,000	164,000	6,880
12,000	13,000	510	64,000	66,000	2,720	164,000	166,000	6,970
13,000	14,000	550	66,000	68,000	2,800	166,000	168,000	7,050
14,000	15,000	590	68,000	70,000	2,890	168,000	170,000	7,140
15,000	16,000	630	70,000	72,000	2,970	170,000	172,000	7,220
16,000	17,000	680	72,000	74,000	3,060	172,000	174,000	7,310
17,000	18,000	720	74,000	76,000	3,140	174,000	176,000	7,390
18,000	19,000	760	76,000	78,000	3,230	176,000	178,000	7,480
19,000	20,000	800	78,000	80,000	3,310	178,000	180,000	7,560
20,000	21,000	850	80,000	82,000	3,400	180,000	184,000	7,650
21,000	22,000	890	82,000	84,000	3,480	184,000	188,000	7,720
22,000	23,000	930	84,000	86,000	3,570	188,000	192,000	7,990
23,000	24,000	970	86,000	88,000	3,650	192,000	196,000	8,160
24,000	25,000	1,020	88,000	90,000	3,740	196,000	200,000	8,330
25,000	26,000	1,060	90,000	92,000	3,820	200,000	204,000	8,500
26,000	27,000	1,100	92,000	94,000	3,910	204,000	208,000	8,700
27,000	28,000	1,140	94,000	96,000	3,990	208,000	212,000	8,900
28,000	29,000	1,190	96,000	98,000	4,080	212,000	216,000	9,100
29,000	30,000	1,230	98,000	100,000	4,160	216,000	220,000	9,300
30,000	31,000	1,270	100,000	102,000	4,250	220,000	224,000	9,500
31,000	32,000	1,310	102,000	104,000	4,330	224,000	228,000	9,700
32,000	33,000	1,360	104,000	106,000	4,420	228,000	232,000	9,900
33,000	34,000	1,400	106,000	108,000	4,500	232,000	236,000	10,100
34,000	35,000	1,440	108,000	110,000	4,590	236,000	240,000	10,300
35,000	36,000	1,480	110,000	112,000	4,670	240,000	244,000	10,500
36,000	37,000	1,530	112,000	114,000	4,760	244,000	248,000	10,700
37,000	38,000	1,570	114,000	116,000	4,840	248,000	252,000	10,900
38,000	39,000	1,610	116,000	118,000	4,930	252,000	256,000	11,100
39,000	40,000	1,650	118,000	120,000	5,010	256,000	260,000	11,300
40,000	41,000	1,700	120,000	122,000	5,100	260,000	264,000	11,500
41,000	42,000	1,740	122,000	124,000	5,180	264,000	268,000	11,700
42,000	43,000	1,780	124,000	126,000	5,270	268,000	272,000	11,900
43,000	44,000	1,820	126,000	128,000	5,350	272,000	276,000	12,100
44,000	45,000	1,870	128,000	130,000	5,440	276,000	280,000	12,300
45,000	46,000	1,910	130,000	132,000	5,520	280,000	284,000	12,500
46,000	47,000	1,950	132,000	134,000	5,610	284,000	288,000	12,700
47,000	48,000	1,990	134,000	136,000	5,690	288,000	292,000	12,900
48,000	49,000	2,040	136,000	138,000	5,780	292,000	296,000	13,100
49,000	50,000	2,080	138,000	140,000	5,860	296,000	300,000	13,300
50,000	51,000	2,120	140,000	142,000	5,950	300,000	304,000	13,500

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
304,000	308,000	13,700	546,000	552,000	25,800	868,000	876,000	48,600
308,000	312,000	13,900	552,000	558,000	26,100	876,000	884,000	49,200
312,000	316,000	14,100	558,000	564,000	26,400	884,000	892,000	49,800
316,000	320,000	14,300	564,000	570,000	26,700	892,000	900,000	50,400
320,000	324,000	14,500	570,000	576,000	27,000	900,000	908,000	51,000
324,000	328,000	14,700	576,000	582,000	27,300	908,000	916,000	51,600
328,000	332,000	14,900	582,000	588,000	27,600	916,000	924,000	52,200
332,000	336,000	15,100	588,000	594,000	27,900	924,000	932,000	52,800
336,000	340,000	15,300	594,000	600,000	28,200	932,000	940,000	53,400
340,000	344,000	15,500	600,000	606,000	28,500	940,000	948,000	54,000
344,000	348,000	15,700	606,000	612,000	28,950	948,000	956,000	54,600
348,000	352,000	15,900	612,000	618,000	29,400	956,000	964,000	55,200
352,000	356,000	16,100	618,000	624,000	29,850	964,000	972,000	55,800
356,000	360,000	16,300	624,000	630,000	30,300	972,000	980,000	56,400
360,000	364,000	16,500	630,000	636,000	30,750	980,000	988,000	57,000
364,000	368,000	16,700	636,000	642,000	31,200	988,000	996,000	57,600
368,000	372,000	16,900	642,000	648,000	31,650	996,000	1,004,000	58,200
372,000	376,000	17,100	648,000	654,000	32,100	1,004,000	1,012,000	58,800
376,000	380,000	17,300	654,000	660,000	32,550	1,012,000	1,020,000	59,400
380,000	384,000	17,500	660,000	666,000	33,000	1,020,000	1,028,000	60,000
384,000	388,000	17,700	666,000	672,000	33,450	1,028,000	1,036,000	60,600
388,000	392,000	17,900	672,000	678,000	33,900	1,036,000	1,044,000	61,200
392,000	396,000	18,100	678,000	684,000	34,350	1,044,000	1,052,000	61,800
396,000	400,000	18,300	684,000	690,000	34,800	1,052,000	1,060,000	62,400
400,000	404,000	18,500	690,000	696,000	35,250	1,060,000	1,068,000	63,000
404,000	408,000	18,700	696,000	702,000	35,700	1,068,000	1,076,000	63,600
408,000	412,000	18,900	702,000	708,000	36,150	1,076,000	1,084,000	64,200
412,000	416,000	19,100	708,000	714,000	36,600	1,084,000	1,092,000	64,800
416,000	420,000	19,300	714,000	720,000	37,050	1,092,000	1,100,000	65,400
420,000	426,000	19,500	720,000	726,000	37,500	1,100,000	1,108,000	66,000
426,000	432,000	19,800	726,000	732,000	37,950	1,108,000	1,116,000	66,600
432,000	438,000	20,100	732,000	738,000	38,400	1,116,000	1,124,000	67,200
438,000	444,000	20,400	738,000	744,000	38,850	1,124,000	1,132,000	67,800
444,000	450,000	20,700	744,000	750,000	39,300	1,132,000	1,140,000	68,400
450,000	456,000	21,000	750,000	756,000	39,750	1,140,000	1,148,000	69,000
456,000	462,000	21,300	756,000	762,000	40,200	1,148,000	1,156,000	69,600
462,000	468,000	21,600	762,000	768,000	40,650	1,156,000	1,164,000	70,200
468,000	474,000	21,900	768,000	774,000	41,100	1,164,000	1,172,000	70,800
474,000	480,000	22,200	774,000	780,000	41,550	1,172,000	1,180,000	71,400
480,000	486,000	22,500	780,000	788,000	42,000	1,180,000	1,188,000	72,000
486,000	492,000	22,800	788,000	796,000	42,600	1,188,000	1,196,000	72,600
492,000	498,000	23,100	796,000	804,000	43,200	1,196,000	1,204,000	73,200
498,000	504,000	23,400	804,000	812,000	43,800	1,204,000	1,212,000	73,900
504,000	510,000	23,700	812,000	820,000	44,400	1,212,000	1,220,000	74,700
510,000	516,000	24,000	820,000	828,000	45,000	1,220,000	1,228,000	75,500
516,000	522,000	24,300	828,000	836,000	45,600	1,228,000	1,236,000	76,300
522,000	528,000	24,600	836,000	844,000	46,200	1,236,000	1,244,000	77,100
528,000	534,000	24,900	844,000	852,000	46,800	1,244,000	1,252,000	77,900
534,000	540,000	25,200	852,000	860,000	47,400	1,252,000	1,260,000	78,700
540,000	546,000	25,500	860,000	868,000	48,000	1,260,000	1,270,000	79,500

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,270,000	円 1,280,000	円 80,500	円 1,720,000	円 1,730,000	円 125,500	円 6,000,000	円 8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に算出した金額から431,500円を控除した金額
1,280,000	1,290,000	81,500	1,730,000	1,740,000	126,500			
1,290,000	1,300,000	82,500	1,740,000	1,750,000	127,500			
1,300,000	1,310,000	83,500	1,750,000	1,760,000	128,500			
1,310,000	1,320,000	84,500	1,760,000	1,770,000	129,500			
1,320,000	1,330,000	85,500	1,770,000	1,780,000	130,500	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に算出した金額から531,500円を控除した金額
1,330,000	1,340,000	86,500	1,780,000	1,790,000	131,500			
1,340,000	1,350,000	87,500	1,790,000	1,800,000	132,500			
1,350,000	1,360,000	88,500	1,800,000	1,810,000	133,500			
1,360,000	1,370,000	89,500	1,810,000	1,820,000	134,500			
1,370,000	1,380,000	90,500	1,820,000	1,830,000	135,500	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に算出した金額から931,500円を控除した金額
1,380,000	1,390,000	91,500	1,830,000	1,840,000	136,500			
1,390,000	1,400,000	92,500	1,840,000	1,850,000	137,500			
1,400,000	1,410,000	93,500	1,850,000	1,860,000	138,500			
1,410,000	1,420,000	94,500	1,860,000	1,870,000	139,500			
1,420,000	1,430,000	95,500	1,870,000	1,880,000	140,500	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に算出した金額から1,431,500円を控除した金額
1,430,000	1,440,000	96,500	1,880,000	1,890,000	141,500			
1,440,000	1,450,000	97,500	1,890,000	1,900,000	142,500			
1,450,000	1,460,000	98,500	1,900,000	1,910,000	143,500			
1,460,000	1,470,000	99,500	1,910,000	1,920,000	144,500			
1,470,000	1,480,000	100,500	1,920,000	1,930,000	145,500	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に算出した金額から2,431,500円を控除した金額
1,480,000	1,490,000	101,500	1,930,000	1,940,000	146,500			
1,490,000	1,500,000	102,500	1,940,000	1,950,000	147,500			
1,500,000	1,510,000	103,500	1,950,000	1,960,000	148,500			
1,510,000	1,520,000	104,500	1,960,000	1,970,000	149,500			
1,520,000	1,530,000	105,500	1,970,000	1,980,000	150,500	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に算出した金額から3,931,500円を控除した金額
1,530,000	1,540,000	106,500	1,980,000	1,990,000	151,500			
1,540,000	1,550,000	107,500	1,990,000	2,000,000	152,500			
1,550,000	1,560,000	108,500						
1,560,000	1,570,000	109,500						
1,570,000	1,580,000	110,500	2,000,000	3,000,000		90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に算出した金額から6,181,500円を控除した金額
1,580,000	1,590,000	111,500						
1,590,000	1,600,000	112,500						
1,600,000	1,610,000	113,500						
1,610,000	1,620,000	114,500						
1,620,000	1,630,000	115,500	3,000,000	4,400,000		120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に算出した金額から9,181,500円を控除した金額
1,630,000	1,640,000	116,500						
1,640,000	1,650,000	117,500						
1,650,000	1,660,000	118,500						
1,660,000	1,670,000	119,500						
1,670,000	1,680,000	120,500	4,400,000	6,000,000				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に算出した金額から281,500円を控除した金額
1,680,000	1,690,000	121,500						
1,690,000	1,700,000	122,500						
1,700,000	1,710,000	123,500						
1,710,000	1,720,000	124,500						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二十一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十一年分以後の所得税に

ついて適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。
(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)

第三条 昭和四十一年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十八条第三項 (給与所得控除額)	第二十七條第二項 (配偶者控除)	第二十八條第二項 (扶養控除)	第七十九條第一項 (控除対象配偶者及び扶養親族の判定の時期等)	第八十條第一項 (基礎控除)	第八十四條第二項 (変動所得及び臨時所得の平均課税)	第九十條第二号 (年末調整)	第二百一十條第一項 (退職所得に係る源泉徴収税額)
<p>一 前項に規定する収入金額が六十四万円以下である場合 四万円と当該収入金額から四万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額</p> <p>二 前項に規定する収入金額が六十四万円をこえ八十四万円未満である場合 十六万円と当該収入金額から六十四万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額</p> <p>三 前項に規定する収入金額が八十四万円以上である場合 十八万円</p>	<p>一 前項に規定する収入金額が五十三万七千五百円以下である場合 三万七千五百円と当該収入金額から三万七千五百円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額</p>	<p>一 前項に規定する収入金額が五十三万七千五百円をこえ六十三万七千五百円以下である場合 十三万七千五百円と当該収入金額から五十三万七千五百円を控除した金額の十分の一・七五に相当する金額との合計額</p> <p>二 前項に規定する収入金額が六十三万七千五百円をこえ七十三万七千五百円以下である場合 十五万五千円と当該収入金額から六十三万七千五百円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額</p> <p>三 前項に規定する収入金額が六十三万七千五百円をこえ七十三万七千五百円以下である場合 十五万五千円と当該収入金額から六十三万七千五百円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額</p> <p>四 前項に規定する収入金額が七十三万七千五百円をこえ八十三万七千五百円未満である場合 十六万五千円と当該収入金額から七十三万七千五百円を控除した金額の十分の一・七五に相当する金額との合計額</p> <p>五 前項に規定する収入金額が八十三万七千五百円以上である場合 十七万二千五百円</p>	<p>扶養親族に該当するかどうか及び居住者の扶養親族の年齢が十三歳以上であるかどうかの判定</p>	<p>十四万円</p>	<p>別表第二</p>	<p>別表第七の附表</p>	<p>別表第八</p>

第五十七條第二項 第一号	第五十七條第六項	第七十五條第一項 (生命保険料控除)	第七十七條第一項 及び第二項 (配偶者控除)	第七十八條第一項 (扶養控除)	第七十八條第二項	第七十八條第三項	第七十九條第一項 (控除対象配偶者及び扶養親族の判定の時期等)	第八十條第一項 (基礎控除)	第八十四條第二項 (変動所得及び臨時所得の平均課税)	第九十條第二号 (年末調整)	第二百一十條第一項 (退職所得に係る源泉徴収税額)
十五万円	十五歳未満であるかどうか及び青色事業専従者の年齢が二十歳未満であるかどうかの判定	二万五千円 三万七千五百円	十三万円	六万円	扶養親族のうち一人	居住者のうち一人	扶養親族に該当するかどうか及び居住者の扶養親族の年齢が十三歳以上であるかどうかの判定	十四万円	別表第二	別表第七の附表	別表第八
十四万二千五百円	十五歳未満であるかどうか及び青色事業専従者の年齢が二十歳未満であるかどうかの判定	二万三千六百元 三万六千八百円	十二万七千五百円	六万円(年齢十三歳未満の扶養親族については、五万七千五百円)	扶養親族のうち一人(年齢十三歳以上の扶養親族がある場合には、そのうちの一人)	居住者のうち一人(当該扶養親族のうち年齢十三歳以上の者がある場合には、その者を自己の扶養親族とする居住者に限る。)	扶養親族に該当するかどうか及び居住者の扶養親族の年齢が十三歳以上であるかどうかの判定	十三万七千五百円	所得税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号。以下「改正法」という。)附則別表第一	改正法附則別表第五の附表	改正法附則別表第六

税の額又は新法第八十四条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる税額によるものとする。

一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

二 課税山林所得金額に係る所得税の額 当該課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額

三 新法第八十四条第一項第一号に掲げる税額 同号に規定する調整所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

(非課税所得に関する経過規定)
第四条 新法第九条第一項第五号(非課税所得)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)以後に受けるべき同号に掲げる通勤手当について適用し、同日前に受けるべき当該通勤手当については、なお従前の例による。

第五号 居住者の昭和四十一年分の所得税については、新法第四十一条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」といふ)は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」といふ)第四十一条第一項第一号(予定納税額の納付)の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところ)により、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く)を控除し

た金額
二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和四十一年分の所得税について旧法第八十四条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四十一条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」といふ)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び旧法第七十八条第一項第二号(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の有無並びにこれらの者の数に依り、附則別表第三の甲欄に掲げる控除金額(昭和四十一年分の総所得金額の計算について旧法第五十七条第一項又は第二項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた居住者の前項に定める昭和四十一年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 旧法第五十七条第一項の規定の適用を受けた者 その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等及びその者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の同年十二月三十一日における年齢の別に応じ、附則別表第三の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額
二 旧法第五十七条第二項の規定の適用を受けた者 その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等に応じ、附則別表第三の丙欄に掲げる一人当たり控除金額にその者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額
三 昭和四十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十一年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによるものとする。
(昭和四十二年分の予定納税基準額の計算の特例)
第六条 居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。
一 その者の昭和四十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第四十一条第一項第一号(予定納税額の納付)の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところ)により、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く)を控除した金額

二 附則別表第三の甲欄に掲げる控除金額(昭和四十一年分の総所得金額の計算について旧法第五十七条第一項の規定により読み替えられた新法第五十七条第一項の規定の適用を受けた者、その者の昭和四十一年分の所得税に係る課税総所得金額等及びその者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の同年十二月三十一日における年齢の別に応じ、附則別表第四の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額
三 附則別表第三の乙欄に掲げる控除金額(昭和四十一年分の所得税につき新法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十二年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。
四 非居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによるものとする。
(昭和四十一年分及び昭和四十二年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)
第七条 昭和四十一年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項(純損失

られた新法第七十八条第二項(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族を除く)の有無並びにこれらの者の数に応じ、附則別表第四の甲欄に掲げる控除金額
二 昭和四十一年分の総所得金額の計算について附則別表第三の甲欄に掲げる控除金額(昭和四十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十一年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額)及び新法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十一年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額
三 昭和四十一年分及び昭和四十二年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)
第七条 昭和四十一年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項(純損失

られた新法第七十八条第二項(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族を除く)の有無並びにこれらの者の数に応じ、附則別表第四の甲欄に掲げる控除金額
二 昭和四十一年分の総所得金額の計算について附則別表第三の甲欄に掲げる控除金額(昭和四十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十一年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額)及び新法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十一年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額
三 昭和四十一年分及び昭和四十二年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)
第七条 昭和四十一年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項(純損失

の繰戻しによる還付の請求又は第四百四十一条第一項（相対人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（これらの規定を新法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧法第二編第三章第一節（税率）の規定を適用して計算した所得税の額による。

2 昭和四十二年において純損失の金額がある場合における新法第四十条第一項又は第四百四十一条第一項の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三条第二項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定（同条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定を含む。）を適用して計算した所得税の額による。

（更正の請求に関する経過規定）
第八十条 新法第五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の特例）及び第五十三条（前年分の所得税額等の更正に伴う更正の請求の特例）（これらの規定を新法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過規定）
第九十条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第八十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

（信託の計算書の提出に関する経過規定）
第十一条 新法第二百二十七条（信託に関する計算書）の規定は、施行日以後に同条の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

2 附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十条（年末調整）の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十一年中に支払うべき給与等（その最後に支払をする日が施行日以後である場合）について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法附則第二十五条第三項（給与等とみなす年金に係る源泉徴収に関する経過規定）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき当該年金については、なお従前の例による。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過規定）
第十條 附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定及び附則別表第六は、昭和四十一年中に支払うべき新法第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

（信託の計算書の提出に関する経過規定）
第十一条 新法第二百二十七条（信託に関する計算書）の規定は、施行日以後に同条の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

第十二条 施行日前に昭和四十一年分の所得税につき旧法第二百二十七条（年の中途で出国をする場合の確定申告）（旧法第六十六条（非居住者

に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条（決定）の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条（更正）又は第二十六条（更正）の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十一年六月三十日まで、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第九十九条第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第九十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による還付金について、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項（充当）の規定による充当（以下「充当」という。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）
第十三条 昭和四十一年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九条から第二百二条まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三条第一項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額

の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）及び新法第二百二条（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）の規定を適用した場合における所得税の額をこえるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日まで、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十一年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職手当等に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、昭和四十一年七月一日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（国税通則法の一部改正）
第十四条 国税通則法の一部を次のように改正す。
第二十三条第一項中「二月以内」の下に「（当該国税が所得税である場合には、二月以内）」を加える。

附則別表第一 昭和41年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
1,500	円未満	0	0	23,000	23,500	1,920	8.3	61,000	62,000	5,100	8.3
1,500	2,000	120	8.3	23,500	24,000	1,960	8.3	62,000	63,000	5,180	8.3
2,000	2,500	160	8.3	24,000	24,500	2,000	8.3	63,000	64,000	5,270	8.3
2,500	3,000	200	8.3	24,500	25,000	2,050	8.3	64,000	65,000	5,350	8.3
				25,000	25,500	2,090	8.3	65,000	66,000	5,440	8.3
3,000	3,500	250	8.3	25,500	26,000	2,130	8.3	66,000	67,000	5,520	8.3
3,500	4,000	290	8.3	26,000	26,500	2,170	8.3	67,000	68,000	5,600	8.3
4,000	4,500	330	8.3	26,500	27,000	2,210	8.3	68,000	69,000	5,690	8.3
4,500	5,000	370	8.3	27,000	27,500	2,250	8.3	69,000	70,000	5,770	8.3
5,000	5,500	410	8.3	27,500	28,000	2,300	8.3	70,000	71,000	5,850	8.3
5,500	6,000	460	8.3	28,000	28,500	2,340	8.3	71,000	72,000	5,940	8.3
6,000	6,500	500	8.3	28,500	29,000	2,380	8.3	72,000	73,000	6,020	8.3
6,500	7,000	540	8.3	29,000	29,500	2,420	8.3	73,000	74,000	6,110	8.3
7,000	7,500	580	8.3	29,500	30,000	2,460	8.3	74,000	75,000	6,190	8.3
7,500	8,000	620	8.3	30,000	31,000	2,510	8.3	75,000	76,000	6,270	8.3
8,000	8,500	660	8.3	31,000	32,000	2,590	8.3	76,000	77,000	6,360	8.3
8,500	9,000	710	8.3	32,000	33,000	2,670	8.3	77,000	78,000	6,440	8.3
9,000	9,500	750	8.3	33,000	34,000	2,760	8.3	78,000	79,000	6,520	8.3
9,500	10,000	790	8.3	34,000	35,000	2,840	8.3	79,000	80,000	6,610	8.3
10,000	10,500	830	8.3	35,000	36,000	2,920	8.3	80,000	81,000	6,690	8.3
10,500	11,000	870	8.3	36,000	37,000	3,010	8.3	81,000	82,000	6,770	8.3
11,000	11,500	920	8.3	37,000	38,000	3,090	8.3	82,000	83,000	6,860	8.3
11,500	12,000	960	8.3	38,000	39,000	3,180	8.3	83,000	84,000	6,940	8.3
12,000	12,500	1,000	8.3	39,000	40,000	3,260	8.3	84,000	85,000	7,030	8.3
12,500	13,000	1,040	8.3	40,000	41,000	3,340	8.3	85,000	86,000	7,110	8.3
13,000	13,500	1,080	8.3	41,000	42,000	3,430	8.3	86,000	87,000	7,190	8.3
13,500	14,000	1,120	8.3	42,000	43,000	3,510	8.3	87,000	88,000	7,280	8.3
14,000	14,500	1,170	8.3	43,000	44,000	3,590	8.3	88,000	89,000	7,360	8.3
14,500	15,000	1,210	8.3	44,000	45,000	3,680	8.3	89,000	90,000	7,440	8.3
15,000	15,500	1,250	8.3	45,000	46,000	3,760	8.3	90,000	92,000	7,530	8.3
15,500	16,000	1,290	8.3	46,000	47,000	3,850	8.3	92,000	94,000	7,700	8.3
16,000	16,500	1,330	8.3	47,000	48,000	3,930	8.3	94,000	96,000	7,860	8.3
16,500	17,000	1,380	8.3	48,000	49,000	4,010	8.3	96,000	98,000	8,030	8.3
17,000	17,500	1,420	8.3	49,000	50,000	4,100	8.3	98,000	100,000	8,200	8.3
17,500	18,000	1,460	8.3	50,000	51,000	4,180	8.3	100,000	102,000	8,370	8.3
18,000	18,500	1,500	8.3	51,000	52,000	4,260	8.3	102,000	104,000	8,570	8.3
18,500	19,000	1,540	8.3	52,000	53,000	4,350	8.3	104,000	106,000	8,770	8.3
19,000	19,500	1,590	8.3	53,000	54,000	4,430	8.3	106,000	108,000	8,970	8.3
19,500	20,000	1,630	8.3	54,000	55,000	4,510	8.3	108,000	110,000	9,170	8.3
20,000	20,500	1,670	8.3	55,000	56,000	4,600	8.3	110,000	112,000	9,370	8.3
20,500	21,000	1,710	8.3	56,000	57,000	4,680	8.3	112,000	114,000	9,570	8.3
21,000	21,500	1,750	8.3	57,000	58,000	4,770	8.3	114,000	116,000	9,770	8.3
21,500	22,000	1,790	8.3	58,000	59,000	4,850	8.3	116,000	118,000	9,970	8.3
22,000	22,500	1,840	8.3	59,000	60,000	4,930	8.3	118,000	120,000	10,170	8.3
22,500	23,000	1,880	8.3	60,000	61,000	5,020	8.3	120,000	122,000	10,370	8.3

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
122,000	124,000	10,570	8.3	213,000	216,000	19,820	9	348,000	351,000	36,770	10
124,000	126,000	10,770	8.3	216,000	219,000	20,160	9	351,000	354,000	37,220	10
126,000	128,000	10,970	8.3	219,000	222,000	20,490	9	354,000	357,000	37,670	10
128,000	130,000	11,170	8.3	222,000	225,000	20,830	9	357,000	360,000	38,120	10
130,000	132,000	11,370	8.3	225,000	228,000	21,170	9	360,000	363,000	38,570	10
132,000	134,000	11,570	8.3	228,000	231,000	21,500	9	363,000	366,000	39,020	10
134,000	136,000	11,770	8.3	231,000	234,000	21,840	9	366,000	369,000	39,470	10
136,000	138,000	11,970	8.3	234,000	237,000	22,170	9	369,000	372,000	39,920	10
138,000	140,000	12,170	8.3	237,000	240,000	22,510	9	372,000	375,000	40,370	10
140,000	142,000	12,370	8.3	240,000	243,000	22,850	9	375,000	378,000	40,820	10
142,000	144,000	12,570	8.3	243,000	246,000	23,180	9	378,000	381,000	41,270	10
144,000	146,000	12,770	8.3	246,000	249,000	23,520	9	381,000	384,000	41,720	10
146,000	148,000	12,970	8.3	249,000	252,000	23,850	9	384,000	387,000	42,170	10
148,000	150,000	13,170	8.3	252,000	255,000	24,190	9	387,000	390,000	42,620	11
150,000	152,000	13,370	8.3	255,000	258,000	24,530	9	390,000	394,000	43,070	11
152,000	154,000	13,570	8.3	258,000	261,000	24,860	9	394,000	398,000	43,670	11
154,000	156,000	13,770	8.3	261,000	264,000	25,200	9	398,000	402,000	44,270	11
156,000	158,000	13,970	8.3	264,000	267,000	25,530	9	402,000	406,000	44,870	11
158,000	160,000	14,170	8.3	267,000	270,000	25,870	9	406,000	410,000	45,470	11
160,000	162,000	14,370	8.3	270,000	273,000	26,210	9	410,000	414,000	46,070	11
162,000	164,000	14,570	8.3	273,000	276,000	26,540	9	414,000	418,000	46,670	11
164,000	166,000	14,770	9	276,000	279,000	26,880	9	418,000	422,000	47,270	11
166,000	168,000	14,970	9	279,000	282,000	27,210	9	422,000	426,000	47,870	11
168,000	170,000	15,170	9	282,000	285,000	27,550	9	426,000	430,000	48,470	11
170,000	172,000	15,370	9	285,000	288,000	27,890	9	430,000	434,000	49,070	11
172,000	174,000	15,570	9	288,000	291,000	28,220	9	434,000	438,000	49,670	11
174,000	176,000	15,770	9	291,000	294,000	28,560	9	438,000	442,000	50,270	11
176,000	178,000	15,970	9	294,000	297,000	28,890	9	442,000	446,000	50,870	11
178,000	180,000	16,170	9	297,000	300,000	29,230	9	446,000	450,000	51,470	11
180,000	182,000	16,370	9	300,000	303,000	29,570	9	450,000	454,000	52,070	11
182,000	184,000	16,570	9	303,000	306,000	30,020	9	454,000	458,000	52,670	11
184,000	186,000	16,770	9	306,000	309,000	30,470	9	458,000	462,000	53,270	11
186,000	188,000	16,970	9	309,000	312,000	30,920	10	462,000	466,000	53,870	11
188,000	190,000	17,170	9	312,000	315,000	31,370	10	466,000	470,000	54,470	11
190,000	192,000	17,370	9	315,000	318,000	31,820	10	470,000	474,000	55,070	11
192,000	194,000	17,570	9	318,000	321,000	32,270	10	474,000	478,000	55,670	11
194,000	196,000	17,770	9	321,000	324,000	32,720	10	478,000	482,000	56,270	11
196,000	198,000	17,970	9	324,000	327,000	33,170	10	482,000	486,000	56,870	11
198,000	200,000	18,170	9	327,000	330,000	33,620	10	486,000	490,000	57,470	11
200,000	202,000	18,370	9	330,000	333,000	34,070	10	490,000	494,000	58,070	11
202,000	204,000	18,590	9	333,000	336,000	34,520	10	494,000	498,000	58,670	11
204,000	206,000	18,810	9	336,000	339,000	34,970	10	498,000	502,000	59,270	11
206,000	208,000	19,040	9	339,000	342,000	35,420	10	502,000	506,000	59,890	11
208,000	210,000	19,260	9	342,000	345,000	35,870	10	506,000	510,000	60,540	11
210,000	213,000	19,490	9	345,000	348,000	36,320	10	510,000	514,000	61,190	11

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
514,000	518,000	61,830	12	710,000	715,000	97,770	13	935,000	940,000	144,390	15
518,000	522,000	62,480	12	715,000	720,000	98,770	13	940,000	945,000	145,450	15
522,000	526,000	63,130	12	720,000	725,000	99,770	13	945,000	950,000	146,510	15
526,000	530,000	63,780	12	725,000	730,000	100,770	13	950,000	955,000	147,570	15
530,000	534,000	64,430	12	730,000	735,000	101,770	13	955,000	960,000	148,630	15
534,000	538,000	65,070	12	735,000	740,000	102,770	13	960,000	965,000	149,690	15
538,000	542,000	65,720	12	740,000	745,000	103,770	14	965,000	970,000	150,750	15
542,000	546,000	66,370	12	745,000	750,000	104,770	14	970,000	975,000	151,810	15
546,000	550,000	67,020	12	750,000	755,000	105,770	14	975,000	980,000	152,870	15
550,000	554,000	67,670	12	755,000	760,000	106,770	14	980,000	985,000	153,930	15
554,000	558,000	68,310	12	760,000	765,000	107,770	14	985,000	990,000	154,990	15
558,000	562,000	68,960	12	765,000	770,000	108,770	14	990,000	995,000	156,050	15
562,000	566,000	69,610	12	770,000	775,000	109,770	14	995,000	1,000,000	157,110	15
566,000	570,000	70,260	12	775,000	780,000	110,770	14				
570,000	574,000	70,910	12	780,000	785,000	111,770	14				
574,000	578,000	71,550	12	785,000	790,000	112,770	14	1,000,000	1,200,000		
578,000	582,000	72,200	12	790,000	795,000	113,770	14				
582,000	586,000	72,850	12	795,000	800,000	114,770	14				
586,000	590,000	73,500	12	800,000	805,000	115,770	14				
590,000	594,000	74,150	12	805,000	810,000	116,830	14				
594,000	598,000	74,790	12	810,000	815,000	117,890	14	1,200,000	1,500,000		
598,000	602,000	75,440	12	815,000	820,000	118,950	14				
602,000	606,000	76,170	12	820,000	825,000	120,010	14				
606,000	610,000	76,970	12	825,000	830,000	121,070	14				
610,000	614,000	77,770	12	830,000	835,000	122,130	14				
614,000	618,000	78,570	12	835,000	840,000	123,190	14	1,500,000	1,800,000		
618,000	622,000	79,370	12	840,000	845,000	124,250	14				
622,000	626,000	80,170	12	845,000	850,000	125,310	14				
626,000	630,000	80,970	12	850,000	855,000	126,370	14				
630,000	635,000	81,770	12	855,000	860,000	127,430	14				
635,000	640,000	82,770	13	860,000	865,000	128,490	14	1,800,000	2,200,000		
640,000	645,000	83,770	13	865,000	870,000	129,550	14				
645,000	650,000	84,770	13	870,000	875,000	130,610	15				
650,000	655,000	85,770	13	875,000	880,000	131,670	15				
655,000	660,000	86,770	13	880,000	885,000	132,730	15				
660,000	665,000	87,770	13	885,000	890,000	133,790	15	2,200,000	2,500,000		
665,000	670,000	88,770	13	890,000	895,000	134,850	15				
670,000	675,000	89,770	13	895,000	900,000	135,910	15				
675,000	680,000	90,770	13	900,000	905,000	136,970	15				
680,000	685,000	91,770	13	905,000	910,000	138,030	15				
685,000	690,000	92,770	13	910,000	915,000	139,090	15	2,500,000	3,000,000		
690,000	695,000	93,770	13	915,000	920,000	140,150	15				
695,000	700,000	94,770	13	920,000	925,000	141,210	15				
700,000	705,000	95,770	13	925,000	930,000	142,270	15				
705,000	710,000	96,770	13	930,000	935,000	143,330	15				

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
3,000,000円	4,000,000円	412,430円を控除した金額	%	10,000,000円	20,000,000円	1,412,430円を控除した金額	%	45,000,000円	60,000,000円	9,162,430円を控除した金額	%
4,000,000円	6,000,000円			20,000,000円	30,000,000円			60,000,000円以上	78,162,430円を控除した金額		
6,000,000円	10,000,000円			30,000,000円	45,000,000円						

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第八十四条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- 附則第三条第一項(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(イ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和41年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,500	円未滿	0	円 23,000	円 23,500	円 1,920	円 61,000	円 62,000	円 5,100
1,500	2,000	120	23,500	24,000	1,960	62,000	63,000	5,180
2,000	2,500	160	24,000	24,500	2,000	63,000	64,000	5,270
2,500	3,000	200	24,500	25,000	2,050	64,000	65,000	5,350
			25,000	25,500	2,090	65,000	66,000	5,440
3,000	3,500	250	25,500	26,000	2,130	66,000	67,000	5,520
3,500	4,000	290	26,000	26,500	2,170	67,000	68,000	5,600
4,000	4,500	330	26,500	27,000	2,210	68,000	69,000	5,690
4,500	5,000	370	27,000	27,500	2,250	69,000	70,000	5,770
5,000	5,500	410	27,500	28,000	2,300	70,000	71,000	5,850
5,500	6,000	460	28,000	28,500	2,340	71,000	72,000	5,940
6,000	6,500	500	28,500	29,000	2,380	72,000	73,000	6,020
6,500	7,000	540	29,000	29,500	2,420	73,000	74,000	6,110
7,000	7,500	580	29,500	30,000	2,460	74,000	75,000	6,190
7,500	8,000	620	30,000	31,000	2,510	75,000	76,000	6,270
8,000	8,500	660	31,000	32,000	2,590	76,000	77,000	6,360
8,500	9,000	710	32,000	33,000	2,670	77,000	78,000	6,440
9,000	9,500	750	33,000	34,000	2,760	78,000	79,000	6,520
9,500	10,000	790	34,000	35,000	2,840	79,000	80,000	6,610
10,000	10,500	830	35,000	36,000	2,920	80,000	81,000	6,690
10,500	11,000	870	36,000	37,000	3,010	81,000	82,000	6,770
11,000	11,500	920	37,000	38,000	3,090	82,000	83,000	6,860
11,500	12,000	960	38,000	39,000	3,180	83,000	84,000	6,940
12,000	12,500	1,000	39,000	40,000	3,260	84,000	85,000	7,030
12,500	13,000	1,040	40,000	41,000	3,340	85,000	86,000	7,110
13,000	13,500	1,080	41,000	42,000	3,430	86,000	87,000	7,190
13,500	14,000	1,120	42,000	43,000	3,510	87,000	88,000	7,280
14,000	14,500	1,170	43,000	44,000	3,590	88,000	89,000	7,360
14,500	15,000	1,210	44,000	45,000	3,680	89,000	90,000	7,440
15,000	15,500	1,250	45,000	46,000	3,760	90,000	92,000	7,530
15,500	16,000	1,290	46,000	47,000	3,850	92,000	94,000	7,700
16,000	16,500	1,330	47,000	48,000	3,930	94,000	95,000	7,860
16,500	17,000	1,380	48,000	49,000	4,010	96,000	98,000	8,030
17,000	17,500	1,420	49,000	50,000	4,100	98,000	100,000	8,200
17,500	18,000	1,460	50,000	51,000	4,180	100,000	102,000	8,370
18,000	18,500	1,500	51,000	52,000	4,260	102,000	104,000	8,530
18,500	19,000	1,540	52,000	53,000	4,350	104,000	106,000	8,700
19,000	19,500	1,590	53,000	54,000	4,430	106,000	108,000	8,870
19,500	20,000	1,630	54,000	55,000	4,510	108,000	110,000	9,030
20,000	20,500	1,670	55,000	56,000	4,600	110,000	112,000	9,200
20,500	21,000	1,710	56,000	57,000	4,680	112,000	114,000	9,370
21,000	21,500	1,750	57,000	58,000	4,770	114,000	116,000	9,540
21,500	22,000	1,790	58,000	59,000	4,850	116,000	118,000	9,700
22,000	22,500	1,840	59,000	60,000	4,930	118,000	120,000	9,870
22,500	23,000	1,880	60,000	61,000	5,020	120,000	122,000	10,040

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
122,000	124,000	10,210	213,000	216,000	17,820	348,000	351,000	29,120
124,000	126,000	10,370	216,000	219,000	18,070	351,000	354,000	29,370
126,000	128,000	10,540	219,000	222,000	18,330	354,000	357,000	29,620
128,000	130,000	10,710	222,000	225,000	18,580	357,000	360,000	29,880
130,000	132,000	10,880	225,000	228,000	18,830	360,000	363,000	30,130
132,000	134,000	11,040	228,000	231,000	19,080	363,000	366,000	30,380
134,000	136,000	11,210	231,000	234,000	19,330	366,000	369,000	30,630
136,000	138,000	11,380	234,000	237,000	19,580	369,000	372,000	30,880
138,000	140,000	11,550	237,000	240,000	19,830	372,000	375,000	31,130
140,000	142,000	11,710	240,000	243,000	20,080	375,000	378,000	31,380
142,000	144,000	11,880	243,000	246,000	20,330	378,000	381,000	31,630
144,000	146,000	12,050	246,000	249,000	20,580	381,000	384,000	31,880
146,000	148,000	12,220	249,000	252,000	20,840	384,000	387,000	32,140
148,000	150,000	12,380	252,000	255,000	21,090	387,000	390,000	32,390
150,000	152,000	12,550	255,000	258,000	21,340	390,000	394,000	32,640
152,000	154,000	12,720	258,000	261,000	21,590	394,000	398,000	32,970
154,000	156,000	12,880	261,000	264,000	21,840	398,000	402,000	33,310
156,000	158,000	13,050	264,000	267,000	22,090	402,000	406,000	33,640
158,000	160,000	13,220	267,000	270,000	22,340	406,000	410,000	33,980
160,000	162,000	13,390	270,000	273,000	22,590	410,000	414,000	34,310
162,000	164,000	13,550	273,000	276,000	22,850	414,000	418,000	34,650
164,000	166,000	13,720	276,000	279,000	23,100	418,000	422,000	34,980
166,000	168,000	13,890	279,000	282,000	23,350	422,000	426,000	35,320
168,000	170,000	14,060	282,000	285,000	23,600	426,000	430,000	35,650
170,000	172,000	14,220	285,000	288,000	23,850	430,000	434,000	35,990
172,000	174,000	14,390	288,000	291,000	24,100	434,000	438,000	36,320
174,000	176,000	14,560	291,000	294,000	24,350	438,000	442,000	36,660
176,000	178,000	14,730	294,000	297,000	24,600	442,000	446,000	36,990
178,000	180,000	14,890	297,000	300,000	24,850	446,000	450,000	37,330
180,000	182,000	15,060	300,000	303,000	25,110	450,000	454,000	37,660
182,000	184,000	15,230	303,000	306,000	25,360	454,000	458,000	37,990
184,000	186,000	15,400	306,000	309,000	25,610	458,000	462,000	38,330
186,000	188,000	15,560	309,000	312,000	25,860	462,000	466,000	38,660
188,000	190,000	15,730	312,000	315,000	26,110	466,000	470,000	39,000
190,000	192,000	15,900	315,000	318,000	26,360	470,000	474,000	39,330
192,000	194,000	16,070	318,000	321,000	26,610	474,000	478,000	39,670
194,000	196,000	16,230	321,000	324,000	26,860	478,000	482,000	40,000
196,000	198,000	16,400	324,000	327,000	27,110	482,000	486,000	40,340
198,000	200,000	16,570	327,000	330,000	27,360	486,000	490,000	40,670
200,000	202,000	16,740	330,000	333,000	27,620	490,000	494,000	41,010
202,000	204,000	16,900	333,000	336,000	27,870	494,000	498,000	41,340
204,000	206,000	17,070	336,000	339,000	28,120	498,000	502,000	41,680
206,000	208,000	17,240	339,000	342,000	28,370	502,000	506,000	42,050
208,000	210,000	17,400	342,000	345,000	28,620	506,000	510,000	42,450
210,000	213,000	17,570	345,000	348,000	28,870	510,000	514,000	42,850

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 514,000	円 518,000	円 43,250	円 710,000	円 715,000	円 62,850	円 935,000	円 940,000	円 85,350
518,000	522,000	43,650	715,000	720,000	63,350	940,000	945,000	85,850
522,000	526,000	44,050	720,000	725,000	63,850	945,000	950,000	86,350
526,000	530,000	44,450	725,000	730,000	64,350	950,000	955,000	86,850
530,000	534,000	44,850	730,000	735,000	64,850	955,000	960,000	87,350
534,000	538,000	45,250	735,000	740,000	65,350	960,000	965,000	87,850
538,000	542,000	45,650	740,000	745,000	65,850	965,000	970,000	88,350
542,000	546,000	46,050	745,000	750,000	66,350	970,000	975,000	88,850
546,000	550,000	46,450	750,000	755,000	66,850	975,000	980,000	89,350
550,000	554,000	46,850	755,000	760,000	67,350	980,000	985,000	89,850
554,000	558,000	47,250	760,000	765,000	67,850	985,000	990,000	90,350
558,000	562,000	47,650	765,000	770,000	68,350	990,000	995,000	90,850
562,000	566,000	48,050	770,000	775,000	68,850	995,000	1,000,000	91,350
566,000	570,000	48,450	775,000	780,000	69,350			
570,000	574,000	48,850	780,000	785,000	69,850			
574,000	578,000	49,250	785,000	790,000	70,350	1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に11.2%を乗じて算出した金額から20,150円を控除した金額
578,000	582,000	49,650	790,000	795,000	70,850			
582,000	586,000	50,050	795,000	800,000	71,350			
586,000	590,000	50,450	800,000	805,000	71,850			
590,000	594,000	50,850	805,000	810,000	72,350			
594,000	598,000	51,250	810,000	815,000	72,850	1,500,000	2,500,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から77,150円を控除した金額
598,000	602,000	51,650	815,000	820,000	73,350			
602,000	606,000	52,050	820,000	825,000	73,850			
606,000	610,000	52,450	825,000	830,000	74,350			
610,000	614,000	52,850	830,000	835,000	74,850			
614,000	618,000	53,250	835,000	840,000	75,350	2,500,000	3,000,000	課税山林所得金額に18.2%を乗じて算出した金額から107,150円を控除した金額
618,000	622,000	53,650	840,000	845,000	75,850			
622,000	626,000	54,050	845,000	850,000	76,350			
626,000	630,000	54,450	850,000	855,000	76,850			
630,000	635,000	54,850	855,000	860,000	77,350			
635,000	640,000	55,250	860,000	865,000	77,850	3,000,000	4,000,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から221,150円を控除した金額
640,000	645,000	55,650	865,000	870,000	78,350			
645,000	650,000	56,050	870,000	875,000	78,850			
650,000	655,000	56,450	875,000	880,000	79,350			
655,000	660,000	56,850	880,000	885,000	79,850			
660,000	665,000	57,250	885,000	890,000	80,350	4,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に21.2%を乗じて算出した金額から269,150円を控除した金額
665,000	670,000	57,650	890,000	895,000	80,850			
670,000	675,000	58,050	895,000	900,000	81,350			
675,000	680,000	58,450	900,000	905,000	81,850			
680,000	685,000	58,850	905,000	910,000	82,350			
685,000	690,000	59,250	910,000	915,000	82,850	5,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に22%を乗じて算出した金額から459,150円を控除した金額
690,000	695,000	59,650	915,000	920,000	83,350			
695,000	700,000	60,050	920,000	925,000	83,850			
700,000	705,000	60,450	925,000	930,000	84,350			
705,000	710,000	60,850	930,000	935,000	84,850			

(四)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
6,000,000 ^円	7,500,000 ^円	課税山林所得金額に26.2%を乗じて算出した金額から531,150円を控除した金額	15,000,000 ^円	20,000,000 ^円	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から2,062,150円を控除した金額	150,000,000 ^円	225,000,000 ^円	課税山林所得金額に66%を乗じて算出した金額から19,562,150円を控除した金額
7,500,000	9,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から816,150円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から3,062,150円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,812,150円を控除した金額
9,000,000	11,000,000	課税山林所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から924,150円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,562,150円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,812,150円を控除した金額
11,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,342,150円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,062,150円を控除した金額			
12,500,000	15,000,000	課税山林所得金額に38.2%を乗じて算出した金額から1,492,150円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,062,150円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数						乙			丙
6	7	8	9	10人以上	青色事業専従者の年齢			事業専従者	
金 額					20歳以上	19歳	19歳未満		1人当たり控除金額
全	全	全	全	全	全	全	全	全	
額	額	額	額	額	額	額	額	額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額
7,630	9,130	10,630	12,130	13,630	5,250	5,370	5,490	5,610	5,730
8,130	9,630	11,130	12,630	14,130	5,850	5,880	5,880	5,880	5,880
8,630	10,130	11,630	13,130	14,630	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
9,130	10,630	12,130	13,630	15,130	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
9,630	11,130	12,630	13,630	15,630	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
10,130	11,630	13,130	14,130	16,130	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
10,510	12,010	13,510	14,510	16,510	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
10,890	12,390	13,890	14,890	16,890	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
11,270	12,770	14,270	15,270	17,270	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
11,650	13,150	14,650	15,650	17,650	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
12,030	13,530	15,030	16,030	18,030	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
12,410	13,910	15,410	16,410	18,410	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
12,790	14,290	15,790	16,790	18,790	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
13,170	14,670	16,170	17,170	19,170	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
13,550	15,050	16,550	17,550	19,550	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
13,930	15,430	16,930	17,930	19,930	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
13,930	15,430	16,930	17,930	19,930	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
13,930	15,430	16,930	17,930	19,930	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
13,930	15,430	16,930	17,930	19,930	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
14,310	15,810	17,310	18,310	20,310	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
14,690	16,190	17,690	18,690	20,690	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
15,070	16,570	18,070	19,070	21,070	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
15,450	16,950	18,450	19,450	21,450	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
15,830	17,330	18,830	19,830	21,830	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
16,210	17,710	19,210	20,210	22,210	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
16,590	18,090	19,590	20,590	22,590	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
16,970	18,470	19,970	20,970	22,970	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
17,350	18,850	20,350	21,350	23,350	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
17,730	19,230	20,730	21,730	23,730	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
18,110	19,610	21,110	22,110	24,110	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
18,490	19,990	21,490	22,490	24,490	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
18,870	20,370	21,870	22,870	24,870	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
19,250	20,750	22,250	23,250	25,250	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
19,630	21,130	22,630	23,630	25,630	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
20,010	21,510	23,010	24,010	26,010	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
20,390	21,890	23,390	24,390	26,390	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
20,770	22,270	23,770	24,770	26,770	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
21,150	22,650	24,150	25,150	27,150	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
21,530	23,030	24,530	25,530	27,530	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
21,910	23,410	24,910	25,910	27,910	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
22,290	23,790	25,290	26,290	28,290	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
22,670	24,170	25,670	26,670	28,670	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
23,050	24,550	26,050	27,050	29,050	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
23,430	24,930	26,430	27,430	29,430	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
23,810	25,310	26,810	27,810	29,810	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
24,190	25,690	27,190	28,190	30,190	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
24,570	26,070	27,570	28,570	30,570	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
24,950	26,450	27,950	28,950	30,950	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
25,330	26,830	28,330	29,330	31,330	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
25,710	27,210	28,710	29,710	31,710	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
26,090	27,590	29,090	30,090	32,090	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
26,470	27,970	29,470	30,470	32,470	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
26,850	28,350	29,850	30,850	32,850	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880

附則別表第三 昭和41年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表

(一)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等		甲										
		扶 養 親 族										
		0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5
以 上 未 満		控 除										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
150,000	160,000	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
150,000	160,000	630	630	1,630	1,630	2,630	2,630	3,630	3,630	4,630	4,630	5,630
160,000	170,000	630	630	1,630	1,630	2,630	2,630	3,630	3,630	4,630	4,630	5,630
170,000	180,000	630	630	1,630	1,630	2,630	2,630	3,630	3,630	4,630	4,630	5,630
180,000	190,000	630	630	1,630	1,630	2,630	2,630	3,630	3,630	4,630	4,630	5,630
190,000	200,000	630	630	1,630	1,630	2,630	2,630	3,630	3,630	4,630	4,630	5,630
200,000	210,000	1,130	1,130	2,130	2,130	3,130	3,130	4,130	4,130	5,130	5,130	6,130
210,000	220,000	1,510	1,510	2,510	2,510	3,510	3,510	4,510	4,510	5,510	5,510	6,510
220,000	230,000	1,890	1,890	2,890	2,890	3,890	3,890	4,890	4,890	5,890	5,890	6,890
230,000	240,000	2,270	2,270	3,270	3,270	4,270	4,270	5,270	5,270	6,270	6,270	7,270
240,000	250,000	2,650	2,650	3,650	3,650	4,650	4,650	5,650	5,650	6,650	6,650	7,650
250,000	260,000	3,030	3,030	4,030	4,030	5,030	5,030	6,030	6,030	7,030	7,030	8,030
260,000	270,000	3,410	3,410	4,410	4,410	5,410	5,410	6,410	6,410	7,410	7,410	8,410
270,000	280,000	3,790	3,790	4,790	4,790	5,790	5,790	6,790	6,790	7,790	7,790	8,790
280,000	290,000	4,170	4,170	5,170	5,170	6,170	6,170	7,170	7,170	8,170	8,170	9,170
290,000	300,000	4,550	4,550	5,550	5,550	6,550	6,550	7,550	7,550	8,550	8,550	9,550
300,000	310,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
310,000	320,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
320,000	330,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
330,000	340,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
340,000	350,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
350,000	360,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
360,000	370,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
370,000	380,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
380,000	390,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
390,000	400,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
400,000	500,000	4,930	4,930	5,930	5,930	6,930	6,930	7,930	7,930	8,930	8,930	9,930
500,000	510,000	5,430	5,430	6,430	6,430	7,430	7,430	8,430	8,430	9,430	9,430	10,430
510,000	520,000	5,810	5,810	6,810	6,810	7,810	7,810	8,810	8,810	9,810	9,810	10,810
520,000	530,000	6,190	6,190	7,190	7,190	8,190	8,190	9,190	9,190	10,190	10,190	11,190
530,000	540,000	6,570	6,570	7,570	7,570	8,570	8,570	9,570	9,570	10,570	10,570	11,570
540,000	550,000	6,950	6,950	7,950	7,950	8,950	8,950	9,950	9,950	10,950	10,950	11,950
550,000	560,000	7,330	7,330	8,330	8,330	9,330	9,330	10,330	10,330	11,330	11,330	12,330
560,000	570,000	7,710	7,710	8,710	8,710	9,710	9,710	10,710	10,710	11,710	11,710	12,710
570,000	580,000	8,090	8,090	9,090	9,090	10,090	10,090	11,090	11,090	12,090	12,090	13,090
580,000	590,000	8,470	8,470	9,470	9,470	10,470	10,470	11,470	11,470	12,470	12,470	13,470
590,000	600,000	8,850	8,850	9,850	9,850	10,850	10,850	11,850	11,850	12,850	12,850	13,850
600,000	610,000	9,230	9,230	10,230	10,230	11,230	11,230	12,230	12,230	13,230	13,230	14,230
610,000	620,000	9,230	9,230	10,230	10,230	11,230	11,230	12,230	12,230	13,230	13,230	14,230
620,000	630,000	9,230	9,230	10,230	10,230	11,230	11,230	12,230	12,230	13,230	13,230	14,230
630,000	640,000	9,230	9,230	10,230	10,230	11,230	11,230	12,230	12,230	13,230	13,230	14,230
640,000	650,000	9,230	9,230	10,230	10,230	11,230	11,230	12,230	12,230	13,230	13,230	14,230
650,000	660,000	9,230	9,230	10,230	10,230	11,230	11,230	12,230	12,230	13,230	13,230	14,230
660,000	670,000	9,230	9,230	10,230	10,230	11,230	11,230	12,230	12,230	13,230	13,230	14,230
670,000	680,000	9,230	9,230	10,230	10,230	11,230	11,230	12,230	12,230	13,230	13,230	14,230
680,000	690,000	9,230	9,230	10,230	10,230	11,230	11,230	12,230	12,230	13,230	13,230	14,230

等の数					乙			丙
					青色事業専従者の年齢			事業専従者
6人	7人	8人	9人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
金額					1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,230	23,230	25,230	27,230	28,850	10,500	16,500	15,000	6,000
21,230	23,230	25,230	27,230	29,230	10,500	16,500	15,000	6,000
21,730	23,730	25,730	27,730	29,730	10,500	16,500	15,000	6,000
22,230	24,230	26,230	28,230	30,230	10,620	16,620	15,120	6,120
22,730	24,730	26,730	28,730	30,730	10,740	16,740	15,240	6,240
23,230	25,230	27,230	29,230	31,230	10,860	16,860	15,360	6,360
23,730	25,730	27,730	29,730	31,730	10,980	16,980	15,480	6,360
24,230	26,230	28,230	30,230	32,230	11,100	17,100	15,600	6,360
24,730	26,730	28,730	30,730	32,730	11,130	17,220	15,720	6,360
25,110	27,230	29,230	31,230	33,230	11,130	17,340	15,840	6,360
25,490	27,610	29,730	31,730	33,730	11,130	17,460	15,900	6,360
25,870	27,990	30,110	32,230	34,230	11,130	17,490	15,900	6,360
26,250	28,370	30,490	32,610	34,730	11,130	17,490	15,900	6,360
26,630	28,750	30,870	32,990	35,110	11,130	17,490	15,900	6,360
27,010	29,130	31,250	33,370	35,490	11,130	17,490	15,900	6,360
27,390	29,510	31,630	33,750	35,870	11,130	17,490	15,900	6,360
27,770	29,890	32,010	34,130	36,250	11,130	17,490	15,900	6,360
28,150	30,270	32,390	34,510	36,630	11,130	17,490	15,900	6,360
28,530	30,650	32,770	34,890	37,010	11,130	17,490	15,900	6,360
28,910	31,030	33,150	35,270	37,390	11,130	17,490	15,900	6,360
29,290	31,410	33,530	35,650	37,770	11,130	17,490	15,900	6,360
29,670	31,790	33,910	36,030	38,150	11,130	17,490	15,900	6,360
30,050	32,170	34,290	36,410	38,530	11,130	17,490	15,900	6,360
30,430	32,550	34,670	36,790	38,910	11,510	17,870	16,280	6,740
30,810	32,930	35,050	37,170	39,290	11,890	18,250	16,660	7,120
31,190	33,310	35,430	37,550	39,670	12,270	18,630	17,040	7,500
31,570	33,690	35,810	37,930	40,050	12,650	19,010	17,420	7,500
31,950	34,070	36,190	38,310	40,430	13,030	19,390	17,800	7,500
32,330	34,450	36,570	38,690	40,810	13,130	19,770	18,180	7,500
32,330	34,830	36,950	39,070	41,190	13,130	20,150	18,560	7,500
32,330	34,830	37,330	39,450	41,570	13,130	20,530	18,750	7,500
32,330	34,830	37,330	39,830	41,950	13,130	20,630	18,750	7,500
32,330	34,830	37,330	39,830	42,330	13,130	20,630	18,750	7,500
32,830	35,330	37,830	40,330	42,830	13,130	20,630	18,750	7,500
33,330	35,830	38,330	40,830	43,330	13,250	20,750	18,870	7,620
33,830	36,330	38,830	41,330	43,830	13,370	20,870	18,990	7,740
34,330	36,830	39,330	41,830	44,330	13,490	20,990	19,110	7,860
34,830	37,330	39,830	42,330	44,830	13,610	21,110	19,230	7,860
35,330	37,830	40,330	42,830	45,330	13,730	21,230	19,350	7,860
35,830	38,330	40,830	43,330	45,830	13,760	21,350	19,470	7,860
36,210	38,830	41,330	43,830	46,330	13,760	21,470	19,590	7,860
36,590	39,210	41,830	44,330	46,830	13,760	21,590	19,650	7,860
36,970	39,590	42,210	44,830	47,330	13,760	21,620	19,650	7,860
37,350	39,970	42,590	45,210	47,830	13,760	21,620	19,650	7,860
37,730	40,350	42,970	45,590	48,210	13,760	21,620	19,650	7,860
38,110	40,730	43,350	45,970	48,590	13,760	21,620	19,650	7,860
38,490	41,110	43,730	46,350	48,970	13,760	21,620	19,650	7,860
38,870	41,490	44,110	46,730	49,350	13,760	21,620	19,650	7,860
39,250	41,870	44,490	47,110	49,730	13,760	21,620	19,650	7,860
39,630	42,250	44,870	47,490	50,110	13,760	21,620	19,650	7,860

(二)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等		甲											
		扶					養 親 族						
所得金額等		0	1	2	3	4	5	0	1	2	3		
以	上	未	滿	控					除				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
690,000	700,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	690,000	700,000	9,230	11,230	13,230	
700,000	800,000	9,230	11,230	13,230	15,230	17,230	19,230	700,000	800,000	9,730	11,730	13,730	
800,000	810,000	9,730	11,730	13,730	15,730	17,730	19,730	800,000	820,000	10,110	12,230	14,230	
810,000	820,000	10,110	12,230	14,230	16,230	18,230	20,230	810,000	830,000	10,490	12,610	14,730	
820,000	830,000	10,490	12,610	14,730	16,730	18,730	20,730	820,000	840,000	10,870	12,990	15,110	
830,000	840,000	10,870	12,990	15,110	17,230	19,230	21,230	830,000	850,000	11,250	13,370	15,490	
840,000	850,000	11,250	13,370	15,490	17,610	19,730	21,730	840,000	860,000	11,630	13,750	15,870	
850,000	860,000	11,630	13,750	15,870	17,990	20,110	22,230	850,000	870,000	12,010	14,130	16,250	
860,000	870,000	12,010	14,130	16,250	18,370	20,490	22,610	860,000	880,000	12,390	14,510	16,630	
870,000	880,000	12,390	14,510	16,630	18,750	20,870	22,990	870,000	890,000	12,770	14,890	17,010	
880,000	890,000	12,770	14,890	17,010	19,130	21,250	23,370	880,000	900,000	13,150	15,270	17,390	
890,000	900,000	13,150	15,270	17,390	19,510	21,630	23,750	890,000	910,000	13,530	15,650	17,770	
900,000	910,000	13,530	15,650	17,770	19,890	22,010	24,130	900,000	920,000	13,910	16,030	18,150	
910,000	920,000	13,910	16,030	18,150	20,270	22,390	24,510	910,000	930,000	14,290	16,410	18,530	
920,000	930,000	14,290	16,410	18,530	20,650	22,770	24,890	920,000	940,000	14,670	16,790	18,910	
930,000	940,000	14,670	16,790	18,910	21,030	23,150	25,270	930,000	950,000	15,050	17,170	19,290	
940,000	950,000	15,050	17,170	19,290	21,410	23,530	25,650	940,000	960,000	15,430	17,550	19,670	
950,000	960,000	15,430	17,550	19,670	21,790	23,910	26,030	950,000	970,000	15,810	17,930	20,050	
960,000	970,000	15,810	17,930	20,050	22,170	24,290	26,410	960,000	980,000	16,190	18,310	20,430	
970,000	980,000	16,190	18,310	20,430	22,550	24,670	26,790	970,000	990,000	16,570	18,690	20,810	
980,000	990,000	16,570	18,690	20,810	22,930	25,050	27,170	980,000	1,000,000	16,950	19,070	21,190	
990,000	1,000,000	16,950	19,070	21,190	23,310	25,430	27,550	990,000	1,010,000	17,330	19,450	21,570	
1,000,000	1,010,000	17,330	19,450	21,570	23,690	25,810	27,930	1,000,000	1,020,000	17,330	19,830	21,950	
1,010,000	1,020,000	17,330	19,830	21,950	24,070	26,190	28,310	1,010,000	1,030,000	17,330	19,830	22,330	
1,020,000	1,030,000	17,330	19,830	22,330	24,450	26,570	28,690	1,020,000	1,040,000	17,330	19,830	22,330	
1,030,000	1,040,000	17,330	19,830	22,330	24,830	26,950	29,070	1,030,000	1,050,000	17,330	19,830	22,330	
1,040,000	1,050,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,450	1,040,000	1,060,000	17,330	19,830	22,330	
1,050,000	1,060,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	1,050,000	1,070,000	17,330	19,830	22,330	
1,060,000	1,070,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	1,060,000	1,080,000	17,330	19,830	22,330	
1,070,000	1,080,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	1,070,000	1,090,000	17,330	19,830	22,330	
1,080,000	1,090,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	1,080,000	1,100,000	17,330	19,830	22,330	
1,090,000	1,100,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	1,090,000	1,200,000	17,330	19,830	22,330	
1,100,000	1,200,000	17,330	19,830	22,330	24,830	27,330	29,830	1,100,000	1,210,000	17,330	20,330	22,830	
1,200,000	1,210,000	17,330	20,330	22,830	25,330	27,830	30,330	1,200,000	1,220,000	18,210	20,830	23,330	
1,210,000	1,220,000	18,210	20,830	23,330	25,830	28,330	30,830	1,210,000	1,230,000	18,590	21,210	23,830	
1,220,000	1,230,000	18,590	21,210	23,830	26,330	28,830	31,330	1,220,000	1,240,000	18,970	21,590	24,210	
1,230,000	1,240,000	18,970	21,590	24,210	26,830	29,330	31,830	1,230,000	1,250,000	19,350	21,970	24,590	
1,240,000	1,250,000	19,350	21,970	24,590	27,210	29,830	32,330	1,240,000	1,260,000	19,730	22,350	24,970	
1,250,000	1,260,000	19,730	22,350	24,970	27,590	30,210	32,830	1,250,000	1,270,000	20,110	22,730	25,350	
1,260,000	1,270,000	20,110	22,730	25,350	27,970	30,590	33,210	1,260,000	1,280,000	20,490	23,110	25,730	
1,270,000	1,280,000	20,490	23,110	25,730	28,350	30,970	33,590	1,270,000	1,290,000	20,870	23,490	26,110	
1,280,000	1,290,000	20,870	23,490	26,110	28,730	31,350	33,970	1,280,000	1,300,000	21,250	23,870	26,490	
1,290,000	1,300,000	21,250	23,870	26,490	29,110	31,730	34,350	1,290,000	1,310,000	21,630	24,250	26,870	
1,300,000	1,310,000	21,630	24,250	26,870	29,490	32,110	34,730	1,300,000	1,320,000	22,010	24,630	27,250	
1,310,000	1,320,000	22,010	24,630	27,250	29,870	32,490	35,110	1,310,000	1,330,000	22,390	25,010	27,630	
1,320,000	1,330,000	22,390	25,010	27,630	30,250	32,870	35,490	1,320,000	1,340,000	22,770	25,390	28,010	
1,330,000	1,340,000	22,770	25,390	28,010	30,630	33,250	35,870	1,330,000	1,350,000	23,150	25,770	28,390	
1,340,000	1,350,000	23,150	25,770	28,390	31,010	33,630	36,250	1,340,000	1,360,000	23,530	26,150	28,770	
1,350,000	1,360,000	23,530	26,150	28,770	31,390	34,010	36,630	1,350,000	1,370,000	23,910	26,530	29,150	
1,360,000	1,370,000	23,910	26,530	29,150	31,770	34,390	37,010	1,360,000					

等 の 数					乙			丙
					青色事業専従者の年齢			事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
金 額					1 人 当 た り 控 除 金 額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
40,019	42,630	45,250	47,870	50,490	13,760	21,620	19,650	7,860
40,390	43,010	45,630	48,250	50,870	13,760	21,620	19,650	7,860
40,770	43,390	46,010	48,630	51,250	13,760	21,620	19,650	7,860
41,150	43,770	46,390	49,010	51,630	13,760	21,620	19,650	7,860
41,530	44,150	46,770	49,390	52,010	13,760	21,620	19,650	7,860
41,910	44,530	47,150	49,770	52,390	13,760	21,620	19,650	7,860
42,290	44,910	47,530	50,150	52,770	13,760	21,620	19,650	7,860
42,670	45,290	47,910	50,530	53,150	13,760	21,620	19,650	7,860
43,050	45,670	48,290	50,910	53,530	13,760	21,620	19,650	7,860
43,430	46,050	48,670	51,290	53,910	13,760	21,620	19,650	7,860
43,810	46,430	49,050	51,670	54,290	13,760	21,620	19,650	7,860
44,190	46,810	49,430	52,050	54,670	13,760	21,620	19,650	7,860
44,570	47,190	49,810	52,430	55,050	13,760	21,620	19,650	7,860
44,950	47,570	50,190	52,810	55,430	13,760	21,620	19,650	7,860
45,330	47,950	50,570	53,190	55,810	14,140	22,000	20,030	8,240
45,710	48,330	50,950	53,570	56,190	14,520	22,380	20,410	8,620
46,090	48,710	51,330	53,950	56,570	14,900	22,760	20,790	9,000
46,470	49,090	51,710	54,330	56,950	15,280	23,140	21,170	9,000
46,850	49,470	52,090	54,710	57,330	15,660	23,520	21,550	9,000
47,230	49,850	52,470	55,090	57,710	15,750	23,900	21,930	9,000
47,230	50,230	52,850	55,470	58,090	15,750	24,280	22,310	9,000
47,230	50,230	53,230	55,850	58,470	15,750	24,660	22,500	9,000
47,230	50,230	53,230	56,230	58,850	15,750	24,750	22,500	9,000
47,230	50,230	53,230	56,230	59,230	15,750	24,750	22,500	9,000
47,730	50,730	53,730	56,730	59,730	15,750	24,750	22,500	9,000
48,230	51,230	54,230	57,230	60,230	15,870	24,870	22,620	9,120
48,730	51,730	54,730	57,730	60,730	15,990	24,990	22,740	9,240
49,230	52,230	55,230	58,230	61,230	16,110	25,110	22,860	9,360
49,730	52,730	55,730	58,730	61,730	16,230	25,230	22,980	9,360
50,230	53,230	56,230	59,230	62,230	16,350	25,350	23,100	9,360
50,730	53,730	56,730	59,730	62,730	16,380	25,470	23,220	9,360
51,110	54,230	57,230	60,230	63,230	16,380	25,590	23,340	9,360
51,490	54,610	57,730	60,730	63,730	16,380	25,710	23,400	9,360
51,870	54,990	58,110	61,230	64,230	16,380	25,740	23,400	9,360
52,250	55,370	58,490	61,610	64,730	16,380	25,740	23,400	9,360
52,630	55,750	58,870	61,990	65,110	16,380	25,740	23,400	9,360
53,010	56,130	59,250	62,370	65,490	16,380	25,740	23,400	9,360
53,390	56,510	59,630	62,750	65,870	16,380	25,740	23,400	9,360
53,770	56,890	60,010	63,130	66,250	16,380	25,740	23,400	9,360
54,150	57,270	60,390	63,510	66,630	16,380	25,740	23,400	9,360
54,530	57,650	60,770	63,890	67,010	16,380	25,740	23,400	9,360
54,910	58,030	61,150	64,270	67,390	16,380	25,740	23,400	9,360
55,290	58,410	61,530	64,650	67,770	16,380	25,740	23,400	9,360
55,670	58,790	61,910	65,030	68,150	16,380	25,740	23,400	9,360
56,050	59,170	62,290	65,410	68,530	16,380	25,740	23,400	9,360
56,430	59,550	62,670	65,790	68,910	16,380	25,740	23,400	9,360
56,810	59,930	63,050	66,170	69,290	16,380	25,740	23,400	9,360
57,190	60,310	63,430	66,550	69,670	16,380	25,740	23,400	9,360
57,570	60,690	63,810	66,930	70,050	16,380	25,740	23,400	9,360
57,950	61,070	64,190	67,310	70,430	16,380	25,740	23,400	9,360

(三)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等		扶 養 親 族					甲	
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	人
以 上	未 満	控			除			
1,370,000	1,380,000	24,290	26,910	29,530	32,150	34,770	37,390	
1,380,000	1,390,000	24,670	27,290	29,910	32,530	35,150	37,770	
1,390,000	1,400,000	25,050	27,670	30,290	32,910	35,530	38,150	
1,400,000	1,410,000	25,430	28,050	30,670	33,290	35,910	38,530	
1,410,000	1,420,000	25,810	28,430	31,050	33,670	36,290	38,910	
1,420,000	1,430,000	26,190	28,810	31,430	34,050	36,670	39,290	
1,430,000	1,440,000	26,570	29,190	31,810	34,430	37,050	39,670	
1,440,000	1,450,000	26,950	29,570	32,190	34,810	37,430	40,050	
1,450,000	1,460,000	27,330	29,950	32,570	35,190	37,810	40,430	
1,460,000	1,470,000	27,710	30,330	32,950	35,570	38,190	40,810	
1,470,000	1,480,000	28,090	30,710	33,330	35,950	38,570	41,190	
1,480,000	1,490,000	28,470	31,090	33,710	36,330	38,950	41,570	
1,490,000	1,500,000	28,850	31,470	34,090	36,710	39,330	41,950	
1,500,000	1,510,000	29,230	31,850	34,470	37,090	39,710	42,330	
1,510,000	1,520,000	29,230	32,230	34,850	37,470	40,090	42,710	
1,520,000	1,530,000	29,230	32,230	35,230	37,850	40,470	43,090	
1,530,000	1,540,000	29,230	32,230	35,230	38,230	40,850	43,470	
1,540,000	1,550,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	43,850	
1,550,000	1,560,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	
1,560,000	1,570,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	
1,570,000	1,580,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	
1,580,000	1,590,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	
1,590,000	1,600,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	
1,600,000	1,800,000	29,230	32,230	35,230	38,230	41,230	44,230	
1,800,000	1,810,000	29,730	32,730	35,730	38,730	41,730	44,730	
1,810,000	1,820,000	30,110	33,230	36,230	39,230	42,230	45,230	
1,820,000	1,830,000	30,490	33,610	36,730	39,730	42,730	45,730	
1,830,000	1,840,000	30,870	33,990	37,110	40,230	43,230	46,230	
1,840,000	1,850,000	31,250	34,370	37,490	40,610	43,730	46,730	
1,850,000	1,860,000	31,630	34,750	37,870	40,990	44,110	47,230	
1,860,000	1,870,000	32,010	35,130	38,250	41,370	44,490	47,610	
1,870,000	1,880,000	32,390	35,510	38,630	41,750	44,870	47,990	
1,880,000	1,890,000	32,770	35,890	39,010	42,130	45,250	48,370	
1,890,000	1,900,000	33,150	36,270	39,390	42,510	45,630	48,750	
1,900,000	1,910,000	33,530	36,650	39,770	42,890	46,010	49,130	
1,910,000	1,920,000	33,910	37,030	40,150	43,270	46,390	49,510	
1,920,000	1,930,000	34,290	37,410	40,530	43,650	46,770	49,890	
1,930,000	1,940,000	34,670	37,790	40,910	44,030	47,150	50,270	
1,940,000	1,950,000	35,050	38,170	41,290	44,410	47,530	50,650	
1,950,000	1,960,000	35,430	38,550	41,670	44,790	47,910	51,030	
1,960,000	1,970,000	35,810	38,930	42,050	45,170	48,290	51,410	
1,970,000	1,980,000	36,190	39,310	42,430	45,550	48,670	51,790	
1,980,000	1,990,000	36,570	39,690	42,810	45,930	49,050	52,170	
1,990,000	2,000,000	36,950	40,070	43,190	46,310	49,430	52,550	
2,000,000	2,010,000	37,330	40,450	43,570	46,690	49,810	52,930	
2,010,000	2,020,000	37,710	40,830	43,950	47,070	50,190	53,310	
2,020,000	2,030,000	38,090	41,210	44,330	47,450	50,570	53,690	
2,030,000	2,040,000	38,470	41,590	44,710	47,830	50,950	54,070	
2,040,000	2,050,000	38,850	41,970	45,090	48,210	51,330	54,450	
2,050,000	2,060,000	39,230	42,350	45,470	48,590	51,710	54,830	

等 の 数					乙			丙
					青色事業専従者の年齢			事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
金 額					1 人 当 た り 控 除 金 額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
58,330	61,450	64,570	67,690	70,810	16,380	25,740	23,400	9,360
58,710	61,830	64,950	68,070	71,190	16,380	25,740	23,400	9,360
59,090	62,210	65,330	68,450	71,570	16,380	25,740	23,400	9,360
59,470	62,590	65,710	68,830	71,950	16,380	25,740	23,400	9,360
59,850	62,970	66,090	69,210	72,330	16,380	25,740	23,400	9,360
60,230	63,350	66,470	69,590	72,710	16,380	25,740	23,400	9,360
60,610	63,730	66,850	69,970	73,090	16,380	25,740	23,400	9,360
60,990	64,110	67,230	70,350	73,470	16,380	25,740	23,400	9,360
61,370	64,490	67,610	70,730	73,850	16,380	25,740	23,400	9,360
61,750	64,870	67,990	71,110	74,230	16,380	25,740	23,400	9,360
62,130	65,250	68,370	71,490	74,610	16,380	25,740	23,400	9,360
62,510	65,630	68,750	71,870	74,990	16,380	25,740	23,400	9,360
62,890	66,010	69,130	72,250	75,370	16,380	25,740	23,400	9,360
63,270	66,390	69,510	72,630	75,750	16,380	25,740	23,400	9,360
63,650	66,770	69,890	73,010	76,130	16,380	25,740	23,400	9,360
64,030	67,150	70,270	73,390	76,510	16,760	26,120	23,780	9,740
64,410	67,530	70,650	73,770	76,890	17,140	26,500	24,160	10,120
64,790	67,910	71,030	74,150	77,270	17,520	26,880	24,540	10,500
65,170	68,290	71,410	74,530	77,650	17,900	27,260	24,920	10,500
65,550	68,670	71,790	74,910	78,030	18,280	27,640	25,300	10,500
65,930	69,050	72,170	75,290	78,410	18,380	28,020	25,680	10,500
65,930	69,430	72,550	75,670	78,790	18,380	28,400	26,060	10,500
65,930	69,430	72,930	76,050	79,170	18,380	28,780	26,250	10,500
65,930	69,430	72,930	76,430	79,550	18,380	28,880	26,250	10,500
65,930	69,430	72,930	76,430	79,930	18,380	28,880	26,250	10,500
66,430	69,930	73,430	76,930	80,430	18,380	28,880	26,250	10,500
66,930	70,430	73,930	77,430	80,930	18,500	29,000	26,370	10,620
67,430	70,930	74,430	77,930	81,430	18,620	29,120	26,490	10,740
67,930	71,430	74,930	78,430	81,930	18,740	29,240	26,610	10,860
68,430	71,930	75,430	78,930	82,430	18,860	29,360	26,730	10,860
68,930	72,430	75,930	79,430	82,930	18,980	29,480	26,850	10,860
69,430	72,930	76,430	79,930	83,430	19,010	29,600	26,970	10,860
69,810	73,430	76,930	80,430	83,930	19,010	29,720	27,090	10,860
70,190	73,810	77,430	80,930	84,430	19,010	29,840	27,150	10,860
70,570	74,190	77,810	81,430	84,930	19,010	29,870	27,150	10,860
70,950	74,570	78,190	81,810	85,430	19,010	29,870	27,150	10,860
71,330	74,950	78,570	82,190	85,810	19,010	29,870	27,150	10,860
71,710	75,330	78,950	82,570	86,190	19,010	29,870	27,150	10,860
72,090	75,710	79,330	82,950	86,570	19,010	29,870	27,150	10,860
72,470	76,090	79,710	83,330	86,950	19,010	29,870	27,150	10,860
72,850	76,470	80,090	83,710	87,330	19,010	29,870	27,150	10,860
73,230	76,850	80,470	84,090	87,710	19,010	29,870	27,150	10,860
73,610	77,230	80,850	84,470	88,090	19,010	29,870	27,150	10,860
73,990	77,610	81,230	84,850	88,470	19,010	29,870	27,150	10,860
74,370	77,990	81,610	85,230	88,850	19,010	29,870	27,150	10,860
74,750	78,370	81,990	85,610	89,230	19,010	29,870	27,150	10,860
75,130	78,750	82,370	85,990	89,610	19,010	29,870	27,150	10,860
75,510	79,130	82,750	86,370	89,990	19,010	29,870	27,150	10,860
75,890	79,510	83,130	86,750	90,370	19,010	29,870	27,150	10,860
76,270	79,890	83,510	87,130	90,750	19,010	29,870	27,150	10,860

(四)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等		甲							
		扶				養 親 族			
所得金額等		0	1	2	3	4	5		
以	上	未	満	控				除	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,060,000	2,070,000	39,610	42,730	45,850	48,970	52,090	55,210		
2,070,000	2,080,000	39,990	43,110	46,230	49,350	52,470	55,590		
2,080,000	2,090,000	40,370	43,490	46,610	49,730	52,850	55,970		
2,090,000	2,100,000	40,750	43,870	46,990	50,110	53,230	56,350		
2,100,000	2,110,000	41,130	44,250	47,370	50,490	53,610	56,730		
2,110,000	2,120,000	41,510	44,630	47,750	50,870	53,990	57,110		
2,120,000	2,130,000	41,890	45,010	48,130	51,250	54,370	57,490		
2,130,000	2,140,000	42,270	45,390	48,510	51,630	54,750	57,870		
2,140,000	2,150,000	42,650	45,770	48,890	52,010	55,130	58,250		
2,150,000	2,160,000	43,030	46,150	49,270	52,390	55,510	58,630		
2,160,000	2,170,000	43,410	46,530	49,650	52,770	55,890	59,010		
2,170,000	2,180,000	43,790	46,910	50,030	53,150	56,270	59,390		
2,180,000	2,190,000	44,170	47,290	50,410	53,530	56,650	59,770		
2,190,000	2,200,000	44,550	47,670	50,790	53,910	57,030	60,150		
2,200,000	2,210,000	44,930	48,050	51,170	54,290	57,410	60,530		
2,210,000	2,220,000	44,930	48,430	51,550	54,670	57,790	60,910		
2,220,000	2,230,000	44,930	48,430	51,930	55,050	58,170	61,290		
2,230,000	2,240,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,550	61,670		
2,240,000	2,250,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,050		
2,250,000	2,260,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,260,000	2,270,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,270,000	2,280,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,280,000	2,290,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,290,000	2,300,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,300,000	2,500,000	44,930	48,430	51,930	55,430	58,930	62,430		
2,500,000	2,510,000	45,430	48,930	52,430	55,930	59,430	62,930		
2,510,000	2,520,000	45,810	49,430	52,930	56,430	59,930	63,430		
2,520,000	2,530,000	46,190	49,810	53,430	56,930	60,430	63,930		
2,530,000	2,540,000	46,570	50,190	53,810	57,430	60,930	64,430		
2,540,000	2,550,000	46,950	50,570	54,190	57,810	61,430	64,930		
2,550,000	2,560,000	47,330	50,950	54,570	58,190	61,810	65,430		
2,560,000	2,570,000	47,710	51,330	54,950	58,570	62,190	65,810		
2,570,000	2,580,000	48,090	51,710	55,330	58,950	62,570	66,190		
2,580,000	2,590,000	48,470	52,090	55,710	59,330	62,950	66,570		
2,590,000	2,600,000	48,850	52,470	56,090	59,710	63,330	66,950		
2,600,000	2,610,000	49,230	52,850	56,470	60,090	63,710	67,330		
2,610,000	2,620,000	49,610	53,230	56,850	60,470	64,090	67,710		
2,620,000	2,630,000	49,990	53,610	57,230	60,850	64,470	68,090		
2,630,000	2,640,000	50,370	53,990	57,610	61,230	64,850	68,470		
2,640,000	2,650,000	50,750	54,370	57,990	61,610	65,230	68,850		
2,650,000	2,660,000	51,130	54,750	58,370	61,990	65,610	69,230		
2,660,000	2,670,000	51,510	55,130	58,750	62,370	65,990	69,610		
2,670,000	2,680,000	51,890	55,510	59,130	62,750	66,370	69,990		
2,680,000	2,690,000	52,270	55,890	59,510	63,130	66,750	70,370		
2,690,000	2,700,000	52,650	56,270	59,890	63,510	67,130	70,750		
2,700,000	2,710,000	53,030	56,650	60,270	63,890	67,510	71,130		
2,710,000	2,720,000	53,410	57,030	60,650	64,270	67,890	71,510		
2,720,000	2,730,000	53,790	57,410	61,030	64,650	68,270	71,890		
2,730,000	2,740,000	54,170	57,790	61,410	65,030	68,650	72,270		
2,740,000	2,750,000	54,550	58,170	61,790	65,410	69,030	72,650		

等 の 数					乙			丙
					青色事業専従者の年齢			事業専従者
6	7	8	9	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
金 額					1人当たり控除金額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
76,850	80,270	83,890	87,510	91,130	19,010	29,870	27,150	10,860
77,030	80,650	84,270	87,890	91,510	19,010	29,870	27,150	10,860
77,410	81,030	84,650	88,270	91,890	19,010	29,870	27,150	10,860
77,790	81,410	85,030	88,650	92,270	19,010	29,870	27,150	10,860
78,170	81,790	85,410	89,030	92,650	19,010	29,870	27,150	10,860
78,550	82,170	85,790	89,410	93,030	19,010	29,870	27,150	10,860
78,930	82,550	86,170	89,790	93,410	19,010	29,870	27,150	10,860
79,310	82,930	86,550	90,170	93,790	19,010	29,870	27,150	10,860
79,690	83,310	86,930	90,550	94,170	19,010	29,870	27,150	10,860
80,070	83,690	87,310	90,930	94,550	19,010	29,870	27,150	10,860
80,450	84,070	87,690	91,310	94,930	19,010	29,870	27,150	10,860
80,830	84,450	88,070	91,690	95,310	19,010	29,870	27,150	10,860
81,210	84,830	88,450	92,070	95,690	19,010	29,870	27,150	10,860
81,590	85,210	88,830	92,450	96,070	19,010	29,870	27,150	10,860
81,970	85,590	89,210	92,830	96,450	19,010	29,870	27,150	10,860
82,350	85,970	89,590	93,210	96,830	19,010	29,870	27,150	10,860
82,730	86,350	89,970	93,590	97,210	19,010	29,870	27,150	10,860
83,110	86,730	90,350	93,970	97,590	19,010	29,870	27,150	10,860
83,490	87,110	90,730	94,350	97,970	19,010	29,870	27,150	10,860
83,870	87,490	91,110	94,730	98,350	19,010	29,870	27,150	10,860
84,250	87,870	91,490	95,110	98,730	19,010	29,870	27,150	10,860
84,630	88,250	91,870	95,490	99,110	19,010	29,870	27,150	10,860
85,010	88,630	92,250	95,870	99,490	19,010	29,870	27,150	10,860
85,390	89,010	92,630	96,250	99,870	19,010	29,870	27,150	10,860
85,770	89,390	93,010	96,630	100,250	19,010	29,870	27,150	10,860
86,150	89,770	93,390	97,010	100,630	19,010	29,870	27,150	10,860
86,530	90,150	93,770	97,390	101,010	19,390	30,250	27,530	11,240
86,910	90,530	94,150	97,770	101,390	19,770	30,630	27,910	11,620
87,290	90,910	94,530	98,150	101,770	20,150	31,010	28,290	12,000
87,670	91,290	94,910	98,530	102,150	20,530	31,390	28,670	12,000
88,050	91,670	95,290	98,910	102,530	20,910	31,770	29,050	12,000
88,430	92,050	95,670	99,290	102,910	21,000	32,150	29,430	12,000
88,430	92,430	96,050	99,670	103,290	21,000	32,530	29,810	12,000
88,430	92,430	96,430	100,050	103,670	21,000	32,910	30,000	12,000
88,430	92,430	96,430	100,430	104,050	21,000	33,000	30,000	12,000
88,430	92,430	96,430	100,430	104,430	21,000	33,000	30,000	12,000
88,930	92,930	96,930	100,930	104,930	21,000	33,000	30,000	12,000
89,430	93,430	97,430	101,430	105,430	21,500	33,500	30,500	12,500
89,930	93,930	97,930	101,930	105,930	22,000	34,000	31,000	13,000
90,430	94,430	98,430	102,430	106,430	22,500	34,500	31,500	13,500
90,930	94,930	98,930	102,930	106,930	23,000	35,000	32,000	13,500
91,430	95,430	99,430	103,430	107,430	23,500	35,500	32,500	13,500
91,930	95,930	99,930	103,930	107,930	23,630	36,000	33,000	13,500
91,930	96,430	100,430	104,430	108,430	23,630	36,500	33,500	13,500
91,930	96,430	100,930	104,930	108,930	23,630	37,000	33,750	13,500
91,930	96,430	100,930	105,430	109,430	23,630	37,130	33,750	13,500
91,930	96,430	100,930	105,430	109,930	23,630	37,130	33,750	13,500
92,430	96,930	101,430	105,930	110,430	23,680	37,130	33,750	13,500
92,930	97,430	101,930	106,430	110,930	24,130	37,630	34,250	14,000
93,430	97,930	102,430	106,930	111,430	24,630	38,130	34,750	14,500

(五)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等		甲											
		扶					養						
所得金額等		0	1	2	3	4	5	0	1	2	3		
以	上	未	滿	控					除				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,750,000	2,760,000	54,930	58,550	62,170	65,790	69,410	73,030						
2,760,000	2,770,000	55,310	58,930	62,550	66,170	69,790	73,410						
2,770,000	2,780,000	55,690	59,310	62,930	66,550	70,170	73,790						
2,780,000	2,790,000	56,070	59,690	63,310	66,930	70,550	74,170						
2,790,000	2,800,000	56,450	60,070	63,690	67,310	70,930	74,550						
2,800,000	2,810,000	56,830	60,450	64,070	67,690	71,310	74,930						
2,810,000	2,820,000	57,210	60,830	64,450	68,070	71,690	75,310						
2,820,000	2,830,000	57,590	61,210	64,830	68,450	72,070	75,690						
2,830,000	2,840,000	57,970	61,590	65,210	68,830	72,450	76,070						
2,840,000	2,850,000	58,350	61,970	65,590	69,210	72,830	76,450						
2,850,000	2,860,000	58,730	62,350	65,970	69,590	73,210	76,830						
2,860,000	2,870,000	59,110	62,730	66,350	69,970	73,590	77,210						
2,870,000	2,880,000	59,490	63,110	66,730	70,350	73,970	77,590						
2,880,000	2,890,000	59,870	63,490	67,110	70,730	74,350	77,970						
2,890,000	2,900,000	60,250	63,870	67,490	71,110	74,730	78,350						
2,900,000	2,910,000	60,630	64,250	67,870	71,490	75,110	78,730						
2,910,000	2,920,000	61,010	64,630	68,250	71,870	75,490	79,110						
2,920,000	2,930,000	61,390	65,010	68,630	72,250	75,870	79,490						
2,930,000	2,940,000	61,770	65,390	69,010	72,630	76,250	79,870						
2,940,000	2,950,000	62,150	65,770	69,390	73,010	76,630	80,250						
2,950,000	2,960,000	62,530	66,150	69,770	73,390	77,010	80,630						
2,960,000	2,970,000	62,910	66,530	70,150	73,770	77,390	81,010						
2,970,000	2,980,000	63,290	66,910	70,530	74,150	77,770	81,390						
2,980,000	2,990,000	63,670	67,290	70,910	74,530	78,150	81,770						
2,990,000	3,000,000	64,050	67,670	71,290	74,910	78,530	82,150						
3,000,000	3,010,000	64,430	68,050	71,670	75,290	78,910	82,530						
3,010,000	3,020,000	64,430	68,430	72,050	75,670	79,290	82,910						
3,020,000	3,030,000	64,430	68,430	72,430	76,050	79,670	83,290						
3,030,000	3,040,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,050	83,670						
3,040,000	3,050,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,050						
3,050,000	3,060,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430						
3,060,000	3,070,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430						
3,070,000	3,080,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430						
3,080,000	3,090,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430						
3,090,000	3,100,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430						
3,100,000	4,000,000	64,430	68,430	72,430	76,430	80,430	84,430						
4,000,000	4,010,000	64,930	68,930	72,930	76,930	80,930	84,930						
4,010,000	4,020,000	64,930	69,430	73,430	77,430	81,430	85,430						
4,020,000	4,030,000	64,930	69,430	73,930	77,930	81,930	85,930						
4,030,000	4,040,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,430	86,430						
4,040,000	4,050,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	86,930						
4,050,000	4,060,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430						
4,060,000	4,070,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430						
4,070,000	4,080,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430						
4,080,000	4,090,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430						
4,090,000	4,100,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430						
4,100,000	6,000,000	64,930	69,430	73,930	78,430	82,930	87,430						
6,000,000	6,010,000	65,430	69,930	74,430	78,930	83,430	87,930						
6,010,000	6,020,000	65,430	70,430	74,930	79,430	83,930	88,430						
6,020,000	6,030,000	65,430	70,430	75,430	79,930	84,430	88,930						

等の数					乙			丙
6人	7人	8人	9人	10人以上	青色事業専従者の年齢			事業専従者
金額					20歳以上	19歳	19歳未満	
1人当り控除金額								
円	円	円	円	円	円	円	円	円
93,930	98,430	102,930	107,430	111,930	25,130	38,630	35,250	15,000
94,430	98,930	103,430	107,930	112,430	25,630	39,130	35,750	15,000
94,930	99,430	103,930	108,430	112,930	26,130	39,630	36,250	15,000
95,430	99,930	104,430	108,930	113,430	26,250	40,130	36,750	15,000
95,430	100,430	104,930	109,430	113,930	26,250	40,630	37,250	15,000
95,430	100,430	105,430	109,930	114,430	26,250	41,130	37,500	15,000
95,430	100,430	105,430	110,430	114,930	26,250	41,250	37,500	15,000
95,430	100,430	105,430	110,430	115,430	26,250	41,250	37,500	15,000
95,930	100,930	105,930	110,930	115,930	26,250	41,250	37,500	15,000
96,430	101,430	106,430	111,430	116,430	26,750	41,750	38,000	15,500
96,930	101,930	106,930	111,930	116,930	27,250	42,250	38,500	16,000
97,430	102,430	107,430	112,430	117,430	27,750	42,750	39,000	16,500
97,930	102,930	107,930	112,930	117,930	28,250	43,250	39,500	16,500
98,430	103,430	108,430	113,430	118,430	28,750	43,750	40,000	16,500
98,930	103,930	108,930	113,930	118,930	28,880	44,250	40,500	16,500
98,930	104,430	109,430	114,430	119,430	28,880	44,750	41,000	16,500
98,930	104,430	109,930	114,930	119,930	28,880	45,250	41,250	16,500
98,930	104,430	109,930	115,430	120,430	28,880	45,380	41,250	16,500
98,930	104,430	109,930	115,430	120,930	28,880	45,380	41,250	16,500
99,430	104,930	110,430	115,930	121,430	28,880	45,380	41,250	16,500
99,930	105,430	110,930	116,430	121,930	29,380	45,880	41,750	17,000
100,430	105,930	111,430	116,930	122,430	29,880	46,380	42,250	17,500
100,930	106,430	111,930	117,430	122,930	30,380	46,880	42,750	18,000
101,430	106,930	112,430	117,930	123,430	30,880	47,380	43,250	18,000
101,930	107,430	112,930	118,430	123,930	31,380	47,880	43,750	18,000
102,430	107,930	113,430	118,930	124,430	31,500	48,380	44,250	18,000
102,430	108,430	113,930	119,430	124,930	31,500	48,880	44,750	18,000
102,430	108,430	114,430	119,930	125,430	31,500	49,380	45,000	18,000
102,430	108,430	114,430	120,430	125,930	31,500	49,500	45,000	18,000
102,430	108,430	114,430	120,430	126,430	31,500	49,500	45,000	18,000
102,930	108,930	114,930	120,930	126,930	31,500	49,500	45,000	18,000
103,430	109,430	115,430	121,430	127,430	32,000	50,000	45,500	18,500
103,930	109,930	115,930	121,930	127,930	32,500	50,500	46,000	19,000
104,430	110,430	116,430	122,430	128,430	33,000	51,000	46,500	19,500
104,930	110,930	116,930	122,930	128,930	33,500	51,500	47,000	19,500
105,430	111,430	117,430	123,430	129,430	34,000	52,000	47,500	19,500
105,930	111,930	117,930	123,930	129,930	34,130	52,500	48,000	19,500
105,930	112,430	118,430	124,430	130,430	34,130	53,000	48,500	19,500
105,930	112,430	118,930	124,930	130,930	34,130	53,500	48,750	19,500
105,930	112,430	118,930	125,430	131,430	34,130	53,630	48,750	19,500
105,930	112,430	118,930	125,430	131,930	34,130	53,630	48,750	19,500
106,430	112,930	119,430	125,930	132,430	34,130	53,630	48,750	19,500
106,930	113,430	119,930	126,430	132,930	34,630	54,130	49,250	20,000
107,430	113,930	120,430	126,930	133,430	35,130	54,630	49,750	20,500
107,930	114,430	120,930	127,430	133,930	35,630	55,130	50,250	21,000
108,430	114,930	121,430	127,930	134,430	36,130	55,630	50,750	21,000
108,930	115,430	121,930	128,430	134,930	36,630	56,130	51,250	21,000
109,430	115,930	122,430	128,930	135,430	36,750	56,630	51,750	21,000
109,430	116,430	122,930	129,430	135,930	36,750	57,130	52,250	21,000
109,430	116,430	123,430	129,930	136,430	36,750	57,630	52,500	21,000

(六)

昭和40年分の所得税の課税総		扶 養 親 族					甲
所得金額等		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
以 上	未 満	控			除		
円	円	円	円	円	円	円	円
6,030,000	6,040,000	65,430	70,430	75,430	80,430	84,930	89,430
6,040,000	6,050,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	89,930
6,050,000	6,060,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430
6,060,000	6,070,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430
6,070,000	6,080,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430
6,080,000	6,090,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430
6,090,000	6,100,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430
6,100,000	10,000,000	65,430	70,430	75,430	80,430	85,430	90,430
10,000,000	10,010,000	65,930	70,930	75,930	80,930	85,930	90,930
10,010,000	10,020,000	65,930	71,430	76,430	81,430	86,430	91,430
10,020,000	10,030,000	65,930	71,430	76,930	81,930	86,930	91,930
10,030,000	10,040,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,430	92,430
10,040,000	10,050,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	92,930
10,050,000	10,060,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430
10,060,000	10,070,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430
10,070,000	10,080,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430
10,080,000	10,090,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430
10,090,000	10,100,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430
10,100,000	20,000,000	65,930	71,430	76,930	82,430	87,930	93,430
20,000,000	20,010,000	66,430	71,930	77,430	82,930	88,430	93,930
20,010,000	20,020,000	66,430	72,430	77,930	83,430	88,930	94,430
20,020,000	20,030,000	66,430	72,430	78,430	83,930	89,430	94,930
20,030,000	20,040,000	66,430	72,430	78,430	84,430	89,930	95,430
20,040,000	20,050,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	95,930
20,050,000	20,060,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430
20,060,000	20,070,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430
20,070,000	20,080,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430
20,080,000	20,090,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430
20,090,000	20,100,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430
20,100,000	30,000,000	66,430	72,430	78,430	84,430	90,430	96,430
30,000,000	30,010,000	66,930	72,930	78,930	84,930	90,930	96,930
30,010,000	30,020,000	66,930	73,430	79,430	85,430	91,430	97,430
30,020,000	30,030,000	66,930	73,430	79,430	85,430	91,430	97,430
30,030,000	30,040,000	66,930	73,430	79,430	85,430	91,430	97,430
30,040,000	30,050,000	66,930	73,430	79,430	85,430	91,430	97,430
30,050,000	30,060,000	66,930	73,430	79,430	86,430	92,430	98,430
30,060,000	30,070,000	66,930	73,430	79,430	86,430	92,430	98,430
30,070,000	30,080,000	66,930	73,430	79,430	86,430	92,430	98,430
30,080,000	30,090,000	66,930	73,430	79,430	86,430	92,430	98,430
30,090,000	30,100,000	66,930	73,430	79,430	86,430	92,430	98,430
30,100,000	45,000,000	66,930	73,430	79,430	86,430	92,430	98,430
45,000,000	45,010,000	67,430	73,930	80,430	86,930	93,430	99,430
45,010,000	45,020,000	67,430	74,430	80,930	87,430	93,930	100,430
45,020,000	45,030,000	67,430	74,430	81,430	87,930	94,430	100,930
45,030,000	45,040,000	67,430	74,430	81,430	88,430	94,930	101,430
45,040,000	45,050,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	101,930
45,050,000	45,060,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430
45,060,000	45,070,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430
45,070,000	45,080,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430
45,080,000	45,090,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430

等 の 数					乙			丙
					青色事業専従者の年齢			事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	19歳	19歳未満	
金 額					1 人 当 たり 控 除 金 額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
109,430	116,430	123,430	130,430	136,930	36,750	57,750	52,500	21,000
109,430	116,430	123,430	130,430	137,430	36,750	57,750	52,500	21,000
109,930	116,930	123,930	130,930	137,930	36,750	57,750	52,500	21,000
110,430	117,430	124,430	131,430	138,430	37,250	58,250	53,000	21,500
110,930	117,930	124,930	131,930	138,930	37,750	58,750	53,500	22,000
111,430	118,430	125,430	132,430	139,430	38,250	59,250	54,000	22,500
111,930	118,930	125,930	132,930	139,930	38,750	59,750	54,500	22,500
112,430	119,430	126,430	133,430	140,430	39,250	60,250	55,000	22,500
112,930	119,930	126,930	133,930	140,930	39,380	60,750	55,500	22,500
112,930	120,430	127,430	134,430	141,430	39,380	61,250	56,000	22,500
112,930	120,430	127,930	134,930	141,930	39,380	61,750	56,250	22,500
112,930	120,430	127,930	135,430	142,430	39,380	61,880	56,250	22,500
112,930	120,430	127,930	135,430	142,930	39,380	61,880	56,250	22,500

準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

控除対象配偶者及び旧法第七十八条第一項第二号(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

算入の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する青色事業専従者をいう。

る事業専従者をいう。

(七)

昭和40年分の所得税の課税総 所得金額等		甲					
		扶 養 親 族					
所得金額等		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
以 上	未 満	控 除					
45,090,000	45,100,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430
45,100,000	60,000,000	67,430	74,430	81,430	88,430	95,430	102,430
60,000,000	60,010,000	67,930	74,930	81,930	88,930	95,930	102,930
60,010,000	60,020,000	67,930	75,430	82,430	89,430	96,430	103,430
60,020,000	60,030,000	67,930	75,430	82,930	89,930	96,930	103,930
60,030,000	60,040,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,430	104,430
60,040,000	60,050,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	104,930
60,050,000	60,060,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430
60,060,000	60,070,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430
60,070,000	60,080,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430
60,080,000	60,090,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430
60,090,000	60,100,000	67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430
60,100,000円以上		67,930	75,430	82,930	90,430	97,930	105,430

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「昭和40年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号(昭和四十一年分の予定納税基
- (二) 「扶養親族等の数」とは、昭和40年分の所得税につき、旧法第七十七条(配偶者控除)の規定の適用を受けた
- (三) 「青色事業専従者」とは、昭和40年分の所得税につき旧法第五十七条第一項(青色事業専従者給与の必要経費
- (四) 「事業専従者」とは、昭和40年分の所得税につき旧法第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定す
- (五) 「全額」とは、附則第五条第一項第一号に掲げる金額をいう。

等 の 数						乙		丙
						青色事業専従者の年齢		事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	20歳未満		
金 額						1人当たり控除金額		
全	円額全	円額全	円額全	円額全	円額全	円0	円0	円0
全	額全	額全	額全	額全	額全	額全	額全	額全
1,620	1,620	1,870	2,120	2,370	2,620	1,500	2,250	750
1,740	1,740	1,990	2,240	2,490	2,740	1,500	2,250	750
1,860	1,860	2,110	2,360	2,610	2,860	1,500	2,250	750
1,980	1,980	2,230	2,480	2,730	2,980	1,500	2,250	750
2,100	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100	1,500	2,250	750
2,220	2,220	2,470	2,720	2,970	3,220	1,500	2,250	750
2,340	2,340	2,590	2,840	3,090	3,340	1,500	2,250	750
2,460	2,460	2,710	2,960	3,210	3,460	1,500	2,250	750
2,580	2,580	2,830	3,080	3,330	3,580	1,500	2,250	750
2,700	2,700	2,950	3,200	3,450	3,700	1,500	2,250	750
2,820	2,820	3,070	3,320	3,570	3,820	1,500	2,250	750
3,320	3,320	3,570	3,820	4,070	4,320	1,880	2,630	1,130
3,700	3,700	4,070	4,320	4,570	4,820	2,250	3,130	1,130
3,700	3,700	4,070	4,450	4,820	5,200	2,250	3,380	1,130
3,820	3,820	4,190	4,570	4,940	5,320	2,250	3,380	1,130
3,940	3,940	4,310	4,690	5,060	5,440	2,250	3,380	1,130
4,060	4,060	4,430	4,810	5,180	5,560	2,250	3,380	1,130
4,180	4,180	4,550	4,930	5,300	5,680	2,250	3,380	1,130
4,300	4,300	4,670	5,050	5,420	5,800	2,250	3,380	1,130
4,420	4,420	4,790	5,170	5,540	5,920	2,250	3,380	1,130
4,540	4,540	4,910	5,290	5,660	6,040	2,250	3,380	1,130
4,660	4,660	5,030	5,410	5,780	6,160	2,250	3,380	1,130
4,780	4,780	5,150	5,530	5,900	6,280	2,250	3,380	1,130
4,900	4,900	5,270	5,650	6,020	6,400	2,250	3,380	1,130
5,400	5,400	5,770	6,150	6,520	6,900	2,630	3,750	1,500
5,770	5,770	6,270	6,650	7,020	7,400	3,000	4,250	1,500
5,770	5,770	6,270	6,770	7,270	7,770	3,000	4,500	1,500
5,890	5,890	6,390	6,890	7,390	7,890	3,000	4,500	1,500
6,010	6,010	6,510	7,010	7,510	8,010	3,000	4,500	1,500
6,130	6,130	6,630	7,130	7,630	8,130	3,000	4,500	1,500
6,250	6,250	6,750	7,250	7,750	8,250	3,000	4,500	1,500
6,370	6,370	6,870	7,370	7,870	8,370	3,000	4,500	1,500
6,490	6,490	6,990	7,490	7,990	8,490	3,000	4,500	1,500
6,610	6,610	7,110	7,610	8,110	8,610	3,000	4,500	1,500
6,730	6,730	7,230	7,730	8,230	8,730	3,000	4,500	1,500
6,850	6,850	7,350	7,850	8,350	8,850	3,000	4,500	1,500
6,970	6,970	7,470	7,970	8,470	8,970	3,000	4,500	1,500
7,090	7,090	7,590	8,090	8,590	9,090	3,000	4,500	1,500
7,210	7,210	7,710	8,210	8,710	9,210	3,000	4,500	1,500
7,330	7,330	7,830	8,330	8,830	9,330	3,000	4,500	1,500
7,450	7,450	7,950	8,450	8,950	9,450	3,000	4,500	1,500
7,570	7,570	8,070	8,570	9,070	9,570	3,000	4,500	1,500
7,690	7,690	8,190	8,690	9,190	9,690	3,000	4,500	1,500

附則別表第四 昭和42年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表

(一)

昭和41年分の所得税の課税総			甲									
所得金額等			扶 養 親 族									
			0	1	2	3	4	5				
			人	人	人	人	人	人				
			控 除									
以	上	未 満	全		全		全		全		全	
140,000	円	円	全	額	全	額	全	額	全	額	全	額
140,000	円未	満	全	額	全	額	全	額	全	額	全	額
140,000	150,000	120	370	620	全	額	全	額	全	額	全	額
150,000	160,000	120	370	620	870	1,120	1,370					
160,000	200,000	120	370	620	870	1,120	1,370					
200,000	210,000	240	490	740	990	1,240	1,490					
210,000	220,000	360	610	860	1,110	1,360	1,610					
220,000	230,000	480	730	980	1,230	1,480	1,730					
230,000	240,000	600	850	1,100	1,350	1,600	1,850					
240,000	250,000	720	970	1,220	1,470	1,720	1,970					
250,000	260,000	840	1,090	1,340	1,590	1,840	2,090					
260,000	270,000	960	1,210	1,460	1,710	1,960	2,210					
270,000	280,000	1,080	1,330	1,580	1,830	2,080	2,330					
280,000	290,000	1,200	1,450	1,700	1,950	2,200	2,450					
290,000	300,000	1,320	1,570	1,820	2,070	2,320	2,570					
300,000	310,000	1,450	1,820	2,200	2,570	2,820	3,070					
310,000	320,000	1,450	1,820	2,200	2,570	2,950	3,320					
320,000	500,000	1,450	1,820	2,200	2,570	2,950	3,320					
500,000	510,000	1,570	1,940	2,320	2,690	3,070	3,440					
510,000	520,000	1,690	2,060	2,440	2,810	3,150	3,560					
520,000	530,000	1,810	2,180	2,560	2,930	3,310	3,680					
530,000	540,000	1,930	2,300	2,680	3,050	3,430	3,800					
540,000	550,000	2,050	2,420	2,800	3,170	3,550	3,920					
550,000	560,000	2,170	2,540	2,920	3,290	3,670	4,040					
560,000	570,000	2,290	2,660	3,040	3,410	3,790	4,160					
570,000	580,000	2,410	2,780	3,160	3,530	3,910	4,280					
580,000	590,000	2,530	2,900	3,280	3,650	4,030	4,400					
590,000	600,000	2,650	3,020	3,400	3,770	4,150	4,520					
600,000	610,000	2,770	3,270	3,770	4,270	4,650	5,020					
610,000	620,000	2,770	3,270	3,770	4,270	4,770	5,270					
620,000	800,000	2,770	3,270	3,770	4,270	4,770	5,270					
800,000	810,000	2,890	3,390	3,890	4,390	4,890	5,390					
810,000	820,000	3,010	3,510	4,010	4,510	5,010	5,510					
820,000	830,000	3,130	3,630	4,130	4,630	5,130	5,630					
830,000	840,000	3,250	3,750	4,250	4,750	5,250	5,750					
840,000	850,000	3,370	3,870	4,370	4,870	5,370	5,870					
850,000	860,000	3,490	3,990	4,490	4,990	5,490	5,990					
860,000	870,000	3,610	4,110	4,610	5,110	5,610	6,110					
870,000	880,000	3,730	4,230	4,730	5,230	5,730	6,230					
880,000	890,000	3,850	4,350	4,850	5,350	5,850	6,350					
890,000	900,000	3,970	4,470	4,970	5,470	5,970	6,470					
900,000	910,000	4,090	4,590	5,090	5,590	6,090	6,590					
910,000	920,000	4,210	4,710	5,210	5,710	6,210	6,710					
920,000	930,000	4,330	4,830	5,330	5,830	6,330	6,830					
930,000	940,000	4,450	4,950	5,450	5,950	6,450	6,950					
940,000	950,000	4,570	5,070	5,570	6,070	6,570	7,070					
950,000	960,000	4,690	5,190	5,690	6,190	6,690	7,190					

等 の 数					乙		丙
					青色事業専従者の年齢		事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
金 額					1 人 当 たり 控 除 金 額		
円	円	円	円	円	円	円	円
7,810	8,310	8,810	9,310	9,810	3,000	4,500	1,500
7,930	8,430	8,930	9,430	9,930	3,000	4,500	1,500
8,050	8,550	9,050	9,550	10,050	3,000	4,500	1,500
8,170	8,670	9,170	9,670	10,170	3,000	4,500	1,500
8,870	9,170	9,670	10,170	10,670	3,380	4,880	1,880
9,050	9,670	10,170	10,870	11,170	3,750	5,380	1,880
9,050	9,670	10,300	10,920	11,550	3,750	5,630	1,880
9,170	9,790	10,420	11,040	11,670	3,750	5,630	1,880
9,290	9,910	10,540	11,160	11,790	3,750	5,630	1,880
9,410	10,030	10,660	11,280	11,910	3,750	5,630	1,880
9,530	10,150	10,780	11,400	12,030	3,750	5,630	1,880
9,650	10,270	10,900	11,520	12,150	3,750	5,630	1,880
9,770	10,390	11,020	11,640	12,270	3,750	5,630	1,880
9,890	10,510	11,140	11,760	12,390	3,750	5,630	1,880
10,010	10,630	11,260	11,880	12,510	3,750	5,630	1,880
10,130	10,750	11,380	12,000	12,630	3,750	5,630	1,880
10,250	10,870	11,500	12,120	12,750	3,750	5,630	1,880
10,370	10,990	11,620	12,240	12,870	3,750	5,630	1,880
10,490	11,110	11,740	12,360	12,990	3,750	5,630	1,880
10,610	11,230	11,860	12,480	13,110	3,750	5,630	1,880
10,730	11,350	11,980	12,600	13,230	3,750	5,630	1,880
10,850	11,470	12,100	12,720	13,350	3,750	5,630	1,880
10,970	11,590	12,220	12,840	13,470	3,750	5,630	1,880
11,090	11,710	12,340	12,960	13,590	3,750	5,630	1,880
11,210	11,830	12,460	13,080	13,710	3,750	5,630	1,880
11,330	11,950	12,580	13,200	13,830	3,750	5,630	1,880
11,450	12,070	12,700	13,320	13,950	3,750	5,630	1,880
11,570	12,190	12,820	13,440	14,070	3,750	5,630	1,880
11,690	12,310	12,940	13,560	14,190	3,750	5,630	1,880
11,810	12,430	13,060	13,680	14,310	3,750	5,630	1,880
11,930	12,550	13,180	13,800	14,430	3,750	5,630	1,880
12,050	12,670	13,300	13,920	14,550	3,750	5,630	1,880
12,170	12,790	13,420	14,040	14,670	3,750	5,630	1,880
12,290	12,910	13,540	14,160	14,790	3,750	5,630	1,880
12,410	13,030	13,660	14,280	14,910	3,750	5,630	1,880
12,530	13,150	13,780	14,400	15,030	3,750	5,630	1,880
12,650	13,270	13,900	14,520	15,150	3,750	5,630	1,880
13,150	13,770	14,400	15,020	15,650	4,130	6,000	2,250
13,520	14,270	14,900	15,520	16,150	4,500	6,500	2,250
13,520	14,270	15,020	15,770	16,520	4,500	6,750	2,250
13,640	14,390	15,140	15,890	16,640	4,500	6,750	2,250
13,760	14,510	15,260	16,010	16,760	4,500	6,750	2,250
13,880	14,630	15,380	16,130	16,880	4,500	6,750	2,250
14,000	14,750	15,500	16,250	17,000	4,500	6,750	2,250
14,120	14,870	15,620	16,370	17,120	4,500	6,750	2,250

(二)

昭和41年分の所得税の課税総 所得金額等		甲							
		扶 養				親 族			
所得金額等		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人		
以 上	未 満	控				除			
960,000	970,000	4,810	5,310	5,810	6,310	6,810	7,310		
970,000	980,000	4,930	5,430	5,930	6,430	6,930	7,430		
980,000	990,000	5,050	5,550	6,050	6,550	7,050	7,550		
990,000	1,000,000	5,170	5,670	6,170	6,670	7,170	7,670		
1,000,000	1,010,000	5,300	5,920	6,550	7,170	7,670	8,170		
1,010,000	1,020,000	5,300	5,920	6,550	7,170	7,800	8,420		
1,020,000	1,200,000	5,300	5,920	6,550	7,170	7,800	8,420		
1,200,000	1,210,000	5,420	6,040	6,670	7,290	7,920	8,540		
1,210,000	1,220,000	5,540	6,160	6,790	7,410	8,040	8,660		
1,220,000	1,230,000	5,660	6,280	6,910	7,530	8,160	8,780		
1,230,000	1,240,000	5,780	6,400	7,030	7,650	8,280	8,900		
1,240,000	1,250,000	5,900	6,520	7,150	7,770	8,400	9,020		
1,250,000	1,260,000	6,020	6,640	7,270	7,890	8,520	9,140		
1,260,000	1,270,000	6,140	6,760	7,390	8,010	8,640	9,260		
1,270,000	1,280,000	6,260	6,880	7,510	8,130	8,760	9,380		
1,280,000	1,290,000	6,380	7,000	7,630	8,250	8,880	9,500		
1,290,000	1,300,000	6,500	7,120	7,750	8,370	9,000	9,620		
1,300,000	1,310,000	6,620	7,240	7,870	8,490	9,120	9,740		
1,310,000	1,320,000	6,740	7,360	7,990	8,610	9,240	9,860		
1,320,000	1,330,000	6,860	7,480	8,110	8,730	9,360	9,980		
1,330,000	1,340,000	6,980	7,600	8,230	8,850	9,480	10,100		
1,340,000	1,350,000	7,100	7,720	8,350	8,970	9,600	10,220		
1,350,000	1,360,000	7,220	7,840	8,470	9,090	9,720	10,340		
1,360,000	1,370,000	7,340	7,960	8,590	9,210	9,840	10,460		
1,370,000	1,380,000	7,460	8,080	8,710	9,330	9,960	10,580		
1,380,000	1,390,000	7,580	8,200	8,830	9,450	10,080	10,700		
1,390,000	1,400,000	7,700	8,320	8,950	9,570	10,200	10,820		
1,400,000	1,410,000	7,820	8,440	9,070	9,690	10,320	10,940		
1,410,000	1,420,000	7,940	8,560	9,190	9,810	10,440	11,060		
1,420,000	1,430,000	8,060	8,680	9,310	9,930	10,560	11,180		
1,430,000	1,440,000	8,180	8,800	9,430	10,050	10,680	11,300		
1,440,000	1,450,000	8,300	8,920	9,550	10,170	10,800	11,420		
1,450,000	1,460,000	8,420	9,040	9,670	10,290	10,920	11,540		
1,460,000	1,470,000	8,540	9,160	9,790	10,410	11,040	11,660		
1,470,000	1,480,000	8,660	9,280	9,910	10,530	11,160	11,780		
1,480,000	1,490,000	8,780	9,400	10,030	10,650	11,280	11,900		
1,490,000	1,500,000	8,900	9,520	10,150	10,770	11,400	12,020		
1,500,000	1,510,000	9,020	9,770	10,520	11,270	11,900	12,520		
1,510,000	1,520,000	9,020	9,770	10,520	11,270	12,020	12,770		
1,520,000	1,800,000	9,020	9,770	10,520	11,270	12,020	12,770		
1,800,000	1,810,000	9,140	9,890	10,640	11,390	12,140	12,890		
1,810,000	1,820,000	9,260	10,010	10,760	11,510	12,260	13,010		
1,820,000	1,830,000	9,380	10,130	10,880	11,630	12,380	13,130		
1,830,000	1,840,000	9,500	10,250	11,000	11,750	12,500	13,250		
1,840,000	1,850,000	9,620	10,370	11,120	11,870	12,620	13,370		

等 の 数					乙		丙
					青色事業専従者の年齢		事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
金 額					1人当たり控除金額		
円	円	円	円	円	円	円	円
14,240	14,990	15,740	16,490	17,240	4,500	6,750	2,250
14,360	15,110	15,860	16,610	17,360	4,500	6,750	2,250
14,480	15,230	15,980	16,730	17,480	4,500	6,750	2,250
14,600	15,350	16,100	16,850	17,600	4,500	6,750	2,250
14,720	15,470	16,220	16,970	17,720	4,500	6,750	2,250
14,840	15,590	16,340	17,090	17,840	4,500	6,750	2,250
14,960	15,710	16,460	17,210	17,960	4,500	6,750	2,250
15,080	15,830	16,580	17,330	18,080	4,500	6,750	2,250
15,200	15,950	16,700	17,450	18,200	4,500	6,750	2,250
15,320	16,070	16,820	17,570	18,320	4,500	6,750	2,250
15,440	16,190	16,940	17,690	18,440	4,500	6,750	2,250
15,560	16,310	17,060	17,810	18,560	4,500	6,750	2,250
15,680	16,430	17,180	17,930	18,680	4,500	6,750	2,250
15,800	16,550	17,300	18,050	18,800	4,500	6,750	2,250
15,920	16,670	17,420	18,170	18,920	4,500	6,750	2,250
16,040	16,790	17,540	18,290	19,040	4,500	6,750	2,250
16,160	16,910	17,660	18,410	19,160	4,500	6,750	2,250
16,280	17,030	17,780	18,530	19,280	4,500	6,750	2,250
16,400	17,150	17,900	18,650	19,400	4,500	6,750	2,250
16,520	17,270	18,020	18,770	19,520	4,500	6,750	2,250
16,640	17,390	18,140	18,890	19,640	4,500	6,750	2,250
16,760	17,510	18,260	19,010	19,760	4,500	6,750	2,250
16,880	17,630	18,380	19,130	19,880	4,500	6,750	2,250
17,000	17,750	18,500	19,250	20,000	4,500	6,750	2,250
17,120	17,870	18,620	19,370	20,120	4,500	6,750	2,250
17,240	17,990	18,740	19,490	20,240	4,500	6,750	2,250
17,360	18,110	18,860	19,610	20,360	4,500	6,750	2,250
17,480	18,230	18,980	19,730	20,480	4,500	6,750	2,250
17,600	18,350	19,100	19,850	20,600	4,500	6,750	2,250
17,720	18,470	19,220	19,970	20,720	4,500	6,750	2,250
17,840	18,590	19,340	20,090	20,840	4,500	6,750	2,250
17,960	18,710	19,460	20,210	20,960	4,500	6,750	2,250
18,080	18,830	19,580	20,330	21,080	4,500	6,750	2,250
18,200	18,950	19,700	20,450	21,200	4,500	6,750	2,250
18,320	19,070	19,820	20,570	21,320	4,500	6,750	2,250
18,820	19,570	20,320	21,070	21,820	4,880	7,130	2,630
19,200	20,070	20,820	21,570	22,320	5,250	7,630	2,630
19,200	20,070	20,950	21,820	22,700	5,250	7,880	2,630
19,320	20,190	21,070	21,940	22,820	5,250	7,880	2,630
19,440	20,310	21,190	22,060	22,940	5,250	7,880	2,630
19,560	20,430	21,310	22,180	23,060	5,250	7,880	2,630
19,680	20,550	21,430	22,300	23,180	5,250	7,880	2,630
19,800	20,670	21,550	22,420	23,300	5,250	7,880	2,630
19,920	20,790	21,670	22,540	23,420	5,250	7,880	2,630
20,040	20,910	21,790	22,660	23,540	5,250	7,880	2,630

(三)

昭和41年分の所得税の課税総 所得金額等		甲							
		扶 養 親				族			
所得金額等		0	1	2	3	4	5		
		人	人	人	人	人	人		
以	上	控				除			
未	満	円	円	円	円	円	円	円	円
1,850,000	1,860,000	9,740	10,490	11,240	11,990	12,740	13,490		
1,860,000	1,870,000	9,860	10,610	11,360	12,110	12,860	13,610		
1,870,000	1,880,000	9,980	10,730	11,480	12,230	12,980	13,730		
1,880,000	1,890,000	10,100	10,850	11,600	12,350	13,100	13,850		
1,890,000	1,900,000	10,220	10,970	11,720	12,470	13,220	13,970		
1,900,000	1,910,000	10,340	11,090	11,840	12,590	13,340	14,090		
1,910,000	1,920,000	10,460	11,210	11,960	12,710	13,460	14,210		
1,920,000	1,930,000	10,580	11,330	12,080	12,830	13,580	14,330		
1,930,000	1,940,000	10,700	11,450	12,200	12,950	13,700	14,450		
1,940,000	1,950,000	10,820	11,570	12,320	13,070	13,820	14,570		
1,950,000	1,960,000	10,940	11,690	12,440	13,190	13,940	14,690		
1,960,000	1,970,000	11,060	11,810	12,560	13,310	14,060	14,810		
1,970,000	1,980,000	11,180	11,930	12,680	13,430	14,180	14,930		
1,980,000	1,990,000	11,300	12,050	12,800	13,550	14,300	15,050		
1,990,000	2,000,000	11,420	12,170	12,920	13,670	14,420	15,170		
2,000,000	2,010,000	11,540	12,290	13,040	13,790	14,540	15,290		
2,010,000	2,020,000	11,660	12,410	13,160	13,910	14,660	15,410		
2,020,000	2,030,000	11,780	12,530	13,280	14,030	14,780	15,530		
2,030,000	2,040,000	11,900	12,650	13,400	14,150	14,900	15,650		
2,040,000	2,050,000	12,020	12,770	13,520	14,270	15,020	15,770		
2,050,000	2,060,000	12,140	12,890	13,640	14,390	15,140	15,890		
2,060,000	2,070,000	12,260	13,010	13,760	14,510	15,260	16,010		
2,070,000	2,080,000	12,380	13,130	13,880	14,630	15,380	16,130		
2,080,000	2,090,000	12,500	13,250	14,000	14,750	15,500	16,250		
2,090,000	2,100,000	12,620	13,370	14,120	14,870	15,620	16,370		
2,100,000	2,110,000	12,740	13,490	14,240	14,990	15,740	16,490		
2,110,000	2,120,000	12,860	13,610	14,360	15,110	15,860	16,610		
2,120,000	2,130,000	12,980	13,730	14,480	15,230	15,980	16,730		
2,130,000	2,140,000	13,100	13,850	14,600	15,350	16,100	16,850		
2,140,000	2,150,000	13,220	13,970	14,720	15,470	16,220	16,970		
2,150,000	2,160,000	13,340	14,090	14,840	15,590	16,340	17,090		
2,160,000	2,170,000	13,460	14,210	14,960	15,710	16,460	17,210		
2,170,000	2,180,000	13,580	14,330	15,080	15,830	16,580	17,330		
2,180,000	2,190,000	13,700	14,450	15,200	15,950	16,700	17,450		
2,190,000	2,200,000	13,820	14,570	15,320	16,070	16,820	17,570		
2,200,000	2,210,000	13,950	14,820	15,700	16,570	17,320	18,070		
2,210,000	2,220,000	13,950	14,820	15,700	16,570	17,450	18,320		
2,220,000	2,500,000	13,950	14,820	15,700	16,570	17,450	18,320		
2,500,000	2,510,000	14,070	14,940	15,820	16,690	17,570	18,440		
2,510,000	2,520,000	14,190	15,060	15,940	16,810	17,690	18,560		
2,520,000	2,530,000	14,310	15,180	16,060	16,930	17,810	18,680		
2,530,000	2,540,000	14,430	15,300	16,180	17,050	17,930	18,800		
2,540,000	2,550,000	14,550	15,420	16,300	17,170	18,050	18,920		
2,550,000	2,560,000	14,670	15,540	16,420	17,290	18,170	19,040		
2,560,000	2,570,000	14,790	15,660	16,540	17,410	18,290	19,160		

等 の 数					乙		丙
					青色事業専従者の年齢		事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
金 額					1人当たり控除金額		
円	円	円	円	円	円	円	円
20,160	21,030	21,910	22,780	23,660	5,250	7,880	2,630
20,280	21,150	22,030	22,900	23,780	5,250	7,880	2,630
20,400	21,270	22,150	23,020	23,900	5,250	7,880	2,630
20,520	21,390	22,270	23,140	24,020	5,250	7,880	2,630
20,640	21,510	22,390	23,260	24,140	5,250	7,880	2,630
20,760	21,630	22,510	23,380	24,260	5,250	7,880	2,630
20,880	21,750	22,630	23,500	24,380	5,250	7,880	2,630
21,000	21,870	22,750	23,620	24,500	5,250	7,880	2,630
21,120	21,990	22,870	23,740	24,620	5,250	7,880	2,630
21,240	22,110	22,990	23,860	24,740	5,250	7,880	2,630
21,360	22,230	23,110	23,980	24,860	5,250	7,880	2,630
21,480	22,350	23,230	24,100	24,980	5,250	7,880	2,630
21,600	22,470	23,350	24,220	25,100	5,250	7,880	2,630
21,720	22,590	23,470	24,340	25,220	5,250	7,880	2,630
21,840	22,710	23,590	24,460	25,340	5,250	7,880	2,630
21,960	22,830	23,710	24,580	25,460	5,250	7,880	2,630
22,080	22,950	23,830	24,700	25,580	5,250	7,880	2,630
22,200	23,070	23,950	24,820	25,700	5,250	7,880	2,630
22,320	23,190	24,070	24,940	25,820	5,250	7,880	2,630
22,440	23,310	24,190	25,060	25,940	5,250	7,880	2,630
22,560	23,430	24,310	25,180	26,060	5,250	7,880	2,630
22,680	23,550	24,430	25,300	26,180	5,250	7,880	2,630
22,800	23,670	24,550	25,420	26,300	5,250	7,880	2,630
22,920	23,790	24,670	25,540	26,420	5,250	7,880	2,630
23,040	23,910	24,790	25,660	26,540	5,250	7,880	2,630
23,160	24,030	24,910	25,780	26,660	5,250	7,880	2,630
23,280	24,150	25,030	25,900	26,780	5,250	7,880	2,630
23,400	24,270	25,150	26,020	26,900	5,250	7,880	2,630
23,520	24,390	25,270	26,140	27,020	5,250	7,880	2,630
23,640	24,510	25,390	26,260	27,140	5,250	7,880	2,630
23,760	24,630	25,510	26,380	27,260	5,250	7,880	2,630
23,880	24,750	25,630	26,500	27,380	5,250	7,880	2,630
24,000	24,870	25,750	26,620	27,500	5,250	7,880	2,630
24,120	24,990	25,870	26,740	27,620	5,250	7,880	2,630
24,240	25,110	25,990	26,860	27,740	5,250	7,880	2,630
24,360	25,230	26,110	26,980	27,860	5,250	7,880	2,630
24,480	25,350	26,230	27,100	27,980	5,250	7,880	2,630
24,600	25,470	26,350	27,220	28,100	5,250	7,880	2,630
24,720	25,590	26,470	27,340	28,220	5,250	7,880	2,630
24,840	25,710	26,590	27,460	28,340	5,250	7,880	2,630
24,960	25,830	26,710	27,580	28,460	5,250	7,880	2,630
25,080	25,950	26,830	27,700	28,580	5,250	7,880	2,630
25,200	26,070	26,950	27,820	28,700	5,250	7,880	2,630
25,700	26,570	27,450	28,320	29,200	5,630	8,250	3,000
26,070	27,070	27,950	28,820	29,700	6,000	8,750	3,000

(四)

昭和41年分の所得税の課税総 所得金額等		甲									
		扶		養		親		族			
以	上	未	満	0	1	2	3	4	5		
				控				除			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2,570,000	2,580,000	14,910	15,780	16,660	17,530	18,410	19,280				
2,580,000	2,590,000	15,030	15,900	16,780	17,650	18,530	19,400				
2,590,000	2,600,000	15,150	16,020	16,900	17,770	18,650	19,520				
2,600,000	2,610,000	15,270	16,140	17,020	17,890	18,770	19,640				
2,610,000	2,620,000	15,390	16,260	17,140	18,010	18,890	19,760				
2,620,000	2,630,000	15,510	16,380	17,260	18,130	19,010	19,880				
2,630,000	2,640,000	15,630	16,500	17,380	18,250	19,130	20,000				
2,640,000	2,650,000	15,750	16,620	17,500	18,370	19,250	20,120				
2,650,000	2,660,000	15,870	16,740	17,620	18,490	19,370	20,240				
2,660,000	2,670,000	15,990	16,860	17,740	18,610	19,490	20,360				
2,670,000	2,680,000	16,110	16,980	17,860	18,730	19,610	20,480				
2,680,000	2,690,000	16,230	17,100	17,980	18,850	19,730	20,600				
2,690,000	2,700,000	16,350	17,220	18,100	18,970	19,850	20,720				
2,700,000	2,710,000	16,470	17,340	18,220	19,090	19,970	20,840				
2,710,000	2,720,000	16,590	17,460	18,340	19,210	20,090	20,960				
2,720,000	2,730,000	16,710	17,580	18,460	19,330	20,210	21,080				
2,730,000	2,740,000	16,830	17,700	18,580	19,450	20,330	21,200				
2,740,000	2,750,000	16,950	17,820	18,700	19,570	20,450	21,320				
2,750,000	2,760,000	17,070	17,940	18,820	19,690	20,570	21,440				
2,760,000	2,770,000	17,190	18,060	18,940	19,810	20,690	21,560				
2,770,000	2,780,000	17,310	18,180	19,060	19,930	20,810	21,680				
2,780,000	2,790,000	17,430	18,300	19,180	20,050	20,930	21,800				
2,790,000	2,800,000	17,550	18,420	19,300	20,170	21,050	21,920				
2,800,000	2,810,000	17,670	18,540	19,420	20,290	21,170	22,040				
2,810,000	2,820,000	17,790	18,660	19,540	20,410	21,290	22,160				
2,820,000	2,830,000	17,910	18,780	19,660	20,530	21,410	22,280				
2,830,000	2,840,000	18,030	18,900	19,780	20,650	21,530	22,400				
2,840,000	2,850,000	18,150	19,020	19,900	20,770	21,650	22,520				
2,850,000	2,860,000	18,270	19,140	20,020	20,890	21,770	22,640				
2,860,000	2,870,000	18,390	19,260	20,140	21,010	21,890	22,760				
2,870,000	2,880,000	18,510	19,380	20,260	21,130	22,010	22,880				
2,880,000	2,890,000	18,630	19,500	20,380	21,250	22,130	23,000				
2,890,000	2,900,000	18,750	19,620	20,500	21,370	22,250	23,120				
2,900,000	2,910,000	18,870	19,740	20,620	21,490	22,370	23,240				
2,910,000	2,920,000	18,990	19,860	20,740	21,610	22,490	23,360				
2,920,000	2,930,000	19,110	19,980	20,860	21,730	22,610	23,480				
2,930,000	2,940,000	19,230	20,100	20,980	21,850	22,730	23,600				
2,940,000	2,950,000	19,350	20,220	21,100	21,970	22,850	23,720				
2,950,000	2,960,000	19,470	20,340	21,220	22,090	22,970	23,840				
2,960,000	2,970,000	19,590	20,460	21,340	22,210	23,090	23,960				
2,970,000	2,980,000	19,710	20,580	21,460	22,330	23,210	24,080				
2,980,000	2,990,000	19,830	20,700	21,580	22,450	23,330	24,200				
2,990,000	3,000,000	19,950	20,820	21,700	22,570	23,450	24,320				
3,000,000	3,010,000	20,070	21,070	22,070	23,070	23,950	24,820				
3,010,000	3,020,000	20,070	21,070	22,070	23,070	24,070	25,070				

等 の 数					乙		丙
					青色事業専従者の年齢		事業専従者
6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上	20歳以上	20歳未満	
金 額					1人当たり控除金額		
円	円	円	円	円	円	円	円
26,070	27,070	28,070	29,070	30,070	6,000	9,000	3,000
26,570	27,570	28,570	29,570	30,570	6,380	9,380	3,380
26,950	28,070	29,070	30,070	31,070	6,750	9,880	3,380
26,950	28,070	29,200	30,320	31,450	6,750	10,130	3,380
27,450	28,570	29,700	30,820	31,950	7,130	10,500	3,750
27,820	29,070	30,200	31,320	32,450	7,500	11,000	3,750
27,820	29,070	30,320	31,570	32,820	7,500	11,250	3,750
28,320	29,570	30,820	32,070	33,320	7,880	11,630	4,130
28,700	30,070	31,320	32,570	33,820	8,250	12,130	4,130
28,700	30,070	31,450	32,820	34,200	8,250	12,380	4,130
29,200	30,570	31,950	33,320	34,700	8,630	12,750	4,500
29,570	31,070	32,450	33,820	35,200	9,000	13,250	4,500
29,570	31,070	32,570	34,070	35,570	9,000	13,500	4,500
30,070	31,570	33,070	34,570	36,070	9,380	13,880	4,880
30,450	32,070	33,570	35,070	36,570	9,750	14,380	4,880
30,450	32,070	33,700	35,320	36,950	9,750	14,630	4,880
30,950	32,570	34,200	35,820	37,450	10,130	15,000	5,250
31,320	33,070	34,700	36,320	37,950	10,500	15,500	5,250
31,320	33,070	34,820	36,570	38,320	10,500	15,750	5,250
31,820	33,570	35,320	37,070	38,820	10,880	16,130	5,630
32,200	34,070	35,820	37,570	39,320	11,250	16,630	5,630
32,200	34,070	35,950	37,820	39,700	11,250	16,880	5,630

基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。
 控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第七十七条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除を受けた扶養親族のうち昭和41年12月31日における年齢が13歳未満のもの(同条第二項の規定の適用を受けた者)五十七条第一項(青色事業専従者給与の必要経費算入の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する青色事業専従者十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者をいう。

(五)

昭和41年分の所得税の課税総所得金額等		甲							
		扶 養 親 族							
所得金額等		0	1	2	3	4	5		
		人	人	人	人	人	人	人	
以	上	控			除				
未	満	円	円	円	円	円	円	円	円
3,020,000	4,000,000	20,070	21,070	22,070	23,070	24,070	25,070	26,070	27,070
4,000,000	4,010,000	20,200	21,320	22,450	23,570	24,700	25,820	26,950	28,070
4,010,000	4,020,000	20,200	21,320	22,450	23,570	24,700	25,820	26,950	28,070
4,020,000	6,000,000	20,200	21,320	22,450	23,570	24,700	25,820	26,950	28,070
6,000,000	6,010,000	20,320	21,570	22,820	24,070	25,320	26,570	27,820	29,070
6,010,000	6,020,000	20,320	21,570	22,820	24,070	25,320	26,570	27,820	29,070
6,020,000	10,000,000	20,320	21,570	22,820	24,070	25,320	26,570	27,820	29,070
10,000,000	10,010,000	20,450	21,820	23,200	24,570	25,950	27,320	28,700	30,070
10,010,000	10,020,000	20,450	21,820	23,200	24,570	25,950	27,320	28,700	30,070
10,020,000	20,000,000	20,450	21,820	23,200	24,570	25,950	27,320	28,700	30,070
20,000,000	20,010,000	20,570	22,070	23,570	25,070	26,570	28,070	29,570	31,070
20,010,000	20,020,000	20,570	22,070	23,570	25,070	26,570	28,070	29,570	31,070
20,020,000	30,000,000	20,570	22,070	23,570	25,070	26,570	28,070	29,570	31,070
30,000,000	30,010,000	20,700	22,320	23,950	25,570	27,200	28,820	30,450	32,070
30,010,000	30,020,000	20,700	22,320	23,950	25,570	27,200	28,820	30,450	32,070
30,020,000	45,000,000	20,700	22,320	23,950	25,570	27,200	28,820	30,450	32,070
45,000,000	45,010,000	20,820	22,570	24,320	26,070	27,700	29,320	30,950	32,570
45,010,000	45,020,000	20,820	22,570	24,320	26,070	27,700	29,320	30,950	32,570
45,020,000	60,000,000	20,820	22,570	24,320	26,070	27,700	29,320	30,950	32,570
60,000,000	60,010,000	20,950	22,820	24,700	26,570	28,450	30,320	32,170	33,070
60,010,000	60,020,000	20,950	22,820	24,700	26,570	28,450	30,320	32,170	33,070
60,020,000	60,020,000円以上	20,950	22,820	24,700	26,570	28,450	30,320	32,170	33,070

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「昭和41年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第六条第一項第二号(昭和四十二年分の予定納税)
- (二) 「扶養親族等の数」とは、昭和41年分の所得税につき、附則第三条第一項(昭和四十一年分の所得税の所得除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条(扶養控除)の規定の適用を除く。)の数の合計をいう。
- (三) 「青色事業専従者」とは、昭和41年分の所得税につき附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五
- (四) 「事業専従者」とは、昭和41年分の所得税につき附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第五
- (五) 「全額」とは、附則第六条第一項第一号に掲げる金額をいう。

附則別表第五 昭和41年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与額		税額	課税給与額		税額	課税給与額		税額	課税給与額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,500	円 円未満	0	円 25,500	円 26,000	円 2,130	円 71,000	円 72,000	円 5,940	円 152,000	円 154,000	円 13,570
1,500	2,000	120	26,000	26,500	2,170	72,000	73,000	6,020	154,000	156,000	13,770
2,000	2,500	160	26,500	27,000	2,210	73,000	74,000	6,110	156,000	158,000	13,970
2,500	3,000	200	27,000	27,500	2,250	74,000	75,000	6,190	158,000	160,000	14,170
			27,500	28,000	2,300	75,000	76,000	6,270	160,000	162,000	14,370
3,000	3,500	250	28,000	28,500	2,340	76,000	77,000	6,360	162,000	164,000	14,570
3,500	4,000	290	28,500	29,000	2,380	77,000	78,000	6,440	164,000	166,000	14,770
4,000	4,500	330	29,000	29,500	2,420	78,000	79,000	6,520	166,000	168,000	14,970
4,500	5,000	370	29,500	30,000	2,460	79,000	80,000	6,610	168,000	170,000	15,170
5,000	5,500	410	30,000	31,000	2,510	80,000	81,000	6,690	170,000	172,000	15,370
5,500	6,000	460	31,000	32,000	2,590	81,000	82,000	6,770	172,000	174,000	15,570
6,000	6,500	500	32,000	33,000	2,670	82,000	83,000	6,860	174,000	176,000	15,770
6,500	7,000	540	33,000	34,000	2,760	83,000	84,000	6,940	176,000	178,000	15,970
7,000	7,500	580	34,000	35,000	2,840	84,000	85,000	7,030	178,000	180,000	16,170
7,500	8,000	620	35,000	36,000	2,920	85,000	86,000	7,110	180,000	182,000	16,370
8,000	8,500	660	36,000	37,000	3,010	86,000	87,000	7,190	182,000	184,000	16,570
8,500	9,000	710	37,000	38,000	3,090	87,000	88,000	7,280	184,000	186,000	16,770
9,000	9,500	750	38,000	39,000	3,180	88,000	89,000	7,360	186,000	188,000	16,970
9,500	10,000	790	39,000	40,000	3,260	89,000	90,000	7,440	188,000	190,000	17,170
10,000	10,500	830	40,000	41,000	3,340	90,000	92,000	7,530	190,000	192,000	17,370
10,500	11,000	870	41,000	42,000	3,430	92,000	94,000	7,700	192,000	194,000	17,570
11,000	11,500	920	42,000	43,000	3,510	94,000	96,000	7,860	194,000	196,000	17,770
11,500	12,000	960	43,000	44,000	3,590	96,000	98,000	8,030	196,000	198,000	17,970
12,000	12,500	1,000	44,000	45,000	3,680	98,000	100,000	8,200	198,000	200,000	18,170
12,500	13,000	1,040	45,000	46,000	3,760	100,000	102,000	8,370	200,000	202,000	18,370
13,000	13,500	1,080	46,000	47,000	3,850	102,000	104,000	8,570	202,000	204,000	18,590
13,500	14,000	1,120	47,000	48,000	3,930	104,000	106,000	8,770	204,000	206,000	18,810
14,000	14,500	1,170	48,000	49,000	4,010	106,000	108,000	8,970	206,000	208,000	19,040
14,500	15,000	1,210	49,000	50,000	4,100	108,000	110,000	9,170	208,000	210,000	19,260
15,000	15,500	1,250	50,000	51,000	4,180	110,000	112,000	9,370	210,000	213,000	19,490
15,500	16,000	1,290	51,000	52,000	4,260	112,000	114,000	9,570	213,000	216,000	19,820
16,000	16,500	1,330	52,000	53,000	4,350	114,000	116,000	9,770	216,000	219,000	20,160
16,500	17,000	1,380	53,000	54,000	4,430	116,000	118,000	9,970	219,000	222,000	20,490
17,000	17,500	1,420	54,000	55,000	4,510	118,000	120,000	10,170	222,000	225,000	20,830
17,500	18,000	1,460	55,000	56,000	4,600	120,000	122,000	10,370	225,000	228,000	21,170
18,000	18,500	1,500	56,000	57,000	4,680	122,000	124,000	10,570	228,000	231,000	21,500
18,500	19,000	1,540	57,000	58,000	4,770	124,000	126,000	10,770	231,000	234,000	21,840
19,000	19,500	1,590	58,000	59,000	4,850	126,000	128,000	10,970	234,000	237,000	22,170
19,500	20,000	1,630	59,000	60,000	4,930	128,000	130,000	11,170	237,000	240,000	22,510
20,000	20,500	1,670	60,000	61,000	5,020	130,000	132,000	11,370	240,000	243,000	22,850
20,500	21,000	1,710	61,000	62,000	5,100	132,000	134,000	11,570	243,000	246,000	23,180
21,000	21,500	1,750	62,000	63,000	5,180	134,000	136,000	11,770	246,000	249,000	23,520
21,500	22,000	1,790	63,000	64,000	5,270	136,000	138,000	11,970	249,000	252,000	23,850
22,000	22,500	1,840	64,000	65,000	5,350	138,000	140,000	12,170	252,000	255,000	24,190
22,500	23,000	1,880	65,000	66,000	5,440	140,000	142,000	12,370	255,000	258,000	24,530
23,000	23,500	1,920	66,000	67,000	5,520	142,000	144,000	12,570	258,000	261,000	24,860
23,500	24,000	1,960	67,000	68,000	5,600	144,000	146,000	12,770	261,000	264,000	25,200
24,000	24,500	2,000	68,000	69,000	5,690	146,000	148,000	12,970	264,000	267,000	25,530
24,500	25,000	2,050	69,000	70,000	5,770	148,000	150,000	13,170	267,000	270,000	25,870
25,000	25,500	2,090	70,000	71,000	5,850	150,000	152,000	13,370	270,000	273,000	26,210

(二)

課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額	課税所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
273,000	276,000	26,540	434,000	438,000	49,670	635,000	640,000	82,770	885,000	890,000	133,790
276,000	279,000	26,880	438,000	442,000	50,270	640,000	645,000	83,770	890,000	895,000	134,850
279,000	282,000	27,210	442,000	446,000	50,870	645,000	650,000	84,770	895,000	900,000	135,910
282,000	285,000	27,550	446,000	450,000	51,470	650,000	655,000	85,770	900,000	905,000	136,970
285,000	288,000	27,890	450,000	454,000	52,070	655,000	660,000	86,770	905,000	910,000	138,030
288,000	291,000	28,220	454,000	458,000	52,670	660,000	665,000	87,770	910,000	915,000	139,090
291,000	294,000	28,560	458,000	462,000	53,270	665,000	670,000	88,770	915,000	920,000	140,150
294,000	297,000	28,890	462,000	466,000	53,870	670,000	675,000	89,770	920,000	925,000	141,210
297,000	300,000	29,230	466,000	470,000	54,470	675,000	680,000	90,770	925,000	930,000	142,270
300,000	303,000	29,570	470,000	474,000	55,070	680,000	685,000	91,770	930,000	935,000	143,330
303,000	306,000	30,020	474,000	478,000	55,670	685,000	690,000	92,770	935,000	940,000	144,390
306,000	309,000	30,470	478,000	482,000	56,270	690,000	695,000	93,770	940,000	945,000	145,450
309,000	312,000	30,920	482,000	486,000	56,870	695,000	700,000	94,770	945,000	950,000	146,510
312,000	315,000	31,370	486,000	490,000	57,470	700,000	705,000	95,770	950,000	955,000	147,570
315,000	318,000	31,820	490,000	494,000	58,070	705,000	710,000	96,770	955,000	960,000	148,630
318,000	321,000	32,270	494,000	498,000	58,670	710,000	715,000	97,770	960,000	965,000	149,690
321,000	324,000	32,720	498,000	502,000	59,270	715,000	720,000	98,770	965,000	970,000	150,750
324,000	327,000	33,170	502,000	506,000	59,890	720,000	725,000	99,770	970,000	975,000	151,810
327,000	330,000	33,620	506,000	510,000	60,540	725,000	730,000	100,770	975,000	980,000	152,870
330,000	333,000	34,070	510,000	514,000	61,190	730,000	735,000	101,770	980,000	985,000	153,930
333,000	336,000	34,520	514,000	518,000	61,830	735,000	740,000	102,770	985,000	990,000	154,990
336,000	339,000	34,970	518,000	522,000	62,480	740,000	745,000	103,770	990,000	995,000	156,050
339,000	342,000	35,420	522,000	526,000	63,130	745,000	750,000	104,770	995,000	1,000,000	157,110
342,000	345,000	35,870	526,000	530,000	63,780	750,000	755,000	105,770			
345,000	348,000	36,320	530,000	534,000	64,430	755,000	760,000	106,770			
348,000	351,000	36,770	534,000	538,000	65,070	760,000	765,000	107,770	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から91,830円を控除した金額
351,000	354,000	37,220	538,000	542,000	65,720	765,000	770,000	108,770			
354,000	357,000	37,670	542,000	546,000	66,370	770,000	775,000	109,770			
357,000	360,000	38,120	546,000	550,000	67,020	775,000	780,000	110,770			
360,000	363,000	38,570	550,000	554,000	67,670	780,000	785,000	111,770			
363,000	366,000	39,020	554,000	558,000	68,310	785,000	790,000	112,770	1,200,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から106,230円を控除した金額
366,000	369,000	39,470	558,000	562,000	68,960	790,000	795,000	113,770			
369,000	372,000	39,920	562,000	566,000	69,610	795,000	800,000	114,770			
372,000	375,000	40,370	566,000	570,000	70,260	800,000	805,000	115,770			
375,000	378,000	40,820	570,000	574,000	70,910	805,000	810,000	116,830			
378,000	381,000	41,270	574,000	578,000	71,550	810,000	815,000	117,890	1,500,000	1,800,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から163,230円を控除した金額
381,000	384,000	41,720	578,000	582,000	72,200	815,000	820,000	118,950			
384,000	387,000	42,170	582,000	586,000	72,850	820,000	825,000	120,010			
387,000	390,000	42,620	586,000	590,000	73,500	825,000	830,000	121,070			
390,000	394,000	43,070	590,000	594,000	74,150	830,000	835,000	122,130			
394,000	398,000	43,670	594,000	598,000	74,790	835,000	840,000	123,190	1,800,000	2,200,000	課税給与所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から184,830円を控除した金額
398,000	402,000	44,270	598,000	602,000	75,440	840,000	845,000	124,250			
402,000	406,000	44,870	602,000	606,000	76,170	845,000	850,000	125,310			
406,000	410,000	45,470	606,000	610,000	76,970	850,000	855,000	126,370			
410,000	414,000	46,070	610,000	614,000	77,770	855,000	860,000	127,430			
414,000	418,000	46,670	614,000	618,000	78,570	860,000	865,000	128,490	2,200,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から268,430円を控除した金額
418,000	422,000	47,270	618,000	622,000	79,370	865,000	870,000	129,550			
422,000	426,000	47,870	622,000	626,000	80,170	870,000	875,000	130,610			
426,000	430,000	48,470	626,000	630,000	80,970	875,000	880,000	131,670			
430,000	434,000	49,070	630,000	635,000	81,770	880,000	885,000	132,730			

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
2,500,000 ^円	3,000,000 ^円	課税給与所得金額に36.2%を乗じて算出した金額から298,430円を控除した金額	6,000,000 ^円	10,000,000 ^円	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から912,430円を控除した金額	30,000,000 ^円	45,000,000 ^円	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,912,430円を控除した金額
3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から412,430円を控除した金額	10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,412,430円を控除した金額	45,000,000	60,000,000	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,162,430円を控除した金額
4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から612,430円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,412,430円を控除した金額	60,000,000円以上		課税給与所得金額に75%を乗じて算出した金額から9,162,430円を控除した金額

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十五条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が23,600円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が23,600円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と11,800円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 36,800円
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十六条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十六条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (ハ) その損害保険料の金額のうち新法第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定

する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

(二) 次に、(一)により求めた金額から、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

(i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十七条第一項(配偶者控除)の規定による配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十七条第一項の規定による配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、

(i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、

(a) (b)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(b) 当該申告書に附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第七十八条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(四) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が新法第二条第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに6,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき6,000円を、(二)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

(五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
211,250	212,000	139,000	255,000	256,000	174,000	300,000	301,000	210,000
211,250	212,000	139,000	256,000	257,000	174,800	301,000	302,000	210,800
212,000	213,000	139,600	257,000	258,000	175,600	302,000	303,000	211,600
213,000	214,000	140,400	258,000	259,000	176,400	303,000	304,000	212,400
214,000	215,000	141,200	259,000	260,000	177,200	304,000	305,000	213,200
215,000	216,000	142,000	260,000	261,000	178,000	305,000	306,000	214,000
216,000	217,000	142,800	261,000	262,000	178,800	306,000	307,000	214,800
217,000	218,000	143,600	262,000	263,000	179,600	307,000	308,000	215,600
218,000	219,000	144,400	263,000	264,000	180,400	308,000	309,000	216,400
219,000	220,000	145,200	264,000	265,000	181,200	309,000	310,000	217,200
220,000	221,000	146,000	265,000	266,000	182,000	310,000	311,500	218,000
221,000	222,000	146,800	266,000	267,000	182,800	311,500	313,000	219,200
222,000	223,000	147,600	267,000	268,000	183,600	313,000	314,500	220,400
223,000	224,000	148,400	268,000	269,000	184,400	314,500	316,000	221,600
224,000	225,000	149,200	269,000	270,000	185,200	316,000	317,500	222,800
225,000	226,000	150,000	270,000	271,000	186,000	317,500	319,000	224,000
226,000	227,000	150,800	271,000	272,000	186,800	319,000	320,500	225,200
227,000	228,000	151,600	272,000	273,000	187,600	320,500	322,000	226,400
228,000	229,000	152,400	273,000	274,000	188,400	322,000	323,500	227,600
229,000	230,000	153,200	274,000	275,000	189,200	323,500	325,000	228,800
230,000	231,000	154,000	275,000	276,000	190,000	325,000	326,500	230,000
231,000	232,000	154,800	276,000	277,000	190,800	326,500	328,000	231,200
232,000	233,000	155,600	277,000	278,000	191,600	328,000	329,500	232,400
233,000	234,000	156,400	278,000	279,000	192,400	329,500	331,000	233,600
234,000	235,000	157,200	279,000	280,000	193,200	331,000	332,500	234,800
235,000	236,000	158,000	280,000	281,000	194,000	332,500	334,000	236,000
236,000	237,000	158,800	281,000	282,000	194,800	334,000	335,500	237,200
237,000	238,000	159,600	282,000	283,000	195,600	335,500	337,000	238,400
238,000	239,000	160,400	283,000	284,000	196,400	337,000	338,500	239,600
239,000	240,000	161,200	284,000	285,000	197,200	338,500	340,000	240,800
240,000	241,000	162,000	285,000	286,000	198,000	340,000	341,500	242,000
241,000	242,000	162,800	286,000	287,000	198,800	341,500	343,000	243,200
242,000	243,000	163,600	287,000	288,000	199,600	343,000	344,500	244,400
243,000	244,000	164,400	288,000	289,000	200,400	344,500	346,000	245,600
244,000	245,000	165,200	289,000	290,000	201,200	346,000	347,500	246,800
245,000	246,000	166,000	290,000	291,000	202,000	347,500	349,000	248,000
246,000	247,000	166,800	291,000	292,000	202,800	349,000	350,500	249,200
247,000	248,000	167,600	292,000	293,000	203,600	350,500	352,000	250,400
248,000	249,000	168,400	293,000	294,000	204,400	352,000	353,500	251,600
249,000	250,000	169,200	294,000	295,000	205,200	353,500	355,000	252,800
250,000	251,000	170,000	295,000	296,000	206,000	355,000	356,500	254,000
251,000	252,000	170,800	296,000	297,000	206,800	356,500	358,000	255,200
252,000	253,000	171,600	297,000	298,000	207,600	358,000	359,500	256,400
253,000	254,000	172,400	298,000	299,000	208,400	359,500	361,000	257,600
254,000	255,000	173,200	299,000	300,000	209,200	361,000	362,500	258,800

(二)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	未		以	未		以	未	
上	満		上	満		上	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
362,500	364,000	260,000	430,000	431,500	314,000	497,500	499,000	368,000
364,000	365,500	261,200	431,500	433,000	315,200	499,000	500,500	369,200
365,500	367,000	262,400	433,000	434,500	316,400	500,500	502,000	370,400
367,000	368,500	263,600	434,500	436,000	317,600	502,000	503,500	371,600
368,500	370,000	264,800	436,000	437,500	318,800	503,500	505,000	372,800
370,000	371,500	266,000	437,500	439,000	320,000	505,000	506,500	374,000
371,500	373,000	267,200	439,000	440,500	321,200	506,500	508,000	375,200
373,000	374,500	268,400	440,500	442,000	322,400	508,000	509,500	376,400
374,500	376,000	269,600	442,000	443,500	323,600	509,500	511,000	377,600
376,000	377,500	270,800	443,500	445,000	324,800	511,000	512,500	378,800
377,500	379,000	272,000	445,000	446,500	326,000	512,500	514,000	380,000
379,000	380,500	273,200	446,500	448,000	327,200	514,000	515,500	381,200
380,500	382,000	274,400	448,000	449,500	328,400	515,500	517,000	382,400
382,000	383,500	275,600	449,500	451,000	329,600	517,000	518,500	383,600
383,500	385,000	276,800	451,000	452,500	330,800	518,500	520,000	384,800
385,000	386,500	278,000	452,500	454,000	332,000	520,000	521,500	386,000
386,500	388,000	279,200	454,000	455,500	333,200	521,500	523,000	387,200
388,000	389,500	280,400	455,500	457,000	334,400	523,000	524,500	388,400
389,500	391,000	281,600	457,000	458,500	335,600	524,500	526,000	389,600
391,000	392,500	282,800	458,500	460,000	336,800	526,000	527,500	390,800
392,500	394,000	284,000	460,000	461,500	338,000	527,500	529,000	392,000
394,000	395,500	285,200	461,500	463,000	339,200	529,000	530,500	393,200
395,500	397,000	286,400	463,000	464,500	340,400	530,500	532,000	394,400
397,000	398,500	287,600	464,500	466,000	341,600	532,000	533,500	395,600
398,500	400,000	288,800	466,000	467,500	342,800	534,000	536,000	397,200
400,000	401,500	290,000	467,500	469,000	344,000	536,000	538,000	398,800
401,500	403,000	291,200	469,000	470,500	345,200	538,000	540,000	400,400
403,000	404,500	292,400	470,500	472,000	346,400	540,000	542,000	402,000
404,500	406,000	293,600	472,000	473,500	347,600	542,000	544,000	403,600
406,000	407,500	294,800	473,500	475,000	348,800	544,000	546,000	405,200
407,500	409,000	296,000	475,000	476,500	350,000	546,000	548,000	407,200
409,000	410,500	297,200	476,500	478,000	351,200	548,000	550,000	408,800
410,500	412,000	298,400	478,000	479,500	352,400	550,000	552,000	410,400
412,000	413,500	299,600	479,500	481,000	353,600	552,000	554,000	412,000
413,500	415,000	300,800	481,000	482,500	354,800	554,000	556,000	413,600
415,000	416,500	302,000	482,500	484,000	356,000	556,000	558,000	415,200
416,500	418,000	303,200	484,000	485,500	357,200	558,000	560,000	416,800
418,000	419,500	304,400	485,500	487,000	358,400	560,000	562,000	418,400
419,500	421,000	305,600	487,000	488,500	359,600	562,000	564,000	420,000
421,000	422,500	306,800	488,500	490,000	360,800	564,000	566,000	421,600
422,500	424,000	308,000	490,000	491,500	362,000	566,000	568,000	423,200
424,000	425,500	309,200	491,500	493,000	363,200	568,000	570,000	424,800
425,500	427,000	310,400	493,000	494,500	364,400	570,000	572,000	426,400
427,000	428,500	311,600	494,500	496,000	365,600	572,000	574,000	428,000
428,500	430,000	312,800	496,000	497,500	366,800	574,000	576,000	429,600

(三)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
576,000	578,000	431,750	666,000	688,000	508,150	758,000	758,000	589,600
578,000	580,000	433,400	668,000	670,000	509,950	758,000	760,000	591,450
580,000	582,000	435,050	670,000	672,000	511,750	760,000	762,000	593,300
582,000	584,000	436,700	672,000	674,000	513,550	762,000	764,000	595,150
584,000	586,000	438,350	674,000	676,000	515,350	764,000	766,000	597,000
586,000	588,000	440,000	676,000	678,000	517,150	766,000	768,000	598,850
588,000	590,000	441,650	678,000	680,000	518,950	768,000	770,000	600,700
590,000	592,000	443,300	680,000	682,000	520,750	770,000	772,000	602,550
592,000	594,000	444,950	682,000	684,000	522,550	772,000	774,000	604,400
594,000	596,000	446,600	684,000	686,000	524,350	774,000	776,000	606,250
596,000	598,000	448,250	686,000	688,000	526,150	776,000	778,000	608,100
598,000	600,000	449,900	688,000	690,000	527,950	778,000	780,000	609,950
600,000	602,000	451,550	690,000	692,000	529,750	780,000	782,000	611,800
602,000	604,000	453,200	692,000	694,000	531,550	782,000	784,000	613,650
604,000	606,000	454,850	694,000	696,000	533,350	784,000	786,000	615,500
606,000	608,000	456,500	696,000	698,000	535,150	786,000	788,000	617,350
608,000	610,000	458,150	698,000	700,000	536,950	788,000	790,000	619,200
610,000	612,000	459,800	700,000	702,000	538,750	790,000	792,000	621,050
612,000	614,000	461,450	702,000	704,000	540,550	792,000	794,000	622,900
614,000	616,000	463,100	704,000	706,000	542,350	794,000	796,000	624,750
616,000	618,000	464,750	706,000	708,000	544,150	796,000	798,000	626,600
618,000	620,000	466,400	708,000	710,000	545,950	798,000	800,000	628,450
620,000	622,000	468,050	710,000	712,000	547,750	800,000	802,000	630,300
622,000	624,000	469,700	712,000	714,000	549,550	802,000	804,000	632,150
624,000	626,000	471,350	714,000	716,000	551,350	804,000	806,000	634,000
626,000	628,000	473,000	716,000	718,000	553,150	806,000	808,000	635,850
628,000	630,000	474,650	718,000	720,000	554,950	808,000	810,000	637,700
630,000	632,000	476,300	720,000	722,000	556,750	810,000	812,000	639,550
632,000	634,000	477,950	722,000	724,000	558,550	812,000	814,000	641,400
634,000	636,000	479,600	724,000	726,000	560,350	814,000	816,000	643,250
636,000	638,000	481,250	726,000	728,000	562,150	816,000	818,000	645,100
638,000	640,000	482,950	728,000	730,000	563,950	818,000	820,000	646,950
640,000	642,000	484,750	730,000	732,000	565,750	820,000	822,000	648,800
642,000	644,000	486,550	732,000	734,000	567,550	822,000	824,000	650,650
644,000	646,000	488,350	734,000	736,000	569,350	824,000	826,000	652,500
646,000	648,000	490,150	736,000	738,000	571,150	826,000	828,000	654,350
648,000	650,000	491,950	738,000	740,000	572,950	828,000	830,000	656,200
650,000	652,000	493,750	740,000	742,000	574,800	830,000	832,000	658,050
652,000	654,000	495,550	742,000	744,000	576,650	832,000	834,000	659,900
654,000	656,000	497,350	744,000	746,000	578,500	834,000	836,000	661,750
656,000	658,000	499,150	746,000	748,000	580,350	836,000	837,500	663,600
658,000	660,000	500,950	748,000	750,000	582,200	837,500円以上		給与等の金額 から172,500 円を控除した 金額
660,000	662,000	502,750	750,000	752,000	584,050			
662,000	664,000	504,550	752,000	754,000	585,900			
664,000	666,000	506,350	754,000	756,000	587,750			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

附則別表第六 昭和41年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,000	円未満	0	51,000	52,000	2,130	142,000	144,000	5,940
3,000	4,000	120	52,000	53,000	2,170	144,000	146,000	6,020
4,000	5,000	160	53,000	54,000	2,210	146,000	148,000	6,110
5,000	6,000	200	54,000	55,000	2,250	148,000	150,000	6,190
			55,000	56,000	2,300	150,000	152,000	6,270
6,000	7,000	250	56,000	57,000	2,340	152,000	154,000	6,360
7,000	8,000	290	57,000	58,000	2,380	154,000	156,000	6,440
8,000	9,000	330	58,000	59,000	2,420	156,000	158,000	6,520
9,000	10,000	370	59,000	60,000	2,460	158,000	160,000	6,610
10,000	11,000	410	60,000	62,000	2,510	160,000	162,000	6,690
11,000	12,000	460	62,000	64,000	2,590	162,000	164,000	6,770
12,000	13,000	500	64,000	66,000	2,670	164,000	166,000	6,860
13,000	14,000	540	66,000	68,000	2,760	166,000	168,000	6,940
14,000	15,000	580	68,000	70,000	2,840	168,000	170,000	7,030
15,000	16,000	620	70,000	72,000	2,920	170,000	172,000	7,110
16,000	17,000	660	72,000	74,000	3,010	172,000	174,000	7,190
17,000	18,000	710	74,000	76,000	3,090	174,000	176,000	7,280
18,000	19,000	750	76,000	78,000	3,180	176,000	178,000	7,360
19,000	20,000	790	78,000	80,000	3,260	178,000	180,000	7,440
20,000	21,000	830	80,000	82,000	3,340	180,000	184,000	7,530
21,000	22,000	870	82,000	84,000	3,430	184,000	188,000	7,700
22,000	23,000	920	84,000	86,000	3,510	188,000	192,000	7,860
23,000	24,000	960	86,000	88,000	3,590	192,000	196,000	8,030
24,000	25,000	1,000	88,000	90,000	3,680	196,000	200,000	8,200
25,000	26,000	1,040	90,000	92,000	3,760	200,000	204,000	8,370
26,000	27,000	1,080	92,000	94,000	3,850	204,000	208,000	8,570
27,000	28,000	1,120	94,000	96,000	3,930	208,000	212,000	8,770
28,000	29,000	1,170	96,000	98,000	4,010	212,000	216,000	8,970
29,000	30,000	1,210	98,000	100,000	4,100	216,000	220,000	9,170
30,000	31,000	1,250	100,000	102,000	4,180	220,000	224,000	9,370
31,000	32,000	1,290	102,000	104,000	4,260	224,000	228,000	9,570
32,000	33,000	1,330	104,000	106,000	4,350	228,000	232,000	9,770
33,000	34,000	1,380	106,000	108,000	4,430	232,000	236,000	9,970
34,000	35,000	1,420	108,000	110,000	4,510	236,000	240,000	10,170
35,000	36,000	1,460	110,000	112,000	4,600	240,000	244,000	10,370
36,000	37,000	1,500	112,000	114,000	4,680	244,000	248,000	10,570
37,000	38,000	1,540	114,000	116,000	4,770	248,000	252,000	10,770
38,000	39,000	1,590	116,000	118,000	4,850	252,000	256,000	10,970
39,000	40,000	1,630	118,000	120,000	4,930	256,000	260,000	11,170
40,000	41,000	1,670	120,000	122,000	5,020	260,000	264,000	11,370
41,000	42,000	1,710	122,000	124,000	5,100	264,000	268,000	11,570
42,000	43,000	1,750	124,000	126,000	5,180	268,000	272,000	11,770
43,000	44,000	1,790	126,000	128,000	5,270	272,000	276,000	11,970
44,000	45,000	1,840	128,000	130,000	5,350	276,000	280,000	12,170
45,000	46,000	1,880	130,000	132,000	5,440	280,000	284,000	12,370
46,000	47,000	1,920	132,000	134,000	5,520	284,000	288,000	12,570
47,000	48,000	1,960	134,000	136,000	5,600	288,000	292,000	12,770
48,000	49,000	2,000	136,000	138,000	5,690	292,000	296,000	12,970
49,000	50,000	2,050	138,000	140,000	5,770	296,000	300,000	13,170
50,000	51,000	2,090	140,000	142,000	5,850	300,000	304,000	13,370

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 304,000	円 308,000	円 13,570	円 546,000	円 552,000	円 26,540	円 868,000	円 876,000	円 49,670
308,000	312,000	13,770	552,000	558,000	26,880	876,000	884,000	50,270
312,000	316,000	13,970	558,000	564,000	27,210	884,000	892,000	50,870
316,000	320,000	14,170	564,000	570,000	27,550	892,000	900,000	51,470
320,000	324,000	14,370	570,000	576,000	27,890	900,000	908,000	52,070
324,000	328,000	14,570	576,000	582,000	28,220	908,000	916,000	52,670
328,000	332,000	14,770	582,000	588,000	28,560	916,000	924,000	53,270
332,000	336,000	14,970	588,000	594,000	28,890	924,000	932,000	53,870
336,000	340,000	15,170	594,000	600,000	29,230	932,000	940,000	54,470
340,000	344,000	15,370	600,000	606,000	29,570	940,000	948,000	55,070
344,000	348,000	15,570	606,000	612,000	30,020	948,000	956,000	55,670
348,000	352,000	15,770	612,000	618,000	30,470	956,000	964,000	56,270
352,000	356,000	15,970	618,000	624,000	30,920	964,000	972,000	56,870
356,000	360,000	16,170	624,000	630,000	31,370	972,000	980,000	57,470
360,000	364,000	16,370	630,000	636,000	31,820	980,000	988,000	58,070
364,000	368,000	16,570	636,000	642,000	32,270	988,000	996,000	58,670
368,000	372,000	16,770	642,000	648,000	32,720	996,000	1,004,000	59,270
372,000	376,000	16,970	648,000	654,000	33,170	1,004,000	1,012,000	59,890
376,000	380,000	17,170	654,000	660,000	33,620	1,012,000	1,020,000	60,540
380,000	384,000	17,370	660,000	666,000	34,070	1,020,000	1,028,000	61,190
384,000	388,000	17,570	666,000	672,000	34,520	1,028,000	1,036,000	61,830
388,000	392,000	17,770	672,000	678,000	34,970	1,036,000	1,044,000	62,480
392,000	396,000	17,970	678,000	684,000	35,420	1,044,000	1,052,000	63,130
396,000	400,000	18,170	684,000	690,000	35,870	1,052,000	1,060,000	63,780
400,000	404,000	18,370	690,000	696,000	36,320	1,060,000	1,068,000	64,430
404,000	408,000	18,590	696,000	702,000	36,770	1,068,000	1,076,000	65,070
408,000	412,000	18,810	702,000	708,000	37,220	1,076,000	1,084,000	65,720
412,000	416,000	19,040	708,000	714,000	37,670	1,084,000	1,092,000	66,370
416,000	420,000	19,260	714,000	720,000	38,120	1,092,000	1,100,000	67,020
420,000	426,000	19,490	720,000	726,000	38,570	1,100,000	1,108,000	67,670
426,000	432,000	19,820	726,000	732,000	39,020	1,108,000	1,116,000	68,310
432,000	438,000	20,160	732,000	738,000	39,470	1,116,000	1,124,000	68,960
438,000	444,000	20,490	738,000	744,000	39,920	1,124,000	1,132,000	69,610
444,000	450,000	20,830	744,000	750,000	40,370	1,132,000	1,140,000	70,260
450,000	456,000	21,170	750,000	756,000	40,820	1,140,000	1,148,000	70,910
456,000	462,000	21,500	756,000	762,000	41,270	1,148,000	1,156,000	71,550
462,000	468,000	21,840	762,000	768,000	41,720	1,156,000	1,164,000	72,200
468,000	474,000	22,170	768,000	774,000	42,170	1,164,000	1,172,000	72,850
474,000	480,000	22,510	774,000	780,000	42,620	1,172,000	1,180,000	73,500
480,000	486,000	22,850	780,000	788,000	43,070	1,180,000	1,188,000	74,150
486,000	492,000	23,180	788,000	796,000	43,670	1,188,000	1,196,000	74,790
492,000	498,000	23,520	796,000	804,000	44,270	1,196,000	1,204,000	75,440
498,000	504,000	23,850	804,000	812,000	44,870	1,204,000	1,212,000	76,170
504,000	510,000	24,190	812,000	820,000	45,470	1,212,000	1,220,000	76,970
510,000	516,000	24,530	820,000	828,000	46,070	1,220,000	1,228,000	77,770
516,000	522,000	24,860	828,000	836,000	46,670	1,228,000	1,236,000	78,570
522,000	528,000	25,200	836,000	844,000	47,270	1,236,000	1,244,000	79,370
528,000	534,000	25,530	844,000	852,000	47,870	1,244,000	1,252,000	80,170
534,000	540,000	25,870	852,000	860,000	48,470	1,252,000	1,260,000	80,970
540,000	546,000	26,210	860,000	868,000	49,070	1,260,000	1,270,000	81,770

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,270,000	1,280,000	82,770	1,770,000	1,780,000	133,790	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に18.1%を乗じて算出した金額から298,430円を控除した金額
1,280,000	1,290,000	83,770	1,780,000	1,790,000	134,850			
1,290,000	1,300,000	84,770	1,790,000	1,800,000	135,910			
1,300,000	1,310,000	85,770	1,800,000	1,810,000	136,970			
1,310,000	1,320,000	86,770	1,810,000	1,820,000	138,030			
1,320,000	1,330,000	87,770	1,820,000	1,830,000	139,090	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から412,430円を控除した金額
1,330,000	1,340,000	88,770	1,830,000	1,840,000	140,150			
1,340,000	1,350,000	89,770	1,840,000	1,850,000	141,210			
1,350,000	1,360,000	90,770	1,850,000	1,860,000	142,270			
1,360,000	1,370,000	91,770	1,860,000	1,870,000	143,330			
1,370,000	1,380,000	92,770	1,870,000	1,880,000	144,390	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から612,430円を控除した金額
1,380,000	1,390,000	93,770	1,880,000	1,890,000	145,450			
1,390,000	1,400,000	94,770	1,890,000	1,900,000	146,510			
1,400,000	1,410,000	95,770	1,900,000	1,910,000	147,570			
1,410,000	1,420,000	96,770	1,910,000	1,920,000	148,630			
1,420,000	1,430,000	97,770	1,920,000	1,930,000	149,690	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から912,430円を控除した金額
1,430,000	1,440,000	98,770	1,930,000	1,940,000	150,750			
1,440,000	1,450,000	99,770	1,940,000	1,950,000	151,810			
1,450,000	1,460,000	100,770	1,950,000	1,960,000	152,870			
1,460,000	1,470,000	101,770	1,960,000	1,970,000	153,930			
1,470,000	1,480,000	102,770	1,970,000	1,980,000	154,990	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,412,430円を控除した金額
1,480,000	1,490,000	103,770	1,980,000	1,990,000	156,050			
1,490,000	1,500,000	104,770	1,990,000	2,000,000	157,110			
1,500,000	1,510,000	105,770						
1,510,000	1,520,000	106,770						
1,520,000	1,530,000	107,770	2,000,000	2,400,000		40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,412,430円を控除した金額
1,530,000	1,540,000	108,770						
1,540,000	1,550,000	109,770						
1,550,000	1,560,000	110,770						
1,560,000	1,570,000	111,770						
1,570,000	1,580,000	112,770	2,400,000	3,000,000		60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,912,430円を控除した金額
1,580,000	1,590,000	113,770						
1,590,000	1,600,000	114,770						
1,600,000	1,610,000	115,770						
1,610,000	1,620,000	116,830						
1,620,000	1,630,000	117,890	3,000,000	3,600,000		90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,162,430円を控除した金額
1,630,000	1,640,000	118,950						
1,640,000	1,650,000	120,010						
1,650,000	1,660,000	121,070						
1,660,000	1,670,000	122,130						
1,670,000	1,680,000	123,190	3,600,000	4,400,000		120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,162,430円を控除した金額
1,680,000	1,690,000	124,250						
1,690,000	1,700,000	125,310						
1,700,000	1,710,000	126,370						
1,710,000	1,720,000	127,430						
1,720,000	1,730,000	128,490	4,400,000	5,000,000				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に40%を乗じて算出した金額から12,162,430円を控除した金額
1,730,000	1,740,000	129,550						
1,740,000	1,750,000	130,610						
1,750,000	1,760,000	131,670						
1,760,000	1,770,000	132,730						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、給与所得控除額、専従者控除額、生命保険料控除額及び寄付金控除額の引上げ並びに税率の緩和によりその負担の軽減を図るとともに、勤労学生控除及び寄付金控除の適用対象の範囲を拡大する等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第七十条の三」に改める。
第三十七条第三項第三号中「又は教育」を「若しくは教育」に改め、「寄与する法人」の下に「又は赤字に関する諸条約に基づく業務を行なう法人」を加える。

第六十六条第一項を次のように改める。
内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の三十五の税率を乗じて計算した金額とする。

第六十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項を」を「第二項」に、「同項各号」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「百分の二十六を」を「百分の二十三に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時にあって資本の金額若しくは出資金額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く)又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分

の二十八の税率による。

第六十七条第一項中「前条第一項の下に」又は「第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第二項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第七十条まで」を「所得税額等の控除」を「第七十条の三まで(税額控除)」に改め、同条第三項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十」に改め、同条第二号及び同条第四項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

第七十条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二編第一章第二節第二款中第七十条の次に次の二条を加える。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)

第七十条の二 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額をこえ、かつ、そのこえる金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたときは、当該事業年度の所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充当等)の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額から順次控除する。

2 前項に規定する更正をしたことに伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の所得の金額を減少させる更正があつた場合において、その更正により減少する部分の所得の金額のうち同項に規定する更正に係る事業年度において仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各事業年度において同項の内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、同項の規定を適用する。

に係る修正の経理をし、かつ、当該決算に基づく確定申告書提出するまでの間は、更正をしないことができる。

(税額控除の順序)

第七十条の三 この款の規定による法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第六十八条から第七十条まで(所得税額等の控除)の規定による控除をするものとする。

第七十二条第一項第二号中「第六十七条同族会社の特別税率」の下に「及び第七十条の二(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)」を加える。

第七十四条第一項第三号中「(税額控除)」を「(所得税額等の控除)」に改める。

第八十一条第一項中「第七十条を」第七十条の三に改める。

第八十二条中「一月以内」を「二月以内」に改める。

第九十九条第一項第二号中「百分の四十三」を「百分の四十一」に改め、同条第二項第二号中「百分の三十八」を「百分の三十五」に改める。
第一百零二条第一項第二号中「第六十七条(同族会社の特別税率)」の下に「及び第七十条の二(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)」を加え、同条第三号中「百分の三十七を百分の三十五」に、「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同条第五号中「(税額控除)」を「(所得税額等の控除)」に改める。

第一百零五条第一項第二号中「百分の四十三」を「百分の四十一」に改め、同条第二項第二号中「百分の三十八」を「百分の三十五」に改める。
第一百零九条の見出しを「(更正に関する特例)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額をこえている場合において、そのこえる金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、当該事業年度の所得に対する法人税につき、その内国法人が当該事業年度後に各事業年度の確定した決算において当該事実

に係る修正の経理をし、かつ、当該決算に基づく確定申告書提出するまでの間は、更正をしないことができる。

3 税務署長が第七十条の二第一項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)に規定する更正をする場合における国税通則法第二十八条第二項の規定の適用については、同条第三号ニ中「その減少する部分の税額」とあるのは、「その減少する部分の税額及びその税額のうち法人税法第七十条の二第一項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)又は第三百三十四条の二(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付)の規定の適用を受けるべき金額」とする。

第三百三十四条の次に次の一条を加える。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付)

第三百三十四条の二 内国法人につき第七十条の二(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)の規定の適用がある場合において、同条第一項に規定する更正の日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額(附帯税の額を除く)で当該更正の日の前日において確定しているものがあるときは、税務署長は、その内国法人に対し、同項の規定により控除することができない金額のうち当該法人税の額(既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となつたものを除く)に達するまでの金額を還付する。この場合において、当該還付する金額については、同項の規定による控除は、しないものとする。

2 前項の規定による還付金については還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金の期間)は、前項の更正の日の翌日以後一月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合に

に達するまでの金額を還付する。この場合において、当該還付する金額については、同項の規定による控除は、しないものとする。

は、その適することとなつた日)までの期間とする。

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第四百四十三条第一項を次のように改める。

第二条 (寄付金の損金算入に関する経過規定)

外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第四百四十一条(外国法人に係る法人税の課税標準)に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に百分の三十五の税率を乗じて計算した金額とする。

第三十条 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第三十七條第三項(寄付金の損金不算入に対する特例)の規定は、法人(新法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出した寄付金の額について適用し、同日前に支出した寄付金の額については、なお従前の例による。

第四百四十三條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「第一項」を「第二項」に、「同項各号」を「同項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「百分の二十六」を「百分の二十三」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

第三條 新法第六十六條(各事業年度の所得に対する法人税の税率)、第六十七條(同族会社の特別税率)及び第七十條(外国税額の控除)の規定は、内国法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、内国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係るこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時に於いて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを除く)又は人格のない社団等の第四百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十八の税率による。

第四百四十五條第二項の表第七十四條第一項(確定申告)の項中「(税額控除)」を「(所得税額等の控除)」に改め、同表第八十一條第一項(欠損金の繰戻しによる還付)の項中「第七十條」を「第七十條の三」に改める。

第三條 新法第六十六條(各事業年度の所得に対する法人税の税率)、第六十七條(同族会社の特別税率)及び第七十條(外国税額の控除)の規定は、内国法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、内国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係るこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

附則 (施行期日)

第六十六條第一項 百分の三十五

百分の三十六(当該事業年度終了の時に於ける資本の金額又は出資金額が一億円をこえる普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三)

第六十六條第二項 百分の二十八

百分の二十九・五

第六十六條第三項 百分の二十三

百分の二十四・五

第六十六條第四項

第二項

第一項又は第二項

第六十七條第三項第一号

同項

これらの規定

第六十七條第三項第二号

同項

これらの規定

第六十七條第四項

同項

これらの規定

新法第四百四十三條(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)の規定は、外国法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、外国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る同條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第六十六條第四項

同項

第一項又は第二項

第六十七條第三項第一号

同項

これらの規定

第六十七條第三項第二号

同項

これらの規定

第六十七條第四項

同項

これらの規定

第四百四十三條第一項

百分の三十五

百分の三十六(当該事業年度終了の時に於ける資本の金額又は出資金額が一億円をこえる普通法人の当該事業年度の所得の金額のうち年三百万円以下の金額については、百分の三十三)

第四百四十三條第二項

百分の二十八

百分の二十九・五

第四百四十三條第三項

百分の二十三

百分の二十四・五

第四百四十三條第四項

第二項

第一項又は第二項

同項

同項

これらの規定

(仮決算をした場合の中間申告に関する経過規定)

第四条 普通法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新法第七十一条(中間申告)(新法第四百四十五條第一項(外国法人に対する準用)に第四百四十五條第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書(新法第七十二条第一項各号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)(新法第四百四十五條第一項において準用する場合を含む。))に掲げる事項を記載したものに限り、)の提出期限が施行日前である場合には、前条の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税について

は、なお従前の例による。

(更正の請求に関する経過規定)

第五条 新法第八十二条(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)(新法第四百四十五條第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、法人が施行日以後に新法第八十二条各号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用し、法人が同日前に同条各号に掲げる場合に該当することとなつた場合においては、なお従前の例による。

(清算所得に対する法人税の税率に因する経過規定)

第六条 新法第九十九条(解散の場合の清算所得

に対する法人税の税率)、第二百二条(清算中の所得に係る予納申告)及び第百十五條(合併の場合の清算所得に対する法人税の税率)の規定は、内国法人である普通法人又は協同組合等の施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、内国法人である普通法人又は協同組合等の同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)
 第七條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「所得税」の下に「又は法人税」を加える。

理由

今次の税制改正の一環として、企業の体質改善の促進及び中小企業の税負担の軽減に資するため、法人税の税率の引下げを行なうほか、同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げるとともに、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相続税法の一部を改正する法律案
 相続税法の一部を改正する法律

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一條の七を「第二十一條の八」に改める。

第三條第一項中「第十五條の場合及び」を「第十五條及び第十五條の二の場合並びに」に改める。

第十五條第一項中「第十七條第一項」を「次条から第十八條の二まで」に、「二百五十万円」を「四百万円」に、「五十万円」を「八十万円」に改める。

第十五條の次に次の一条を加える。

(遺産に係る配偶者控除)

第十五條の二 相続税の総額を計算する場合において、前条第一項の相続人のうちに同項に規定する被相続人との婚姻期間が十五年をこえる配偶者があるときは、同項に規定する相続税の課税価格の合計額から、二十万円に当該婚姻期間のうち十五年をこえる年数を乗じて計算した金額(当該金額が二百万円をこえるときは、二百万円。以下「遺産に係る配偶者控除額」という。)を控除する。

2 前項の規定は、同項に規定する配偶者が、同項に規定する被相続人に係る相続の開始の年以前にいずれかの年において贈与に因り取得した財産に係る贈与税につき第二十一條の五の規定の適用を受けた者又は当該相続の開始の年分について受ける者であるときは、適用しない。ただし、当該配偶者が当該被相続人からの贈与に因り取得した財産に係る贈与税につき同条の規定の適用を受けた者である場合において、第十九條の規定により、当該贈与に因り取得した財産(第二十一條の五の規定の適用に係るものに限る。)の価額を当該相続に係る相続税の課税価格に加算されるときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、相続人が同項に規定する婚姻期間が十五年をこえる配偶者に該当するかどうかの判定は、同項に規定する被相続人に係る相続開始の時の現況によるものとし、当該期間の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定は、第二十七條第一項に規定する申告書に、遺産に係る配偶者控除額その他当該控除額の控除に關する事項及び第一項に規定する配偶者が当該控除額の控除を受けようとする年以前の各年分の贈与税につき第二十一條の五の規定の適用を受けていない旨(当該贈与税につき同条の規定の適用を受けている場合において、第十九條の規定により、当該贈与税の課税価格計算の基礎に算入された財産(第二十一條の五の規定の適用に係るものに限る。)の価額

を当該申告書に係る相続税の課税価格に算入されるときは、その旨)の記載をし、かつ、同項に規定する被相続人との婚姻期間を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附して、当該申告書を当該申告書の提出期限内に提出した場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の記載がない申告書の提出

第十六條中「基礎控除額」の下に「及び遺産に係る配偶者控除額」を加え、

金額	控除率	金額	控除率
六十万円以下	百分の十五	三十万円以下	百分の十五
六十万円をこえる金額	百分の二十五	三十万円をこえる金額	百分の二十五
百五十万円をこえる金額	百分の三十五	五十万円をこえる金額	百分の三十五
三百万円をこえる金額	百分の四十五	八十万円をこえる金額	百分の四十五
五百万円をこえる金額	百分の五十五	千二百万円をこえる金額	百分の五十五
八百万円をこえる金額	百分の六十五	千八百万円をこえる金額	百分の六十五
千二百万円をこえる金額	百分の七十五	二千五百万円をこえる金額	百分の七十五
千八百万円をこえる金額	百分の七十五	五千五百万円をこえる金額	百分の七十五
二千五百万円をこえる金額	百分の七十五	一億円をこえる金額	百分の七十五
五千五百万円をこえる金額	百分の七十五	一億五千万円をこえる金額	百分の七十五

第十七條第一項第一号中「七十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「遺産に係る基礎控除額」の下に「遺産に係る配偶者控除額との合計額」を加え、「当該合計額」を「同項各号に掲げる金額の合計額」に改める。

第十九條中「第二十一條の七」を「第二十一條の八」に改める。

第十九條の二の見出しを「(配偶者に対する相続税額の控除)」に改め、同条中「基礎控除額」の下に「及び遺産に係る配偶者控除額」を加える。

第二十一條の七を第二十一條の八とし、第二十一條の六中「合計額につき前二條の規定により」を「合計額から第二十一條の四の規定による控除を

があつた場合若しくは同項の申告書の提出に際し同項の書類の添附がない場合又は当該申告書の提出期限内の提出がなかつた場合において、その記載若しくは書類の添附又は申告書の提出期限内の提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

金額	控除率
三十万円以下	百分の十五
三十万円をこえる金額	百分の二十五
五十万円をこえる金額	百分の三十五
八十万円をこえる金額	百分の四十五
千二百万円をこえる金額	百分の五十五
千八百万円をこえる金額	百分の六十五
二千五百万円をこえる金額	百分の七十五
五千五百万円をこえる金額	百分の七十五
一億円をこえる金額	百分の七十五
一億五千万円をこえる金額	百分の七十五

した後の金額を前条に規定する課税価格とみなして同条の規定を適用して」に、「当該合計額につき前二條を」を「当該合計額から第二十一條の四の規定による控除をした後の金額を前条に規定する課税価格とみなして同条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十一條の七とする。

2 前項の場合において、その者がその年以前三年以内のいずれかの年において贈与に因り取得した財産に係る贈与税につき第二十一條の五の規定の適用を受けたときは、当該贈与に因り取得した財産のうち同条の規定により控除される額に相当する部分については、贈与を受けなかつたものとみなす。

第二十一条の五中「前条」を「前二条」に、

三十万円以下の金額	百分の十五
三十万円をこえる金額	百分の二十
五十万円をこえる金額	百分の二十五
七十万円をこえる金額	百分の三十
九十万円をこえる金額	百分の三十五
百四十万円をこえる金額	百分の四十
二百万円をこえる金額	百分の四十五
三百万円をこえる金額	百分の五十
四百万円をこえる金額	百分の五十五
五百万円をこえる金額	百分の六十
千五百万円をこえる金額	百分の六十五

次の一条を加える。

(贈与税の配偶者控除)

第二十一条の五 その年において贈与に因りその者との婚姻期間が二十五年以上である配偶者からもつばら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利若しくは家屋でこの法律の施行地にあるもの(以下本条において「居住用不動産」といふ)又は金銭を取得した者(その年の前年以前のいずれかの年において贈与に因り取得した財産に係る贈与税につき本条の規定の適用を受けた者を除く)が、当該取得の日の属する年の翌年三月十五日までに当該居住用不動産をその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合又は同日までに当該金銭をもつて居住用不動産を取得し、これをその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合においては、その年分の贈与税については、課税価格から百六十万円(当該贈与に因り取得した居住用不動産の価額に相当する金額と当該贈与に因り取得した金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額との合計額が百六十

三十万円以下の金額	百分の十五
三十万円をこえる金額	百分の二十
五十万円をこえる金額	百分の二十五
七十万円をこえる金額	百分の三十
九十万円をこえる金額	百分の三十五
百四十万円をこえる金額	百分の四十
二百万円をこえる金額	百分の四十五
三百万円をこえる金額	百分の五十
四百万円をこえる金額	百分の五十五
五百万円をこえる金額	百分の六十
千五百万円をこえる金額	百分の六十五

に改め、同条を第二十一条の六とし、同条の前に

万円に満たない場合には、当該合計額)を控除する。

2 前項の場合において、贈与者が同項に規定する婚姻期間が二十五年以上である配偶者に該当するかどうかの判定は、同項の財産の贈与の時の現況によるものとし、当該期間の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定は、第二十八条第一項に規定する申告書に、第一項の規定により控除を受ける金額その他その控除に關する事項及びその控除を受けようとする年の前年以前の各年分の贈与税につき第二十一条の五の規定の適用を受けていない旨の記載をし、かつ、贈与者が婚姻期間が二十五年以上である配偶者である旨を証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附して、当該申告書を当該申告書の提出期限内に提出した場合に限り、適用する。この場合においては、第十五条の二第五項の規定を準用する。

第二十七条第一項中「第十五条」の下に「及び第十六条」を加え、同条第二項中「同項」を「前項」に改める。

四から第二十一条の七まで」を「第二十一条の四及び第二十一条の六から第二十一条の八まで」に改める。

第三十三条中「第五十条」を「第五十条第二項」に改める。

第四十二条第一項中「までに、又は納付すべき日」を「又は納付すべき日までに」に改める。

第五十条の見出し中「義務的修正申告」を「修正申告等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に

第一項として次の一項を加える。

第三十条の規定による期限後申告書若しくは第三十一条第一項の規定による修正申告書の提出又は第三十五条第三項の規定による更正若しくは決定があつた場合におけるこれらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定により納付すべき相統税の徴収を目的とする国の権利については、これらの申告書の提出又は当該更正若しくは決定があつた日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

第五十一条第四項中「納付すべき日」の下に「(同日前に当該物納の許可の申請があつた場合には、当該申請があつた日)」を加える。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 改正後の相統税法の規定は、昭和四十一年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ)により取得した財産に係る相統税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相統税又は贈与税については、なお従前の例による。

理由 今次の税制改正の一環として、相統税及び贈与税の負担を軽減するため、相統税の基礎控除の引

上げ並びに相統税及び贈与税の税率の緩和を行なうとともに、夫婦間における財産の形成及び相続等の実情にかえりみ、これらの税について配偶者控除の制度を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三池委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたしました。藤井大蔵政務次官。

○藤井(勝)政府委員 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相統税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、昨年八月「経済の安定的成長に即応する税制のあり方とその具体化の方策」について、税制調査会に諮問いたしましたところであり、昨年末、同調査会から、最近における経済情勢の推移に即して、現行税制につき、さしあたって改正を必要とする事項について「昭和四十一年度の税制改正に關する答申」が提出されました。その後、政府は、この答申を中心にさらに検討を重ねた結果、昭和四十一年度におきましては、国民生活の安定をはかるとともに、有効需要の拡大、企業体質改善等を通じて経済の安定的成長に資することを目的として、所得税、法人税、相統税、物品税等の減税を行なうほか、当面要請される諸施策に対応する税制上の措置を講ずるため、国税において平年度約三千六十九億円の減税を行なうこととしたのであります。今回は、これらの税制改正のための諸法案のうち、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相統税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかつていくことであります。

すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ一万円引き上げるほか、扶養控除に關する年齢

上げ並びに相統税及び贈与税の税率の緩和を行なうとともに、夫婦間における財産の形成及び相続等の実情にかえりみ、これらの税について配偶者控除の制度を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

区分を廃止するとともに、給与所得控除について、定額控除を一万円引き上げ、また、二〇%または一〇%の控除率の適用限度額をそれぞれ十万円引き上げることとしております。

さらに、中小企業の体質強化に資するため、専従者控除の控除限度額についても、青色申告者の場合には、年齢のいかんにかかわらず一律二十四万円に、白色申告者の場合には十五万円にそれぞれ引き上げることとしております。

以上申し上げました諸控除の引き上げにより、所得税の課税最低限は、夫婦子供三人の標準世帯の給与所得者を例にとりまして、現在の約五十六万円が約六十三万円となるのであります。

次に、税率につきましては、その大幅な改正が昭和三十三年以来見送られてきているため、中小所得者に適用される税率の累進度が急である認められるところから、課税所得三百万円以下の階層に適用される税率の調整緩和をはかることとしております。

さらに、生命保険料控除については、金額が控除される保険料の限度額を五千円引き上げるほか、寄付金控除における控除対象限度額を所得の三〇%に引き上げることとしております。

第二は、所得税法の整備をはかることとしてあります。

すなわち、通勤手当について、通勤に通常必要であると認められる金額を非課税とするにとともに、勤労学生控除及び寄付金控除の対象範囲の拡大、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額の引き上げ並びに更正の請求期間の延長を行なう等所要の規定の整備をはかることとしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、法人企業の内部蓄積の増加を通じてその体質の改善に資する等のため、法人税率を引き下げることにしております。

すなわち、普通法人の留保分に対する法人税率を現行の三七%から三五%に引き下げるとともに

に、年三百万円以下の所得に対しては、特に資本金が一億円以下の法人について、現行の三二%を三〇%引き下げ二八%の税率を適用することとしております。

また、この税率の改正に準じて、協同組合等の留保分に対する税率及び清算所得に対する税率も引き下げることにしております。

第二に、中小法人に対する税負担の軽減とその内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を引き上げることとしております。

すなわち、同族会社の留保所得に対する課税についての控除額は、現在、所得金額の二五%または年百万円のいずれか多い金額とされているのでありますが、これを所得金額の三〇%または年百五十万円のいずれか多い金額に引き上げることとしております。

第三は、法人税法の整備に関する改正であります。

すなわち、損算入のできる寄付金の範囲、更正の請求期間及び税額還付について所要の改正を行なうこととしております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、相続税の軽減であります。すなわち、最近における国民財産の保有及びその階層別分布の状況並びに相続税の課税人員の推移等を考慮して相続税の課税最低限を大幅に引き上げるとともに、税率の緩和を行なうとすることとしてあります。

まず、課税最低限の引き上げであります。通常の農家及び中小企業者並びに大都市近郊の勤労世帯その他の一般世帯の相続について相続税の課税が生じないようにするため、遺産にかかる基礎控除を被相続人については現行の二百五十万円から四百万円に、法定相続人一人については現行の五十万円から八十万円にそれぞれ引き上げるとともに、相続人のうちに婚姻期間が十五年をこえる配偶者がある場合には、遺産額から十五年をこえる

年数一年につき二十万円、最高二百万円の特別控除を行なうとするものであります。この結果、課税最低額は、配偶者を含めて相続人五人の標準的な相続の場合は現行の五百万円が一千万円に引き上げられることとなります。

次に、相続税の税率の緩和であります。現行の税率は昭和三十三年以来据え置かれていたものでありますが、当時予想しておりました相続財産の階層分布はその後国民財産の増加、財産価格等に土地価格の上昇等によって現在全く異なった姿となつていましてあります。また、今後このような傾向はしばらく続く見込みであります。これらの点を考慮し、さらに国民の健全な財産形成に資するよう一般的に税率を緩和することとしたしました。すなわち、中小財産階層の税負担の軽減に重点を置きつつ、最低税率の一〇%から最高税率の七〇%の全般にわたり、最近の財産分布の状況等に即応してその累進度を緩和しようとするものであります。

第二は、贈与税の軽減であります。贈与税の税率につきましても、先に述べました相続税の税率の緩和と関連して、課税価格千五百万円以下の贈与財産階層に適用される税率を引き下げることとしていたしました。

また、夫婦間における財産の贈与につきましても、その贈与の実際及び老後における配偶者の生活の保障を考慮し、婚姻期間が二十五年以上の夫婦間において居住用財産の贈与が行なわれました場合の贈与税につきましても、二百万円まで課税が生じないように贈与税の配偶者控除の制度を新たに設けようとするものであります。

以上が、この三法律案の提案の理由及びその概要でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三池委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○三池委員長 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。野口忠夫君。

○野口委員 農業近代化資金の取りくずしについて、若干の質問をしたいと思います。

農業近代化資金助成法の第一条の目的を見ますと、農業者等に対して、長期、低利の施設資金の融通を円滑にするために、都道府県が行なう利子補給に対し国が助成をして、農業者等の資本設備の高度化、農業経営の近代化に資するという目的であるわけですが、要約してみますと、農業設備資金の供給をして、資本設備の高度化をして農業を近代化するという政策意図をもって金融上に加えられた一つの方策であるわけですが、このことは、戦後における農政の新しいあり方の農業基本法の中の骨格的な問題を含んでいることだと思われ、

であります。この第一条の目的といたしまして、近代化資金を論ずる場合には、十分頭の中に入れて、その政策意図が十分この制度を通じて実現するような方向にしなければならぬという考えの中で近代化資金を考えていかねばならぬと思っております。そこで、この第一条の目的に即して行なわれた資金の設置について、その長期的な性格の上に安定的なものをもたらし、財源措置として資金が設置されたわけであり、今回この資金が取りくずしされるということになってきたわけであり、これは、財政が困つていっている理由によつて、この戦後農政の基本骨格ともいべき近代化資金の財源的な安定性を持つためにとられた資金制度をこのようなことによつて取りくずされてしまつて、利子補給的な性格を持つた方式から、直接交付方式にこのことが移つていくということは、すでにその財源措置としてとられてきた四十年程度の支出を見まして、前年度の大体四分の一程度の支出に終わつて、これは、短期的には政府の負担を軽減し、しかし、長期的な

財政のあり方についての弾力性を失われて、近代化資金というものの前途に大きな不安を残す措置になるのではないかと、思うわけであります。第一条の目的で、資本装備を高度化し、農業を近代化するというような政策を訴えておきながら、五年の間に、財政困難の理由でそうした財源措置を取りにくいというようなことは、何と考へても、竜頭蛇尾の姿を思わざるを得ないわけでありまして、資金取りにくいことによつて起こつてくるような問題について、大蔵大臣の見解を承りたいと思つてあります。

○福田(社)國務大臣 申すまでもなく、農業近代化資金の助成は、農業協同組合などが行ないます近代施設に対して都道府県が利子補助をする、それに対して政府が補助をする、こういうたてまをとおしてゐるわけでありまして、政府が都道府県に對しましてそういう道筋から補助をする方法は、一つに限らないわけですが、つまり、資金を持つておつて、その運用益から出して、このように方法も考へられます、また、一般財政の中から直接的に出していくという方法も考へられるわけですが、そのいずれをとるかという問題は、その時点で考へべき問題でありまして、御承知のように、財政の状態で租税収入が不十分多額に集まつてまゐり、このやうな過去数年間の状態下におきましては、相当余裕のあるところの租税収入を積み立てて、そして都道府県に対する補助財源にしよう、その運用益を補助財源として、こういう考へ方が成り立つわけでありまして、そういうことで今日までできたわけですが、ところが、今日になつてまいりました、一般会計が非常に苦しい、四十一年度は、減税もしなければならぬ、公債も出さなければならぬ、さらにまた、社会保険、あるいは建設諸事業、農業施設の改善というやうなことをしなければならぬ、一般財源が非常に足りない、そこで、積み立てておきましたこの資金を一時取りくずそう、しかし、考へ方自体を全部撤廃するといふわけではないのです。十億圓というものを残して、そしてこの制度は、また財源に余

裕がある場合には復活というか、また積み立てを行なつて、そして増強して、こういう考へ方を取つたわけなんです。そういう考へ方にしたからといって、決して近代化資金の助成の仕事をおろそかにしておるわけではないのでありまして、近代化資金の貸し出しワクの拡大をはかるか、あるいは、こういう際でありませうけれども、六分五厘という融資の利率の引き下げを行ないますとか、保証業務を行なはしめることを考へるとか、そういうふうな内容の充実をいたしていくことは、予算においても御承知のとおりであります。したがういまして、基金は取りくずしませうけれども、この法のたゞいまお話をうたてていくといふことも支障はない、これをゆるめていくといふ考へ方のもではない、かように御承知をお願いしたいと思います。

○野口委員 農林省のほうの見解はどうですか。

○飯谷政府委員 近代化助成資金の設置が、野口委員の仰せられたやうな趣旨によつてできたことは、われわれも十分承知いたしておりました、それがまた大きく活用されてきたことも率直に認めなければならぬと思つてます。ただ、今回の場合は、たゞいま大蔵大臣から説明もありましたやうに、租税収入が非常に少なく、いわゆる公債によつてまかなわなければならぬやうな財政状態下にある、この資金がそのまま温存されるというところについていろいろ議論があつたわけでありまして、これについては、できることならば、ぜひこれを続けていきたいという考へ方を持つて、たびたび折衝いたしたわけでありませうけれども、たゞいま大臣から説明されたやうな事情等もございまして、やむを得ず取りくずしをするに相違ないわけでありまして、ただし、これは決して制度そのものをくずしてしまつたわけじゃございませぬ。制度は存置いたしておきまして、そのためになお十億圓という金も残してあるわけでありまして、そういう意味で、今後この設置された趣旨がくずれるといふことは絶対にない、こういう考へのもとに、またそういうことを大蔵省のほうでも十

分に承知をしてもらつて、了解せざるを得なかつたというわけでございませぬ。

○野口委員 大蔵大臣から、暫定的な措置として、こういうことが行なわれたのであつて、近い将来において再びこうした積み立て方式による財源の安定性を回復していきたいんだというお話があつたわけですが、農林省のほうからいふことは、こうしたことがないことが望ましいというところで、予算折衝の過程においては臨んだけれども、それが国の財政上の都合からやむを得なかつたというのですが、私は、国家財政が非常に困難だといふことはよくわかるわけですが、そういうやうな中でいろいろの面に苦勞をしなければならぬといふことはわかるので、先ほど言いました第一条の目的に沿つて、戦後における農民の暮らしを引き上げて、他産業との所得の格差を解消していく、その所得を向上しなれば、日本の農業は滅亡してしまふんだといふやうな、そういう一つの転機期にあつたといふことが、農業基

本法の骨格的な農村の近代化のための資金の融資という道を開いたその財源の措置は、一般会計の中からその年度ごとに支出されるというあり方よりは、資金制度を設けて、その中から安定的に出す中ではなるべく長期的であるべきであらうと思つておつたわけです。そういうことを考へていきました、なおこういう資金制度というものが非常に必要であらう、こういうやうに考へるわけがございませぬ。その意味で農林省としても設置については考へたんだらうと思つてますが、残念ながら、何か国家財政の中でという理由で、少折衝の過程で弱腰ではないかといふやうな感じがするわけでありませぬ。他にもいろいろの面で基金制度はあるだらうと思つておつた。そういうものが全般的なものであるのではなく、特に近代化資金にそういうやうなことがあつたといふことになりませぬ、なお一そりやうな農民の皆さん方、政府の施策に對してよい結果を待つてゐる農民の立場からい

ば、何ともこれは納得しがたいものが残るわけでありませぬ。たゞいまの国家財政の状態の中の暫定措置だといふことば、わかりませぬが、たゞ、何か国家財政が苦しくなつてきたから、こうするのはいふまでもないといふだけのことで、わづか五年の間に、あれほど張り込んで、農業近代化資金創設といふやうなことで、だいたふ農民はこれに期待をし、乗りかかつたわけだらうと思つて、それが制度的に改善されてしまふといふ制度改正に對する態度といふものについては、やはり慎重な態度をもつて臨むことが必要ではないかといふやうに思つておつた。もちろん、大臣が軽率な考へでそんなことをしたのではないことは承知の上でございませぬ。やむを得ると、こういう法案を出すことによつて、せつかく期待した制度が雲散霧消してしまふやうな傾向もないわけはないのでございませぬ。その意味では、こうした制度をとることによつて、そういう不安の起らないやうなことを望むし、さらに、そういう安定した資金の設置の上になつて、農業近代化による農民の救済といふやうなことをなるべく早い機会に回復されんことを要望したいといふやうに思つておつた。

第二点に、それに関連してございませぬが、私は、近代化資金の法律案といふものを論議する場合には、大蔵関係の中で論議されてくるのは、取りくずしといふやうな問題の中から出てくると思つておつた。近代化資金創設以来もう五年たつておつたわけですが、この五年間に、農業をめぐると客観的な情勢は非常に大きく変わつておつたと思つておつた。その中で、農業近代化資金といふものが何か兼業化促進の資金みたいなやつたり、ハンドトラクターを買つたための資金であるといふやうな考へが出たり、しかも、あとで御質問申し上げたいのですが、最近では、この制度に對する延滞といふ問題が起つておつたやうな姿もあると思つておつた、農業近代化資金をめぐるとするやうな問題に對して、近代化資金の性格や、近代化資

金に對して、近代化資金の性格や、近代化資金

金に對して、近代化資金の性格や、近代化資金

金に對して、近代化資金の性格や、近代化資金

金に對して、近代化資金の性格や、近代化資金

金の効果や、農協金融に依存している農協金融との実施上における新たな密着度や、あるいはその農業近代化資金の持つている限界と、五年間の実施の実績の上で、農業近代化資金をこの各変態に対応しながら前進させるのだというふうな、そういう法律案の提案がなされるべきではないかというふうに思われるわけであり、それが、農業近代化資金に対してあれほどの期待を持った農民に、こたえる一つのあり方ではないかと思うのですが、取りかかるといふような姿でばかりこれを扱われておたつたのでは困る。農業近代化資金という新たな制度金融方式をとって、農民の資金は農民に返さう、これをひとつ制度的な中で運用して、いこうではないか、こいうあり方について、五年間に、いろいろ内容的にその変化に対応しながら内包する問題がたかさんあつたと思ひます。そいうことについて再検討をして、この近代化資金の改正案を提案するといふような姿が望ましかったと思ひますが、これらの点について、農業近代化資金に対する農林省の見解をお聞きしたいといふように思ひます。

○森本政府委員 御指摘のように、農業近代化資金は昭和三十六年にできまして、創設以来四、五年を経過しております。また、その実績、あるいは果たした機能なり役割り、そいうようなことにつきまして、いろいろな角度から評価がなされ、検討がなされつづつあるわけでございますが、一口に言いますと、われわれとしましては、近代化資金の従来目的としておりましたこと、つまり、農業者の資本整備を充実する、また他方、系統金融機関の農業への融資を促進するといったような観点から見まして、農協系統機関が、最近、従来よりも長期資金に対して貸し出しをかなり促進をいたしております。そいう傾向に対しては、農業近代化資金が果たした役割りについては、ある程度高く評価してしかるべきではないか、こいうふうな思ひをおるわけでございます。ただ、他面、四、五年を経過しまして、その間制度をやつてまいりました経験あるいは実績に

徴しまして、この際さらに制度の充実をはかるといふ観点から、数点について改正を要する点があるといふふうな考へまして、四十一年度予算あるいは法律案といたしまして御審議を願ひ予定でございますが、あるいは資金ワクの拡大、また、新しい資金需要に対する融資対象の拡大、あるいは農協の貸し出し体制、また、農家の信用力の補完といったような観点から、従来の信用保証制度に對してある程度抜本的な改正を加える、こいうふうな数点の改正案を、先ほど申し上げましたように、予算あるいは法律案として四十一年度御審議をわすらわしたい、こいうふうな考へております。

○野口委員 大蔵委員会で農林関係の問題を質問するのは、こいう取りかかすしなどないよくな、農林省の近代化資金に対する熱意がほしいと思ひます。だいたい御質問申し上げるわけでございますが、いま、だいたい御質問申し上げるわけでございますが、おつしやいますが、従来までの実績を見ますと、大体農業近代化資金の融資対象の施設として、建物、構造物、農機具等の個人施設に対しては大休八〇%から九〇%貸し出されておられ、土地等に結びついている施設についてはわずか一%内外、融資対象部門を考へますと、一般農業関係には六三%程度の割合であつて、畜産部門などについては、三十六年には四三%もありましたが、三十九年度には二五%と、これは減少している。果樹関係においては六%から七%程度の近代化資金の融資状況であるようであり、借り入れの主体を見ますと、個人農業者に貸し付けたものが全体の九六%、協業関係においては四%から六%くらい借り入れ付けてない。その借り入れの規模を見ますと、大体二十万円前後の借り入れだといふことになる。融資期間も、だいたい長いとおつしやいました。据置き期間一年、二年から、償還期間が六年、七年といふのが、大体償還の範囲であらうと思ひます。農家は、大体零細規模の中農がその中心となつておられる。こいういふ意味

での資本整備の高度化と、農業の近代化といふような意味からいへば、非常にあいまいではないだろうか。農家の個人施設を対象として貸し付け、その対象が零細規模農家の大休中期的な融資資金みたいな形になつておられるのではないだろうか。こいういふ形で利子補給を行ない、制度金融にした近代化資金といふものの政策的な意図といふものが、五年の間に非常にはつきりなくなつておられるのではないだろうか。近代化資金が、第一の目的に沿つて、農村の近代化といふことを考へていくといふ姿の中でこいういふ実績を見ますと、こいう近代化資金の性格や政策的な意図に對して、何か中期的な資金としてただ貸し出しをしておつたといふだけの話で、この近代化資金を通じてなさねばならぬものといふものは、これはどうも實際に上つていないように思ひます。この政策的な意図に對する明確な確立のないままに行なわれる近代化資金の中から、この辺で再検討しなければならぬ大きな問題が、運営上やその資金の運用上において、いま非常な混乱を起こしつつあるといふように私は見ざるを得ないわけでは、近代化資金が、農家の個人的な、零細な、いわば兼業化資金として使われているとか、ハンドトラクターのための資金であるといふようなこいう姿の中で近代化資金が扱われることについては、その政策の一貫した意図といふものが疑われるわけでございますが、この辺について、ひとつ御見解を承りたい。

○森本政府委員 農業の近代化をやりますためには、御指摘のように、各種の事業なり仕事があると考えます。あるいは、いわゆる基盤整備といふような事業もやらなければなりません。あるいは、いわゆる構造改善事業といふような形でも推進をしなければならぬ。また、個人個人が自己の施設あるいは機械、家畜を導入するといったような仕事もあわせてやらなければならぬ。こいういふ関係になつておられます。制度金融上の観点から見まして、主として前者の基盤整備であり、主として後者の経営構造改

して農林漁業金融公庫が分担をしております。そいう方面でかなり低利長期の融資が行なわれておる。金融上の交通整理といたしましては、近代化資金は、主として個人個人の施設に對して貸し出しをする、こいう整理になつております。したがうして、前者の資金に對しましてどうしても貸し出しの件数が多い、しかし、一件当たりの金額はやや少ない、こいうふうなこつこつにならざるを得ないわけでは、こいういふ制度金融上の分担といふことが、組み合わせといふことが、こいういふ観点からいいますと、ある程度制度本来の性格ではなかるかといふふうな思ひをおつております。ただ、御指摘がございましたように、単にハンドトラクターの購入によつて、兼業化を促進しておるといふたような評価も、一部にはないわけではございません。しかし、これは、制度本来の目的といふよりは、その利用の結果といふふうなことでは、こいういふ思ひをおつておられます。こいう近代化資金が農業の近代化のために積極的に役立つといふふうな方向には今後指導を強化していきたい、こいうふうな思ひをおつております。

○野口委員 農業基盤整備、構造改善事業、そいうものが主であつて、近代化資金が若干そのあとに位置しておるようなお答へで、現状のままでは、こいうことであるようなお答へでございますが、農業近代化資金の持つている法的目的といふものは、いわばそいうものと前後して、どつちが主、どつちがあとといふ問題ではなくして、農民の生活全体を引き上げようといふ一つの方策だとしますと、農業近代化といふものための一つのプログラムといふものがあつて、そのプログラムの上に乗つて、五年たつてみたら農村がここのように近代化してきた、こいうことのためにそれだけの資金が配分され、農村に大きなしあわせを与えておるといふ結果になると思ひます。ただ、いまのお話でいふと、何か、近代化資金といふものは、その任務において若干他のものよりも劣つておるのか、こいうお答へがあるわけでは、こいう思ひをおつても、農業基本法に於いては、農村の零

す。

○野口委員 このパーセントが下がってきて、百億もの金が余っている、近代化資金の融資ワークが消化されないという消化率の低下の問題は、私は幾多の要因があると思っております。これは一々あげていけばたいへんだと思いますが、若干その中の問題点をあげたいと思えますが、四十一年度からやっていますというように農林省のお話のようですけれども、それは、やっていると口だけのお話ではなくて、解決のしないような奥深い問題を内包しながら、農業近代化資金をめぐって、これが生きるか死ぬかというような問題についての多くの問題があるわけで、これは、やはり私が先ほど指摘したように、農業近代化資金によって行なわれていく農村の近代化というものに対する農林省の近代化への政策、プログラムというものが、この資金実施の五年間、まことに手抜かりの点があったというように考えるわけでございす。こういう点で、逐次一つ一つその問題点を指摘しながら私は質問をしていきたいわけでございます。

一つは、農協金融の問題でございますけれども、いまのんだんだ下がってくる中で、農協が融資するの不安があつて、いわば農民にそれを貸し付けることが不安だというよりな結果を来まして、貸し付けを断わつていっているというよりな現状もこの中には含まれていっているというよりなお話があつたと私は思ふのですけれども、実際のところ、農協関係の信連、中金などに行きますと、現在の段階では資金が大ぶついているという傾向になつておる。大体、農協の信用事業というものは五百四十億圓くらいの黒字を持つておるようでございますが、他の事業の赤字のために、全体黒字は百五十億圓くらいにおさまつていられるようであります。この信用事業の五百四十億圓の黒字を出している中金あるいは信連のあり方が、現在における金利引き下げ——不況というよりな状況の中で、不況打開のためにとられていく金利引き下げの中で、

この資金の融資先が逆さや的な傾向をもつて、いま農協やこの中金、信連等においてこうした信用事業の拡大方向に不安を与えていて、ことしの秋あたりからは、農協自体の信用事業にささえられてきたものが、他の事業の赤字によつて、また再び赤字に転落するのではないかとというよりな状態の中で、この農協資金というものは系統機関の中ではまことに大ぶついているところもあるわけでございます。この大ぶついているところも、政府の援助によるところの近代化資金というもので、農民就業向上のための助成措置が、さらに金利の問題を機関の中で十分考えられて、系統機関というものに対しての赤字から救い上げられなければならぬ。かつて農協がそのような状態を再建をしたわけでございますが、再びいまの農協の段階は、信用事業にささえられた黒字のみある限り、農協自体のあり方が、信連、中金を通じてまことに危険な状態に立ち至ると思ふのです。だいた農林関係ばかりなので、大蔵大臣に伺います。

大蔵大臣の所管する金融財政という問題の中で、一体この系統金融機関に対するこうした不安な状態や、それと近代化資金と結びつけて農民の資金を農民に返していこうというよりな施策の中の金融の見解というよりなものがあつて、これはないかと思ふのでございますが、これについて、ひとつ御所見を承つておきたい。

○福田(社)国務大臣 私は、かつて農林大臣をしておりました。そのとき、いろいろ金融問題を考へてみたのですが、そういう際に考えられますことは、どうも末端というか、農協段階の預金のコストが高い。したがつて、その貸し出しも利率が自然に高くなる、こういうことで、系統資金が系統内において消化されるという上に非常な支障があることが、私どもの頭痛の種だつたわけでございます。それには、何としても、一般的な考え方としましては、やはり末端農協段階の近代化というか、合理化というか、こういう問題ですね。そういう角度の問題がいろいろむずかしい問題であ

りますが、今日なお追及されていかなければならぬ問題である、こういうふうな考へるわけですね。それで、その農協が預かる預金利率のほんとのコストは一体どのくらいが適切であるのか、どのくらいあれば農協へ金が集まるのか、その辺につきましても私は問題があると思ふ。大体、表面的な利息のほかに、なお追加的にいろいろな奨励策も講ぜられておる、こういうよりな点も、またコストを高めるゆゑになつておる。そこに一つの問題がある、その辺を詰めていかなければならぬという問題と、もう一つは、いま三段階制というふうになつておるわけですね。これを二段階制にするかどうか、これはずいぶん長い間の議論であります、その問題もあると思ふ。そういうよりないろいろなむずかしい問題を内蔵しながら、しかも急がなければならぬ問題は、近代化資金が出ていかなければなりません。つまり、系統金融がそのワーク内において消化される方法を講じなければならぬということ、この資金の設置という事になつた。つまり、財政資金を補給して、貸し出しの金利を下げていこう、それによつて系統資金が農村に還元されるようになるべくやりたいということ、こういう資金の設置になつたわけなんです、根本問題として、いま私が申し上げましたような問題がありますので、今後とも皆さまの御協力も得まして、この問題はそういう方向をもう少し詰めていく必要があるのではないかと、そういう所感を持つておるわけでございます。

○野口委員 大蔵大臣は所用があるそうですが、大蔵関係だけ言いますが、いま金利の問題等も出ましたけれども、そういう手当ての中で、近代化資金を通じて農民の資金は農民に返さる、農協自体もその中で活発化していこうというところの中で、やはり金利の問題と期間の問題が残ると思つておる。この期間は十五年ということになりますけれども、実質的には、先ほど申し上げましたように、大体六、七年、据え置きが一年、二年、農業を近代化して、その近代化した収益性の

中から元本の返済をしていこうという形をとつていくべき、いわば一般的な金融の中で、都市銀行や市中銀行の銀行金融の考え方の中で農村の金融というものを安易に考へて、それで十分に近代化ができた、それで農村がすぐに救われたりするよふなことは、農村の特殊な条件の中で私は不可能だと思ふのです。ですから、農協資金が系統外資金に流れて、実質、農民のところに行く資金というものは全く限られたものになつていす。こういう現状を、系統外資金にたよつて、その利子によつて農協が黒字になつていすことではなくて、近代化された農民の所得の収益が上がつた中から、その投げ与えられた一つの資金というものはね返つてくるといふ姿において、近代化資金というものはほんとうの価値が生まれてくるだろう、こう思ふので、その意味で言いますと、あまりにも金融メカニズム的な姿の中で一律に農村に金をおろして、これを一年、二年の据え置きをやつて、六、七年で返してもらおうという、そういうよりなあり方では、ほんとうの意味の農村の近代化はできないのです、そんな意味では、期間の問題が一つあるだろうと思ふ。金利も、基準貸し付け金利水準でございますが、これが六分五厘、今度五厘引き下げということでございますが、ここにも問題はあつたようにございすけれども、一体、六分五厘ないし七分五厘でいまの農民に貸し付けるといふことが、農民の農家経営の中における近代化の意味というものをどのようにならされておるのかというところが疑問にならざるを得ないわけですね。この利子をつけてこの金を借りて、これを返済できる農家というものは、ごく限られた一部の優秀農家であつて、返せないものはもう返せないというよりなところで、借りたい人が五〇％もあるのではないかと、あるところの調査では出ていすようでありす。そういうことを考へますと、農民の経営のための金利、農民の経営を近代化するための期間ということになりますと、金利や期間の問題は、大体三分五厘というものがあつておるようですから、その三分五厘

程度、期間は三十年というよりな、こういう長期的な姿の中で、そして、農協の利子補給的な性格を強めた中で、いわば農民系統資金というものを擁護しながら、農村の近代化というものが、農民自身の手で行なわれていくような方向に、これを財政措置として考えていくようなことが非常に望ましいと思ふのですけれども、その点のところがひとつお聞きしたいと思ふのです。

○福田(社)国務大臣 農村に対する考え方は、ひとり利子補給だけの問題からでなくて、総合的に考えなければならぬ。農林省の予算というものは、これはあげて農村の生産性の向上——米の食糧関係の問題はありますが、それをとれば、ほとんど農村の生産性を向上しよう、それを是正しよう、こういう意味の予算なんです。いろいろな角度から農村は援助をしておるわけでありまして、農村というものが、今日、鉱工業と肩を並べて発展していくというためには、助成政策をとらなければならぬ。それが非常に直接的な、あるいは所得補償的な形になったのでは、これはいかぬと思ふ。やはり、農村の自主的な努力というものを刺激していくという形の助成でなければならぬ、こういうふうな考えのわけです。ですから、これはいま何分の金利がいいのかというお話でございますが、金利だけの問題でなくて、総合的に農家をあらゆる角度から助成していく、その助成のしかたが、農村の生産性を農村の自主的な意欲でどういふふうにするか、こういう角度から総合的に考えるべき問題だと思ふのです。ただ単に金利だけの問題から考えても、これは実るはずはない。何か人の援助に寄るかかるといふ風潮を生ぜしめるおそれがある施策というものはいい。やはり自立、それを目に見えない形で助成するといふ形こそが、私は、農村対策として一番いいのだ、こういうふうな考えです。

○野口委員 農民の自立心によって立ち直つてこい、こういうことは、たいへんなあれだと思ふのです。ただし、農業近代化資金をつくつた法の精神というものは、実は、金を貸し付けて利子

を取れるような農民でないといふことの中から出発しているのではないかと思ふのです。従来まで補助金制度が非常にとられてきましたが、この補助金政策について、一つ一つはがれてしまいましたが、そういう政策を必要としなくなつたからには、それ以外の政策は、国の財政的な要因によつて補助金政策は必ずしもなくなつていって、いわゆる融資政策といふものに変つてきた中で、今回利子補給といふ助成措置が生まれてきたわけでは、その意味では、自立的にいかなさういふ言われたい農林の現実が、いろいろな総合政策の中で行なわれているものが、いわば融資政策というよりなことで、金融機関ベースにおいて農協が個人の貸し付けをする。元金も返さないで、利子だけを返して、毎年毎年こげつきになつてい

るというよりな状態が過去においてあつたものが、信用事業の膨張の中から農協が黒字経営になつてきて、その温存していったよりな傾向も多分にあると思ふのです。そういう意味の中で、いわば金融ベースに乗る以前の農民といふものがあるといふことを想定して、その農民に農林の資本を使つて、そこには社会保障的な意味もある、保険的な性格もある、そして進めていこうといふよりな形のもの、農業近代化資金であつたといふことは、農業近代化資金といふものがあるといふ期間といふものは、この農村の

実態の上でその法の精神を生かすために再検討を要するものだと思ふのです、大蔵大臣はいま自立だけを望むよりなことは、この前お聞きしたときも、あなたの減税措置といふものは、農民からいへば七・二%きりない。福田さんの恩恵に浴する者は全農家の七・二%くらいきりない。あとは三千六百億円の減税措置といふものに何らの恩恵といふものがない。そういう所得状態だから、これが国税も納められるよりな所得に引き上げていこうという措置として農業近代化資金があつたといふことは、これは、だとする

うしても私には考えられるのですけれども、もう一度御意見を承りたい。

○福田(社)国務大臣 つまり、おつ放しておくといいのじゃないのです。私は農業保護政策論者なんです。しかし、その保護といふことが、何かこ

○野口委員 そういふ自主的な、依存をしないでやつていくといふお気持ちがよくわかりますけれども、ただ、それ以前の実態の中で、農民が出か

億円の赤字である、四十一年度は二千億円の赤字だといふよりな地方財政の困窮の中で、この近代化資金の前途に非常に暗い影を残しているのではないだろうか。この問題について、長野県の県費の負担分でございますが、負担の状況、この状態を見ますと、県自体の赤字が十一億円もあるうちに、この近代化資金のための赤字が一億二千六百万円もでき上がつてい

○福田(社)国務大臣 そういふ農業の施策などを含めまして、地方の負担もふえまするものですから、国におきましてはその地方財政のしり全体を見よう、

で、ただいま御指摘の問題なんかも消化されてい

くのですが、つまり、農業近代化資金助成による負担を、地方の財政需要として見るということなんです。そして、交付税の配分においてこれを解消していく、その交付税の財源は国から補助をする、こういうことですね。ですから、大体これは、全部というわけにはなかなかいかぬと思いますが、大部分はそういうルートを通じまして繰り込まれていく、解消されていく、こういうふうにご考えておるわけでありませう。

○野口委員 国の財政は公債発行等によって何とかまかなっていきけるという問題であろうと思いますが、地方財政においては、そういう点について非常に苦しい負担の重さの中で赤字をかかえて苦しんでおる声があちらこちらで聞かれるわけでございます。いまお話をいたしますと、この近代化資金に限っていえば、近代化資金の負担分というのは地方交付税の中でまかなって行けるので、それによって生まれる赤字というふうなことで近代化資金の前途に暗い影を残すようなことはないというふうな御返事でございますが、これは地方交付税の中に見込まれて、そしてその地方交付税額の赤字分を出さないような措置がとられている、こういうことでございませうか。

○福田(赴)国務大臣 大体において解消できるような措置がとってある、こういうことです。全部が全部というわけにまいっておりませんと、全部とを申し上げたわけでありませう。

○野口委員 まあ、大部分とは言わないけれども、一部という意味は、全体の交付税の中でそれがまかなえるという意味だと思いますが、赤字はあにこれだけではございませんで、近代化資金というものの将来に対して、特に国がもう一段と考える施策がなければ、この近代化資金の運用にあたっての地方段階の自主的なあり方というものが、これは国の政策に従って、先ほどから申しますように、上乗せなども六県くらいではもういぶん行なわれておって、その率においても三分五厘を実現しているようなところもあるわけでございますから、そういう意味では、県独自の負担

分を出しておる県もあつて、国と折半の割合が赤字負担の中の重荷になるというふうなことになるかと、これは地方に対して、国としては非常に大きな負担を与えたことになりませうが、そういう点については十分検討を願つて、御考慮のほどをお願いしたいというふうに思つてございませう。

農林省のほうにももう少しお聞きしたいのでございますが、先ほどからお聞きしました、いわば近代化資金というふうなものについての五年間の実績の上に立つて考えなければならぬ幾多の問題の中で、いま大蔵大臣と話し合つておることと重複するようなものもあるわけでございますが、大体、利子補給制度について考えても、債権者である農民の低収益性の補完という点のため、近代化資金の政策的金利として、金融面でもこれを考えていくという補完制度であるわけですが、ここでの貸し付け金利水準ですね。これは一体、農家経営に対してはどのような意味を持つていられると農林省ではお考えであらうか。その検討が十分なされてこの貸し付け金利水準というものが生まれてきたのかどうか。私の承知する範囲では、この貸し付け金利というものは、一般的な金融メカニズムの中で政策的便宜的にこれを決定したような傾向が強いと思つておるわけですが、いやくも近代化資金をもって近代化をし、その利子を補完して、資金に乏しい農民に豊かな資金を与えようとする近代化資金の性格からいへば、この貸し付け金利水準というものが十分検討をされなくてはならぬと思つておるわけですが、農林省としては、現行体制がいいとお考えですか、これでけっこうだと思つておるのか、お伺いします。

○森本政府委員 貸し付け金利の問題でございますが、先ほど言いましたように、近代化資金の制度といふものは、一つは、やはり系統金融機関の原資を使って利子補給をしておる、こういう性格になつてございませう。しかしながら、系統金融機関のコストでもつて貸しますと、農家の資金需

要に対して必ずしもマッチしない、もう少し低利で貸し出す必要があるということ、利子補給制度をいたしておるわけでありませう。ただ、系統の原資を使ひます関係から、利子を軽減いたしますにも、やはりそういう性格上一定の制約が実は出てくるわけでありませう。たとえば、預金の金利といったようなものとの関連も考慮しなければならぬ、こういうふうな点がございませう。そういうことを考慮しながら、貸し出し金利につきましても極力下げているということ、ここまできておるわけでありませう。四十一年度も御承知のとおりでございますが、末端の金利につきましても五厘程度引き下げておるといふふうなことで、まずまずこの程度のことではやつていけるのではないかと、いふふうに考えておられます。

○野口委員 私は、これもいろいろお答えきりなさらぬのだと思つてすけれども、農業近代化をしなければならぬというこの命題というものは、農林省あたりで考えてもらうものとしては、せめて低利な、長期的なという意味、これは、農家の戸別を対象にしてやるような場合は、その農民が一体そういう資金を借り受けて収益を上げることができていけるのかどうか、いわば近代化して、農民の生活をよくしていく、こういう考え方を、農林省が、農家の近代化を要請し、推進して行くような方向で返答されるという状態がなければならぬと思つておるわけですが、県の実情の中でいいますと、近代化資金があるという中で、この近代化の波に乗つて大じかけな近代化に乗り出した農家の、現在その償還期にあつて延滞をしているものの相当数がそういうものになつておるわけですね。少額の金を、つまり兼業農家の方が牛一頭飼ふという中で、一つ一つ積み上げておるようなあり方の中では、これはそれほどのことがないの、ございませうけれども、いわば近代化をするというところの中で大じかけに乗り出したところが、そういう点では、延滞というふうな姿のものが出て

いるわけであるし、あるいは専業農家の皆さん方

も、そういう中で近代化資金に対して、借りても返せない、借金をすることは、やがては自分がつぶれてしまふことなんだというふうな、そういう姿の中で資金を借りようとするときには、親類じゅう集まつて相談をして金を借りるといふような現状の中にあるわけですから、そういう農民の大多数の階層というものを対象として貸付場合の金利水準というものがすでに三分五厘というふうな姿もあるとすれば、これはもっと引き下げて考えられなければならぬというふうに私は思つておる。現行体制の中で、全般的な農政の推進の中でこれだけきりないとなれば、農民の近代化資金に対する期待というものは現状においては全く薄くなりつつあるということが、先ほどの融資の消化率の中でも明らかであらうというふうに思つてございませうが、新しい近代化資金のあり方の中で検討をなさる一つの素材として、この問題もやはり重要ではないかと、いふふうに思つてございませう。なお、六分に今度引き下げるといふこと、これは、この五厘の引き下げは、実は、国では何にも影響はないということになつておるわけでありませう。いわば基準金利を、従来まで農協単位で九・五%、信連で八・五%であつたこの利率を九分と八分に五厘ずつ下げたというこの意味は、九分五厘という基準金利の中で、農協の資金コスト、金利コストの中でこれがはたして妥当性があるとして決定されたのかどうか。さらにそれから五厘引き下げて九分にするというところが、いまの農協の実際の運営の上において、この基準金利というものははたして妥当性があるのかどうか。他の個人貸し付け、あるいはその他のコストの中では農協自体はこれよりも高い利率でやつておるわけでありませう。制度金融として農協に縛りつけていった基準金利というものが、農協自体の運営の中で妥当性があるかどうかについて、一つの問題提起がなされると思つてございませう。これは、いかがでございますか。なお、こうした基準金利制度によつて、全国一律的であるということにおいて、地域的な特殊性というものが非常にそこなわ

れていくとも思われるわけでありませう。利子補給制度を実施するための基準金利制度、なお、農家負担を軽減するためにこの基準金利を引き下げるというふうなあり方が、現在の近代化資金の運営の中で妥当性があるかどうか、その辺のところを承りたいと思つておられます。

○森本政府委員 農協の基準金利の問題でございますが、基準金利は、従来は九分五厘ということですが、当時におきますところの農協の実勢貸し出しの利回りというものを基準にして決定をいたしておりました。その後、農林省として毎年農協のその実勢の利回りを調査をいたしておりました。その調査の結果によりまして、最近では、ほぼ全国平均をいまして九分程度に実勢が低下してきておる、こういうふうな結果が出ましたので、その調査の結果に基づきまして、現在の九分五厘から九分に引き下げるということが適当な処置ではないか、こういうふうな思つておられるわけでありませう。

○野口委員 だいぶ時間もたちましたが、近代化資金を五年間実施をしてきて、いまになって、いわばその利用状況が下落してきて、まだこの近代化資金の取り扱ひをやつていない組合が存在したり、こういう状態の中で五年目を迎えた近代化資金については、農林省としては、やはりもう少し本格的にメスを入れて、近代化資金の本質というものを、農民の期待しているものにこたえるような方向に持つていくべきではないかと思つておられます。政務次官はきょう御臨席になつておられますが、局長さんから答弁される、どうもこれはこちらで議論にもならぬわけなんです。次官は大団の代理だから、私の申し上げていることが、話がへたですから御理解しにくいかもしれないが、農業近代化資金というものを、あの目的に従つて創設をして、まだ協同組合の中で実施しない組合もある、だんだん貸し付け額が下がつてきて、こういう現状の中で、農業近代化資金が持っている内部的な諸般の問題というものを検討をし、農民に対する資金供給をふんだんにしてい

んだというふうな国の助成措置というものは、これは考えられるべきであらうと思つておられますが、予算折衝の中では、取りくずしには反対はしたけれども、まあ、国の財政に協力してしまつた。それどもやむを得ないでしようけれども、しかし、農林省の姿勢としては、せつかく農民の期待をになつて、戦後農政の基幹ともいふべき近代化資金を創設をし、新しい系統金融機関の利用というふうなものをその助成の中からやつていく、こういう姿で生まれたものが、現在のところだんだん低下状態にあるというところを見られると思つておられます。

なお、近代化資金の償還時期は大体七年から六年でございますから、だんだんその時期にきていくわけでございます。この償還時期が近づいていくに従つて、延滞という問題が起つてくるわけでございます。これは一体どのくらいにいつていかということ、私の調べたものでいいますと、その延滞の額というものは統計的にはなかなか把握されてないようでございます。その報告がない、農協の中でこれを隠しておく、こういうふうな実態の中で、いわばふるさとの、人間がほんとうにお互いに助け合つていくようなあの農協の中で出てこないものがあると思つておられます。大体これを推量してみると、償還予定額の約六、七割は延滞していることになっておる、これは延滞が普通、金融機関では六、七割、一割の延滞が出るというふうなことは重大問題であらうと思つておられます。この一割も、平均でございますから、ある県によつては二割近くこの延滞の状態が出るようなことにもなつていくわけでありませう。その中から、期限の延長の問題や旧債借りが、そういうふうな問題が、これらの近代化資金を利用した農民から、五年にしては数多く出つたわけでございます。こういうふうな問題の前に立つて、農民の所得を向上して農村を近代化し、豊かな生活をつくり上げようというあの基本法をつくつた当時の近代化資金の政府の宣伝や、与党の皆さん方のあのときのもの、い

いろやつておるんだということはおつちやつてはいますけれども、近代化資金というものは一つからいへば、まことにこれは成績が下がつておるよう思つておられます。この延滞の問題についての資料に、これに対する考え方とをひとつ述べていただきたいと思つておられます。

○飯谷政府委員 近代化資金についていろいろ御意見がありました。資金の創設の趣旨については、野口さんの考え方とわれわれも全く同感であります。ただ、近代化資金が最近需要が伸び悩みをしております。低下をしておるというふうな状態にありませう。御指摘のとおりでございます。その理由につきましては、先ほど局長から御答弁を申し上げたのでありますが、やはりこれは、県負担の問題とか、あるいは農協の貸し出し能力の問題とか、そういうこともいろいろ事情はありますけれども、やはり一番大きな問題は、信用保証機能の問題、こういうことが大きく影響をしております。これは、あるいはまた、金利の問題も大きく影響をしております。これは、金利の低いに考へます。したがつて、保証機能もひとつ充実をしようというので、御審議を願うことに相なつておられます。さらに、利子等の引き上げ、あるいは償還期限の延長等についても御審議をわすらわさんとしておるわけでありませう。そういう面について、近代化資金の問題は今後さらに努力を進めていかなければならぬと思つておられます。これが系統資金の活用ということでありませう。そういう面から、やはり農協自体の今日の問題も基本的には十分検討していかなければならぬ、そういうものと相まつて、将来はさらに近代化資金の利率の引き下げ等にもできるだけ努力をいたしていかなければならぬ、かように私は思つておるのであります。

以上で延滞というものが大体二ないし四割程度現在あるわけでありませう、この程度のもは、中小企業あるいは中小漁業等の延滞関係と比較いたしますと大体同程度の率を呈しているのではないかと思つておられます。しかし、この問題については、まだ発足以来数年しかならないのにすでにこういう事態が生じたということは、私も十分に反省をしなければならぬと思つておられます。そういう意味において、近代化の問題あるいは資金の供給の問題にしても、今後さらに検討をいたしていかなければならぬし、もし近代化を続けていけたければならぬ、それでなおかつ延滞が出てくるようになれば、近代化の仕事そのものにもさらに検討を加える必要があれば、補完事業もやつていくべきじゃないか、こういう考え方を持つておるわけでありませう。いまのところ、延滞関係はただいま申し上げたとおりであります。

○野口委員 いま私が申し上げた数字とちよつと違つたわけですが、ですから、こちらではどういふ方法で御調査になつたかわかりませんが、その延滞の状況についての資料を、後刻印刷して出してもらえればけっこうだと思つておられます。だいじょうぶです。

○三池委員長 いいそうです。

○森本政府委員 後刻資料を提出することになります。先ほど政務次官が申し上げました数字は、全国の保証協会から調査をいたしましたものであります。したがつて、保証にかかつておるものについての延滞の状況、こういうふうな御承知をいただきたいと思つておられます。

○野口委員 だいぶ時間をとりましたので、最後に御要望申し上げて、終わりたいと思つておられますが、近代化資金が当面しては諸般の問題といたして、制度金融の持つておる基本的な欠陥が顕在化してきておる。ですから、近代化を進めるという一つの基本的な政策、アプローチを持つた中でその近代化への道筋を融資の中から立ててい

くのだという、そういう政策プログラムを、一つの法律の目的と、それを推進していく方法との中で明確な打ち出し方をしておくことが重要であろうし、その中でそうしたプログラムに従って近代化される農業というものは、決して、いわば金融というようなメカニズムの中で普通一般の姿と同じような形で扱っていくことはできない。農業というものの近代化を推進するところの一つの資金制度であるということ、そういう一つの段階の中で明確に考えていかなければ、近代化資金というものは、まったくその性格があいまいの中で、農協と国と県と市町村と、こういう入り乱れたものかかってなおの立場の中で責任は明確でなくなる、分担は乱れてくる。そういう中で、どこかの限界で、どのようにして近代化資金が真の意味で農村におろされるべきかをわれわれは考えなければならぬと思うが、そういう現状が近代化資金の中には内包されているというように思うわけでございます。この意味では、十分ひとつこれを御検討あつて、真に農業近代化の第一歩の目的が達成されるような近代化資金にひとつお進め願うことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○三池委員長 佐藤観次郎君。
○佐藤(観)委員 森本経済局長にお尋ねします。農業の近代化がなぜおくれたかという原因があると思うのですが、その点はどうの理由にお考えになつておられますか、お伺いいたします。

○森本政府委員 きわめて根本的な問題でございます。私、実は経済局長という立場から見ますと、お答えするのが適当かどうかというところを思ふのですが、何といたしまして、御案内のように、農業は自然的な条件あるいは経済的な条件あるいは地域的な条件、いろいろな点からいまして制約のもとに行なわれておる産業でございます。そういうことでございますので、近代化についての要請はきわめて強く、かつ急ぐわけでございますけれども、いま申しましたような基本的な条件がございまして、われわれもできるだけ近代化に努力はいたしておりますけれども、いろいろな条件の変化に対応できないといったような面も若干出てきております。そういうことも十分考慮をいたしまして、できるだけ農業の近代化について促進をしていきたい、そういうふうな思つております。

○佐藤(観)委員 ちょっと岩尾主計局長にお伺いしたいのですが、近代化資金ということ、いろいろ問題になっておるのですけれども、大蔵省は、この近代化資金のために、あなたが担当だと思つておられるのか、これは主計局としての考えをひとつ伺いたいと思つておられます。

○岩尾政府委員 私は、予算といたしましては農林の担当ではございませんが、一応お答えいたします。

ただいま局長からもお話をいたしましたように、近代化につきましては、その制度創設の意義から見まして、その意義のとおりに進んでいくかどうか、いろいろ問題があると思つておられます。金利の問題あるいは期間の問題あるいはそれに対します財源措置の問題、いろいろございまして、財政の状況等も見まして、できるだけ制度創設の趣旨に沿いますように、融資が確実に行なわれるように諸般の措置を講じていきたい、かように考えております。

○佐藤(観)委員 私たち農村におつて最近のいろいろな情勢を考えますと、農村はまことにあわれな状態を、三ちゃん農業といわれるように、極度に衰退をしております。そこで、農林省は、こういうような非常におくれをおつた農業に対して、いま近代化の問題についていろいろお話がありますけれども、ちょっと手をつけられないような状態になっておるのじゃないかと思つておられます。先ほど同僚の野口委員から金利の問題を盛んにやっておりますが、私たちが、そういう問題と同時にか、いまの三ちゃん農業がいつ改善されるのか、ということについて非常に心配しておられるのです。この点は農林省の森本さん、どういうように

お考えになつておられますか、伺いたいと思つておられます。

○森本政府委員 これも、実は私の所管ではないのでございまして、御案内のように、最近数年間の高度成長下にあります、労働力の流出が激しい、そういう関係から兼業農家がふえていく、御指摘がございましたように、三ちゃん農業といつたようなことも、都市近郊その他においてはある程度広範に見られる、そういう状況になってきております。それに対して、いろいろな対処の方法があると思つておられますが、そういう兼業農家自体をどういふふうにして生産力の向上に結びつけていくかといふような問題もございまして、あるいは、農業の後継者をどういふふうに確保していくかといふ問題もございまして、いろいろな角度からその対策を考えていかなければならぬ、非常に多面的な問題であると思つておられます。兼業農家等の問題にいたしますれば、あるいは協業を促進していくかといふようなことも一つの対策になりましようし、あるいは後継者を確保するということになれば、根本的には農業の生産性を上げる、所得をふやす、そういう農業が経済的にも非常に恵まれる、あるいは環境においても恵まれるといふようなことで、農業あるいは農村を近代化するといふことが基本的な必要なことだと思つておられます。なお、その他、後継者対策と、あるいは生産性の向上対策、各種の対策がそれにつながるというふうには思つておられますが、農林省としてもそういう観点から各般の施策を行なつておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 これが三ちゃん農業になる理由は、やはり農業、農民の収入が非常に低くなつておる、ということが現実だと思つておられます。私の選挙区は濃尾平野の中にあつて、昔から農業の非常に発達したところでありまして、このころ実際農村に行つてみると、農業に対して将来どうしようもない、という意欲はない。これは名古屋市という大都市の近接地点にあるという理由もありませんが、現実にはほとんど農業の改良とか、私も三河に

行くと、安城の農林学校というのがあるが、昔、山崎延吉という農聖といわれる人が指導したのでありますが、このころほとんどそういう農業についての明るい面がない。これはやはり昔のようには、農業が国の基本の産業であるというふうな、そういう考えから後退をしまして、少なくとも現在ではその収入の多いほうへいく、だから、私たちがこの大部分の農家は、ほとんどいまのおじいさん、おばあさんになつて、自分たちは一日千五百円ぐらいになる日雇い労働者として働くような、そういうことを現実に行つておるわけでございます。こういうことがある限りは、あなた方が農業近代化といふようなこと、いろいろなことを考えておられるようでありまして、これは非常に遠いのじゃないか。全く、現在の農村のあり方と現実の農業近代化といふのは、ただかけ声だけで実質が伴わないような、そういう傾向があるのではないかと思つておられますが、この点は、仮谷政務次官もおられますが、いま農政局長を呼んでおられますが、この点はどうのよう解釈しておられるか、また、どのような方向で現実の経済から見放された農家に対して農業近代化の道を進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○仮谷政府委員 佐藤先生の御質問は、ごもっともでありまして、たいへんむずかしい問題であり、農林行政の当面する大きな課題ではないかと思つておられます。先ほど、いわゆる三ちゃん農業のお話もあつたわけでありまして、これも当面する一つの大きな問題でありまして、率直に言つて、いますぐそれをあとへ引き戻して、完全に後継者をつくつていくといふ、そのものずばりのきめ手というものはないわけでありまして、しかし、われわれは最大の努力を払つて進めておるわけであつて、先ほど局長から話しましたように、いわゆる後継者対策としては、後継者資金あるいは生活改善資金あるいは経営伝習農場等を設けて後継者の育成につとめていく、あるいはまた、今度国会に提出しております中央青年研修所を設けまして、農村指導者を育成していくといふような問

題、さらに、農村の環境整備を行なっていくという問題、こういうのもろもろの問題を取り上げて、そして、それらを一貫して農村を魅力のあるものにし、後継者をとどめらしめようという考え方を保持して臨んでおります。それで、私は、後継者が全くない、非常に暗いという言い方、見方もありますけれども、また、一面を見ますと、せんだつて実は全国の農村青少年会議というものをやっただけであります、全国から四、五百人ぐらいの若い青年が集まってまいりました。技術の問題その他経営問題について、きわめて熱心な研究発表を行なわれ、農村に対して非常な情熱を燃やしておるといふ面も見まして、必ずしも暗い面ばかりではないじゃないか、そういう人に続く人がまだまだ農村にたくさんあるんじゃないか、問題は、そういう農村にとどまらざるやうな情熱のある青年に対して、いかに国がこたえていくかという施策の問題である、私はそういうふうに考えます。そういう意味において、いまだ少く農村の後継者対策についての政府自体の柱を立てなければならぬ、そういう考え、そういうものの一環が今回の一つの政策として予算に計上され、御審議をわすらわしてはならないのであります。

それからまた、耕地の長期計画を立てまして、いわゆる十年計画のもとに、耕地整理、圃場整理を行なっていくという問題、あるいはその他、先ほど申し上げました後継者の問題とか、近代化政策の問題、構造改善等も徐々に進めておるわけであつて、もちろん、一挙に御期待に沿えるようなものではないと思ひますけれども、私は、構造の改善自体も前進をしておるといふことを、確信をもつて申し上げることができると思ひます。ありまして、そういうふうな面であつたわけはひとつ最善の努力を払つて、いわゆる農業基本法に基づいて農村建設につとめてまいりたい、こういう考え方で努力をいたしておるわけでありませぬ。

○佐藤(勲)委員 飯谷さんから政府の明るみに出るような方策のことを聞きましていただいても、私たちは、いまの農村で青年が希望を持って農業をや

らうというふうな風潮は全然ないと思ひます。そこで、何がそういうふうな原因となつたかといへば、やはり農業の収入が非常に少ないということ、それから、つくつたものが、おそろく非常にたくさん増産されれば非常に暴落するといふことに、価格政策がいまの制度の中にはないといふことだと思ひます。だから、キャベツが非常に暴落するといふことでは、これは結局、多くつくれば非常に暴落するといふことでは、私は、私たちが学生の昭和二、三年ごろに、農林省が推奨したことをまじめにやると、たとえば豚を飼ふといふことになると、その翌年豚はうんと余つて、暴落する、だから、農林省の言うことと反対のことをやればよいといふやうな、そういう農業恐慌の時代があつたことを記憶しております。そこで、現在私たちが一番心配しておるのは、この農業の中で一番大事なこと、最低の値段で買つてという方策を講じなければ、最近鶏卵がちょっと値が上がりまして農村は幾分か息を吐いておりました、またきよあたり、新聞を見ますとだいぶ下がつてきたから、鶏卵のやうなもの、あるいは牛肉とか豚肉といふやうな、共通に農家のやつておるもの収入に対して、やはり一定の保証がなければならぬ、経済局の係かどうか知りませんが、一体農産物の価格政策についてどういふ考え方を持っておられるのか、これもひとつ伺ひたいと思ひます。

まして最低価格を支持するといふ制度もできておりますし、あるいは、甘味資源対策の面からいって、砂糖の価格安定等に関する法律といつたやうなものを御審議を願つて糖価を決定いたしておる次第でありますし、その他もろもろの、たとえば、たゞいまお話のありました野菜等の問題にいたしましても、野菜の生産地の指定をいたしまして、生産、出荷の近代化をはかると同時に、価格の暴騰暴落を防ぐために民間と協力して団体協力でありますけれども、野菜の基金制度も設ける、こういうたうな制度をつくりまして、最低の価格支持をいたしまして、いわゆる価格暴落に基づいて農村経済の打撃を防いでいこうといふこととしまして、不十分な点がありますが、そういう面をさらに今後充実して御期待に沿ふやうにしたいと思ひます。

○佐藤(勲)委員 農業は広範にわたつておりますし、多岐多様でありますから、なかなかむずかしいと思ひますが、私どものほうの名古屋の郊外に麒麟麦酒の工場ができました。ビールは、御承知のように、ビール麦が必要なのはもちろんであります、地形上、そういうやうな農場がたくさんあるにもかかわらず、このごろ全く麦をつくらぬ、御承知のように、二毛作をやらないやうな情勢が全国的に――東北や北海道は無理でありますけれども、中部以西には二毛作はほとんど十分できると思ひます。ところが価格が合わない、ほとんど二毛作をやらないやうな状態になつておられます。これは、外貨の少ないわが国として、外国からビール麦を買わなければならぬといふことでは、わが国の農業政策としてはまずいのではないかと。農家に聞いてみれば、ビール麦は、やはり生産に見合ふだけの価格であれば自分たちは幾らでもつくるといふやうなことを盛んに言つておられます。そういうやうな矛盾を、いま農林省はどのやうにお考えになつておられるのか、こういうやうな手近なことでは、どうでありますか、こんなことを捨てておいて、そして外国からビール麦を買うやうな、こういう経済政策は、みずから日本の経済を不況にする、不況にして墓穴を掘るやうな、そういうことに考えられるのであります、こういう点についてどのやうな政策を持っておりますか。飯谷さんでもけつこうであります、この点をひとつわかるやうに説明していただきたいと思います。

○飯谷政府委員 麦の問題は、これは米価審議会におきましてもいろいろ議論をされ、政府においてもたびたび付帯条件をもつて勧告をされておる問題であります。麦の生産が最近ほとんど低下をいたしておるのであります、したが、いまして、それに引き合ひいわゆる価格設定をすればいいことではないか、こういう御意見もありませんが、しかし、いわゆる米麦の価格決定につきましては、これは米審の審議を経て決定するものであり、それはやはり周囲の経済情勢等を勘案して決定するものであります、ただそれを、農家が引き合ひから、思ひつきで上げるといふことができないことは御承知のことと思ひます。しかし、そういう面も、もちろん今後考慮しなければならぬと思ひます。ただ、しかし、今日の麦作といふものは、単に価格だけの問題でなくして、麦の収益性と申します、そういう面、どうも農家がほんとうにいやがる、それより以上に有利な作物がある、あるいはほかに所得を得るところがあるといふたやうなことで、やはり麦はだんだんと生産が低下していきんじやないか、そういう意味で、麦の生産対策については、これは相当真剣に考えなければならぬといふことで、政府、農林省の中におきましても、麦生産対策の審議会をつくりまして、実は検討を續けておるわけでありませぬ。ビール麦の問題につきましても、私実は、詳細なことを、まことに申しわけございせんが申し上げることはできぬのでありますけれども、やはり一般的な麦対策として今後考えていかなくてはならないのではないかと、かように思つております。

○佐藤委員 私は、いまの農業というのは資本主義の経済から見捨てられたような感じがするのでありますが、最近農村が非常に悪くなったという原因は、池田さんの所得倍増という問題で、御承知のように、所得倍増なんて農業はできないので、非常に見離されたという感じがするわけです。だから、いま農村で盛んに政府が太鼓をたたいても、農民が乗らない。飯谷さんも御存じだと思いますが、そういうような状態になったときに、農業近代化の資金を、国家がいつまでこれを続けられるかということについてはわかりませんが、私には、それは、そういう点で、いわば時流にさからっていきような感じじゃないかと思う。いまや、日本の農村は全く退廃をして、田園まことに荒れんとするような、そういう情勢にあると私は思われるのです。そういうときに農業の近代化資金をつくらせても、これは全く無意味なように感ずるのでありますが、その点は一体どのように考えておられるのか。これは経済局長でも飯谷さんでもけっこうですが、その点をひとつばくらに納得いくように御説明願いたいと思います。

○森本政府委員 御指摘のように、農業の近代化は、そう急激にいくというわけにもいかない性質のものであることは、先ほど申し上げたとおりであります。しかしながら、また他面、農業の近代化の必要性は、重かつ急でございます。そういう観点からいまして、われわれとしても農業の近代化に積極的に努力をしたいということで、近代化資金も、四十一年度は先ほど申し上げましたように整備拡充をいたしまして、農業近代化に役立つにいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○佐藤委員 農業近代化と並行して、現在土地改良が農村で盛んに行なわれております。しかし、私たち、農民から相談を受けるときに、土地改良でたくさん借金をするということが、農業経営をそれ自体に大きくひびかせるということを考えておられますから、国家の援助のあるうちはいいけれども、自分が土地改良に金を使うということ

はたいへんなことだということを私は戒めておるわけなんです、この土地改良について、近代化の問題とからんで、農林省はどのような方策でやっておられるのか、これもついでに伺いたいと思います。

○飯谷政府委員 近代化の中でも土地改良をやっておりますが、先ほどもお話申し上げましたように、さらに土地改良を積極的に計画的に推進していくために、土地改良十カ年長期計画は立てまして、それに基づいて実施をいたして、こうと考えておるわけがあります。これは、特に圃場整備あるいはかんがい排水あるいは農道といったような、農民の特に必要な面を取り上げて、これを実施していくというわけでありまして、ただ、その間における農民負担の問題が一番大きな問題でありまして、これは私どもも十分に承知をいたしておるのであります。したがって、今年には若干農民負担を軽減するための国庫補助の増額もいたすことになりました。起債等によりまして、負担分につきましては、起債等によりましてこれを補完をしていくという制度もできておまして、できる限り農民負担を軽減していくこと、こう考え方のもとに土地改良を進めてまいりたい、こういうふうに思っております。

○佐藤委員 水産庁の次長、来ておられますか。——農業近代化に関連して、漁業の近代化ということはどういふように考えておられるのか。——近代化の問題があり、漁業も同じよう衰退の状態でありまして、これも関連してちょっとお伺いしたい。

○石田政府委員 お答え申し上げます。農業において近代化が問題となりますと同様に、たゞい先生御指摘のとおり、漁業における近代化というものは重大な問題があります。特に、漁業のうちにおきましても、沿岸漁業におきましては、農業と同じような零細な経営でございます。これをどのように近代化していくかというところが非常に大きな問題であらうと考えております。この沿岸漁業につきまして、構造改善事

業というのを実施いたしております、大体三十二年から十カ年にわたって、全国にわたって逐次構造改善事業を実施してまいり、全国を四十二地域に分けて逐次実施を行なっていくわけでありまして、これによりまして、その中の主要な事業をいたしましては、一つは、先ほど御指摘ございましたように、生産されましたものの流通改善の諸施策も非常に重大でございますので、これにかんがりのウエートが、現実事業の上でかかっております。さらに、養殖、養蚕関係の施設、さらに、漁船関係の近代化施設というふうなものを実施いたしまして、逐次この近代化をはかっています。近代化がいろいろ困難性がありますと同様に、漁業におきましても、しかも簡単なものではございませんけれども、このような、あるいは養殖によりあるいは小規模漁船による近代化した経営によって、逐次漁民の所得を高めていくという施策を講じておる次第でございます。

○佐藤委員 石田水産庁次長、現在の日本の近海漁業の問題について、魚を増殖するという意味でどのような施設が行なわれておられるのか、現在の近海漁業の魚は全部なくなってしまうほどの惨害を受けていると思っております。これは水産庁がかつて三枚網の推奨をしたというひとつの原因をなしておりました、おそろく現在の事情にやっておりましたけれども、おそろく現在の事情の中では、このまま捨てておくと、おそろく近海では魚がとれなくなるのではないかという心配も出てくるので、近海魚の増殖についての御意見があれば承りたいと思っております。

○石田政府委員 お答え申し上げます。たゞい先生御指摘のとおり、あるいは汚濁水によりまして水産資源の問題、特に沿岸の水産資源の問題にいろいろ問題があることは、いま御指摘のとおりでございます。これに対しましては、実は水産関係の諸制度全体が、水産資源の維持と

いうことのために体系立てられておるわけでありまして、さらに、この問題につきましては、一面におきましては沿岸漁場の造成、あるいは沿岸における漁礁の設置というふうなことに、あるいは、一面におきまして、いろいろ種苗造成と申しますか、稚魚をいろいろ育成するというようなことを進めてまいり、そういう方面におきまして、水産資源の維持、造成をはかっているわけでございます。

○佐藤委員 石田さん御存じのように、日本の漁業というのは、いま世界一で、魚をとることににおいては、おそろく日本人が一番じゃないかと思うのです。そこで、お伺いしたいと思っておりますことは、内水面の川が非常に減つてきました。これは、御承知のように、農業だとか、いろいろいまの汚水等の問題がありますが、先日ソ連に行きましたときにいろいろ伺ったのであります。私は大正十三年に南樺太へ行つたことがありますが、そのころ、あそこにはサケが非常にたくさんおりました。その当時はサケ一匹が二銭ぐらいでございまして、そういう思い出を持っておりますので、たまたまモスクワの水産庁の人にいろいろ話を聞いてみたら、まだやはり南樺太の、日本が占領しておつたところの川にはマスやサケがおそろくあります。これは非常に考えなければならぬ問題で、日本人の川になると全部がなくなってしまう。大正十三年ごろには信濃川にもマスやサケがおりました。ところが、日本ではほとんどの川を見ても、川に魚がおるといふのはほとんどなくなつたということが現実であります。こういうような問題について、これは水産庁だけの責任ではありませんが、何らかの近代的方法を講じて、近海はもちろんで、内水面の川につきましても何か適当な処置をとる必要があるんじゃないか。日本は水産国だといわれておりますけれども、そういうような魚の増殖については全く関心がなくて、私はモスクワへ行つて非常に感ずかしい思いをしたのであります。こういう点についてはどんな対策を持っておりますか。これはつ

いでありますから、お伺いしたいと思います。

○石田政府委員 お答えを申し上げます。たとえばサケ・マスにつきましても、わが国におきましても、人工ふ化、放流事業というのをやっております。たとえば、三十九年度におきまして、北海道において六十三水系を対象といたしまして、ふ化場が、支場が六カ所、事業場が四十一カ所でおこなわれております。なお、内水面におきましても、アユ等におきまして、やはり同じように種苗の供給施設を実施いたしておるわけでございます。

そのような形で、たとえば、いま御指摘のございました内水面におきましては、一面においてはこのような種苗の供給施設、他面におきましては、もう一方の種苗の発生地等を保護いたしまして、個々について特殊な保護をするという制度が水産資源保護法にございまして、これに基づきまして措置をとる等、日本といたしまして、全面的に水産資源の維持、培養には手当てをいたしておるつもりでございます。

○佐藤(親)委員 御承知のように、モスクワで日ソ漁業交渉が近く開かれると思っております。私たちは日本人でありますから、日本のためになることならばむろん賛成であります。ソ連が日本の漁業に対して文句を言うのは、日本側にも手落ちがあるんじゃないか。毎年、御承知のように、日ソ交渉があるたびにサケ・マスが減ったからといって、減らされてくるというところは、一応日本の漁業についても反省をしなければならぬ。日本では、御承知のように、どんな漁業をやっても、非常に小さい稚魚でも全部とって捨ててしまいうような状態もあるのですが、外国に行きますと、こういう点は非常に綿密に事情を調べて、小さい魚はとらぬような観念が一般国民にあります。しかし、日本は昔からよく魚がとれた関係で、そういう道徳的な見地、あるいは魚を愛するということの意味においても非常におくれをとっております。

のではないかと感じます。目下、日ソ漁業交渉がどのように結末がつくかわかりませんが、日本側にも反省すべき点があるのではないかと。魚の増殖ということについて日本人が比較的無関心だというように感ずるのであります。その点はどのようにお考えになっておられますか、伺いたいと思っております。

○石田政府委員 お答え申し上げます。ただいまお話ございましたが、われわれといたしまして、日本が世界的な水産国である以上、国際的な資源保護のために十分配慮をいたさねばならぬというところは当然であるかと思っております。したがって、国際的な交渉におきましても、科学的な基礎に基づいて、相互に資源を維持しつつ、適正な漁労を行なうという見地から交渉を進めておるわけでございます。ただし、サケ・マス等につきましては、日本以外の各国は、川に上ってくるサケをとる、それに対して、日本のとり方は沖取りであるということから見解の相違等は確かにあるようございまして、これにつきましても、十分討議を行なうて、適切な結論を得なければならぬというふうに思っております。

それで、ただいま水産資源の保護について、さらに今後一そう水産資源保護の思想を維持、培養すべきではないかというお話がございました。その点はまことにございまして、先ほどから申しますように、私も従来とも努力をいたしてまいりました。私も従来とも努力をいたしてまいりました。私も従来とも努力をいたしてまいりました。私も従来とも努力をいたしてまいりました。

○佐藤(親)委員 いろいろ質問したい点もありませんが、同僚委員がおられますので、最後に、これは農業の近代化と同時に漁業の近代化ということがおそろく近々に問題になると思っております。こういう

点を十分水産庁は考えてもらいたいと思っております。農林省に伺いたいのが、近代化というものは、一体いつまでやったら完成するのか、いつごろまでをめぐらして農業近代化をおやりになるのか、この点を伺って、私の質問を終わります。

○仮谷政府委員 農業近代化というものは、いつまでとかが期限を切つてやるべきものじゃございません。農業の続く限り、あくまでも近代化を進めていかなければならぬ、こういうふうに私どもは思っております。ただ、構造改善計画というものがございまして、毎年四百、五百と指定をいたしておりますが、これは指定が一巡すれば、おのずからひとまず第一期は終わる。第一期が終われば、それで打ち切りかという、私はは、そうじゃないと思っております。さらにそれを補完する計画が必要ではないか、こういうふうに考えます。

○三池委員長 有馬輝武君。○有馬委員 限られた時間でありまして、予定しております質問の何分の一で済むかわかりませんが、この近代化助成資金法に關連いたしましてお伺いをいたしたいと存じます。藤井政務次官と仮谷政務次官にお伺いをいたします。数字的な面は補足をして政府委員のほうから御説明があつてもけっこうであります。私の質問は二人だけに限っておりますので、お二人から御答弁をいただきたいと存じます。

まず第一にお伺いしたいと存じておりますことは、現在、農家の目標といたしまして、百万円農業ということがいわれておりますが、全国的に粗収入合わせまして、これは農業外所得も合わせたい形でございます。これは農業外所得も合わせたい形でございます。これは農業外所得も合わせたい形でございます。これは農業外所得も合わせたい形でございます。

上という数字は持ち合わせておりません。○有馬委員 いまわかつておる数字で。○小暮説明員 粗収入と申しますか、農業所得で見てもいいまして、年間七十万円以上、これはおそろく販売額で申しますと……。

○有馬委員 私は百万円以上をお伺いしていませんので、七十万円以上で申し上げておるのであります。所得七十万円以上が、おおむね、営業の形態にもよりますが、販売額百万円にほぼ見合ふかと思つて、所得七十万円以上の農家が、農家経済調査の調査対象農家のおおむね一割でございます。

○有馬委員 戸数にすると幾らになりますか。○小暮説明員 御承知のように、農家経済調査で見ました場合に、これをそのまま全農家戸数に引き伸ばすことは不適当かと存じますので、農家経済調査の対象農家の一割というふうに申し上げます。○有馬委員 ですから、戸数にして幾らになるかということをお伺いしておる。それから類推できるわけでしょう。

○小暮説明員 いま申し上げましたように、農家経済調査からそのまま全農家に引き直すということをお伺いしております。○有馬委員 政務次官にお伺いいたしますが、率直に申し上げます、三十六年度の農業基本法の真のねらいというものはどこにあったのか、お聞かせをいただきたいと存じます。いまお聞きのとおり、私、財政金融のベテランになるに反比例いたしまして、農業についてはきわめてうとくなっておりますから、きわめて素朴な質問をいたしておりますので、親切にお答えをいただきたいと思つておる。そういう意味で、三十六年の農業基本法のねらいというものがどこにあったか、ひとつお聞かせをいただきたいと存じます。

いわゆる他産業と均衡するように、そういう施策を進めていこう、こういうのが目的であったと思っております。

○有馬委員 他産業と均衡するような農家、農業ということも考える場合に、その尺度は何かという程度かという角度から見ることが先決じゃなかろうかと私は思うのであります。たとえば、現在農家の所得がどうなっているかという点については確かな把握がなければ、施策の遂行ということは無理なんじゃないか、そういう意味ではお伺いをいたしておるわけでありませう。ことしの農業の動向に關する年次報告、いわゆるグリーンレポートを御覧していかねばならぬか、そういう視野からこれは書かれてしかるべきであると思っております。お一人、お一人というものが、われわれは農家がこのように育てあげていくんだ、日ごろの念願といえますか、それが具体的にグリーンレポートの中にも出ておられるか、それについて、この付属文書として出されておられますところの「昭和四十一年度におきまして講じようとする農業施策」の中にもそれが具体的にどこに記されておられるか、基本法をつくった意義といふものは失われていくのではないかと、農政といふものが作文に終わっておられるか、そこら辺に根本的な原因があるのではないかと、こう考えざるを得ないのであります。そういう意味ではお伺いいたしております。たとえば、この四十一年度講じようとする農業施策の中で、野菜生産出荷安定資金協会というものが発足したのか、そして、いわゆる指定地域との関連はどうか、お伺いいたします。

○飯谷政府委員 本年度の野菜対策として、いわゆる指定産地の指定をいたしまして、生産、出荷の近代化をはかると同時に、その価格の暴騰、暴落を防ぐための制度を設けようという方針のもとに進めておられるわけでありまして、従来の財団法人のタマネギのものは既存のものがございましてけれども、それに今回は白菜を加えまして、そして、それを一つにした機構を考えていきたい、こういうのが今年の方針でございませう。

○有馬委員 飯谷さんに尋ねる点、森本さんがお答えにいたしてもけっこうでありませうが、四十一年度における野菜の需要といふもの、これは単位のとおり方が非常に問題だと思っております。そのおもなる生鮮食料品の中で、野菜の需要といふもの、それに見合つて生産が何割程度になるのか、それから、その指定地域はおもにどのようない地域を考えておられるか、この点についてお聞きさせていただきます。

○小暮説明員 野菜の需要の測定は、御承知のように入念に、大消費地域における需要の見込み、それから全国的な——農村地帯等も含めまして全部をそれなりに消費しているわけでございますが、全国的な需要と見ますと、いろいろ考え方がむずかしいわけではあります、現在農林省で施策の推進のために検討いたしておりますのは、東京、大阪、神奈川、いわゆる大消費地域に対する野菜の需要の伸びでございます。この点につきましても、ものが生鮮の野菜でございますので、いろいろ検討しにくい面がございまして、いろいろの検討の結果では、おおむね需要が伸びてまいります種類の野菜、たとえばトマト、キュウリ、カンラン、タマネギといったような、最近の食生活の形から見まして需要が累年増大してまいっているものにつきまして、年率をおおむね一割程度の需要の伸びがあるというふうな判断にいたしております。なお、これに對して指定産地を、今後年次計画で三百八十にふやす地域を對象に、今後年次計画で三百八十にふやす指定地域に對する指定野菜の出荷量を、将来ころまで産地を育ててまいりたいというふうに考えております。

○有馬委員 生鮮食料品の問題が話題になりますときに、常に流通機構における隘路ということが抽象的に言われるわけでありませうけれども、この流通機構の問題について、現在までの隘路はどこにあったのか、その欠陥を克服するためにどのような施策が必要なのか、そして、その助成策はいかなるものがあるか、これについて、農林省のおおむねの方針が政務次官のほうからお聞きをいたしたいと思つております。

○飯谷政府委員 詳細は室長のほうからお答えさせていただきます。

○小暮説明員 生鮮食料品につきましては、何と申しまして、特に野菜等の場合に、生産がきわめて零細であるということ、消費の形も、一般家庭が毎日毎日少量に需要するというところでありまして、生産並びに消費がきわめて零細であるということが、流通の問題を困難にしておる最大の原因ではなからうかと判断にいたしております。

そのこと、もう一つは、増大いたします需要に對して、時々刻々に生産がふえてまいるといふふうになかなか短期的にまいたらないという、生産と需要との不整合の問題がございませう。特に気象条件等に災いされまして、暖冬異常あるいは異常乾燥等でしばしば暴騰暴落を演ずるといふようなことがございませうので、中間の段階でこれを取り扱います取り扱います業者におきまして、他の産品の場合のように、営業そのものを計画化すると申しますか、原単位等をきわめて明確にして、企業としての採算を考へるということがなかなかできません。いわゆるなまもの特有の一つの流通形態といふものが長年の間に育成されておるわけでございます。

これらの点に着目いたしまして、農林省といったしましては、基本的には、需要に見合つた生鮮食料品の供給の増大、これを第一点に置いておられます。それから第二点には、その生産いたしましたものを、できるだけ生産者の組織等を強化いたしまして、供給の体制を大型化すると思つております。

計画化するということも第二点に考えております。さらに、こうした生産の計画的な増大と出荷体制の強化というものを通じて、都市流通機構につきましても逐次近代的な形に指導してまいりように考えておるわけでございます。

第一段の生産の計画的な増大のためには、一つは、事務的な経費にまいりますけれども、できるだけ大消費地域における需要の見通し、あるいは産地における生産の状況というふうなものを客観的に把握する必要があるもので、一兩年前から統計調査部等におきまして、かなり本格的に生鮮食料品の流通統計の整備、約一億円近い経費を使ひまして具体的な現業の基礎になるような調査を開始いたしております。まだ調査を始めまして日が浅いと思つております。十分現業に役立つところまではまいらないと思つておりますけれども、従来の統計のあり方から申しますと、かなり展開した形で仕事を考えております。さらに、産地におきまして、単に作付の計画化を指導するということだけでは、干ばつ等の際に、せっかく計画的に作付けられた反別が力を発揮しないわけでありませう。明年度から特に指定産地につきまして逐次生産、出荷の近代化計画を立てまして、これに基づいて一産地——産地の大ききさによつて違ふと思つておりますが、ごく概略申し上げまして、三年間に七千万円程度の規模で産地としての生産出荷体制の近代化のための事業を助成いたす予定になっております。

そのほか、先ほど政務次官から御答弁のございました暴落の場合の組織の確保と申しますか、こういうことを頭におきまして、特に基金を強化して、安値補てんを行なう、こういうようなことを計画いたしております。

○有馬委員 いまの、たとえば基金の安値補てんの問題等については、これはこ二、三年の問題ではないわけですか。その実施がおくれた理由についてお聞きをいたしたいと思います。

○小暮説明員 問題が、御承知のように、野菜の場合には具体的にきわめてむずかしいわけござい

第一類第五号 大蔵委員会議録第十五号 昭和四十一年三月一日

います。なまものの生産と流通の問題でございませぬ。具体的には、やはり實際上の経験を積まなければならぬ。タマネギについて安値補てんの事業を任組みましたのが、昭和三十七年でございませぬ。三十七年から今日までの間にタマネギにつきましては大暴落の経験を一回いたしております。そうした具体的な経験を通過して、組織が次第に強固になりつづつあるというふうに観測いたして、おられます。それから、キャベツにつきまして、安値補てんの制度を財団法人で発足いたしましたのは、たしか昭和三十八年でございませぬ。これも発足当初の年にきわめて激しい暴落に見舞われまして、資金がほとんど枯渇するというふうな状況に立ち至りました。しかし、その後生産者団体と十分協議いたしました。仕組みの再建をはかるということで、翌年度におきましてさらに予備費をいたしまして、この財団法人の資金を再建いたしております。

こういふ形で、タマネギとキャベツにつきまして、それぞれ何回かの暴落の経験を経ながら、その資金の再建につとめてまいりました。明年さらに白菜を追加入して、一つの制度的な資金にいたしたいというふうな考へておるわけでございます。

○有馬委員 いまの御答弁を伺っております。タマネギが暴落するのを待ち、キャベツが暴落するのを待ち、白菜が暴落するのを待ち、私のところなんかでつくっておりますグリーンピースが暴落するのを待たなければ、対策が立たないというぐあいには受け取れないわけでありませぬ。私が農業基本法のねらいというふうなことでお伺いした焦点も、そこにあるわけでありませぬ。そういう意味で、小石黒といわれる和田さんから、こういふあり方について、私は出発点で問題があるのではないかと思ひますが、農林省としての見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○和田(正)政府委員 必ずしもお尋ねの趣旨を理

解してないお答えになるかもしれませぬ。何か農政の手の打ちようが常に後手後手じゃないかというところについて、私の所見をいろいろ御趣旨でございませぬが、先ほど来企画室長もいろいろと実情について御説明を申し上げたとおりでございませぬ。私も精一ぱい努力はいたしておりますけれども、そういう御指摘を受けるようなこともあろうかと思ひます。今後十分努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○有馬委員 いまの問題に対する御答弁として、これは私でなくとも、皆さん方、和田さんの答弁らしくない答弁なんです。問題は、これはあとでお伺いする時間があればお伺いしたいと思ひております。肉牛の問題についてもそうなんです。豚にしても、牛にしても、現在農政に対する不信があるとするならば、やはり基本法でうたわられておるところの農産物、畜産物の価格の安定に對して、私は、農業基本法がございませぬときに、運営の面でこの価格の安定をはかつていくというこゝろであつたけれども、それが運営の面で常にいま言われるように後手後手に回つておる、新政策が新政策になつていないところに、農民の間における農政に対する不信というものがぬぐい切れないほど充満しておるのではないかと、このように見ざるを得ないのであります。ですから、農林省が豚を買入るときにはやめておいたほうがいいぞ、やめろといつたときには始めよりという空気が、私どもの触れる地域においてはあります。これは百分の一か千分の一であればよろしいと思ひますが、全国的な問題であるとするならば、これはゆゆしい問題だと思ひます。毎年出されるところのグリーンレポートというものを對する一つの役割もそこに置かれておつたのではないかと、そこから農政の方向を国民が感じ取り、農民が感じ取り、どのような計画生産というものを進行すべきかということを読み取るためのグリーンレポートだと、私は個人的に理解をいたします。それにもかかわらず、たとえば、現在私のところのある市でもグリーンピースを年間二億円の生産

をいたし、そして、これが大阪なりあるいは東京に出荷されております。少なくとも、現金作物として非常に期待され、また、農民の意欲というものも非常に高まつております。がしかし、これが天災その他によつて挫折したときのつなぎ資金なり助成措置というものがどのように準備されておるかお先まつ暗な中で、希望に胸をふくらましておる諸君がそのような事態におちいつた場合に、再度立ち上られる余力を持つておるかどうか、そこら辺について一計画はこうなつておるのだ、需要の見直しはこうなんだから、そのような場合の需要の措置はこのような手が打たれておるからということが、私は農政の主眼ではなからうかと思ひます。

○和田(正)政府委員 必ずしもお尋ねの趣旨を理

をいたし、そして、これが大阪なりあるいは東京に出荷されております。少なくとも、現金作物として非常に期待され、また、農民の意欲というものも非常に高まつております。がしかし、これが天災その他によつて挫折したときのつなぎ資金なり助成措置というものがどのように準備されておるかお先まつ暗な中で、希望に胸をふくらましておる諸君がそのような事態におちいつた場合に、再度立ち上られる余力を持つておるかどうか、そこら辺について一計画はこうなつておるのだ、需要の見直しはこうなんだから、そのような場合の需要の措置はこのような手が打たれておるからということが、私は農政の主眼ではなからうかと思ひます。

○有馬委員 政務次官、これは小林節じゃないけれども、まことに驚くべき事態だと思ひます。先ほど申しましたように、現在農村においては、農林省の言ふことと逆なことをやればよいという風潮があるということを私は比較的申し上げましたけれども、そういう計画がなくて、畜産行政というものをどうやって進めていかれるわけですか。

○有馬委員 それではあとで出していただいたてけつこうでありますけれども、ここで政務次官にお伺いいたしますが、これが四十五年、五十年に需要が幾らになつて、その国内生産を幾らにすべしという計画が組まれておられますか、組まれてないか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○和田(正)政府委員 必ずしもお尋ねの趣旨を理

○小暮説明員 肉用牛につきまして、四十五年ないし四十六年を目標にした計画というふうなものは現在ございません。

○有馬委員 御承知のように、昭和三十七年に農業基本法に基づいて公表いたしました農産物の需要と生産の長期見通しというものがございませぬ。これは、御承知のように、計画というものでございませぬ。それぞれ主要な動物性たん白質全体についての需要の見直し、これを肉類でどれだけ供給できるであろうかという供給の見直しでございます。肉牛についての年次別の計画と申しますか、あるいは年度を限つた計画という形ではございません。

○有馬委員 政務次官、これは小林節じゃないけれども、まことに驚くべき事態だと思ひます。先ほど申しましたように、現在農村においては、農林省の言ふことと逆なことをやればよいという風潮があるということを私は比較的申し上げましたけれども、そういう計画がなくて、畜産行政というものをどうやって進めていかれるわけですか。

○有馬委員 政務次官、これは小林節じゃないけれども、まことに驚くべき事態だと思ひます。先ほど申しましたように、現在農村においては、農林省の言ふことと逆なことをやればよいという風潮があるということを私は比較的申し上げましたけれども、そういう計画がなくて、畜産行政というものをどうやって進めていかれるわけですか。

○和田(正)政府委員 必ずしもお尋ねの趣旨を理

画が進められる予算的な裏づけというものは、たとえば草地造成について、これは本年度の農業政策中、四十一年度の補助事業によって草地改良面積は二万五千ヘクタール、それから構造改善事業によるものが七千ヘクタール、合わせて三万二千ヘクタールとなっておりますが、大体現在の草地造成された草地というものは全国的に幾らあるか、概略の数字でよろしいですから、和田さんでもどなたでもけっこうですが、幾らくらいありますか。

○飯谷政府委員 まことに恐縮ですけれども、実は、担当者が見えておられないものですから、ひとつ一緒に資料をまとめて申し上げますから、御了承いただきたいと思ひます。

○有馬委員 大体、午後一時半まで予定しろという理事さんのあれでありますので、藤井政務次官にお伺いいたしますが、今度四十一年度に七千三百億円の公債が発行されて、とにかく、社会資本の充実というところに力点が置かれておったと思うのであります。いまお聞きのような農業部面に、どのようにこれが、その規模において、額において、効率において反映されようとしておるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤井(勝)政府委員 具体的な規模の問題についてちょっと私数字をいま宙に覚えておりませんが、岩尾主計局長から、一応手元に資料を持っておりますので、答弁させていただきます。

○岩尾政府委員 農林関係予算の四十年度と四十一年度でございますが、四十一年度は当初三千六百九十九億円というものが、四十一年度におきましては四千五百八十四億円というふうにふえております。中身につきましても、いろいろ対策を講じまして、できるだけ施策の円滑な実施を期するよう増額をしておるわけでございます。

○有馬委員 私の質問がぼやっとし過ぎておるせいもあると思ひますが、岩尾さんの答弁にしても、ぼやっとし過ぎておる。これはひとつ理事さん間に相談をいたしまして、明日、開発銀行の問題について論議する前に、具体的な数字について、先ほど農林政務次官からの計画についての御答弁

もあろうと思ひますので、それを論議しながら、いまの点についてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

それで、本日最後にお伺いをしておきたいと思ひますことは、先ほど野口君の質問に対しまして、三十九年度に近代化資金の計画ワクというものが六百億円あって、五百三億円しか使われなかつた、八四%しか使われなかつた、前年度比一〇%落ちた最大の理由はどこにあったのか、これを飯谷政務次官のほうからお聞かせをいただきたいと思ひます。

○飯谷政府委員 これは、局長からも先ほどお答えをいたしました。これは、大体近代化資金では、農器具あるいは農舎、そういう比較的軽便なものであります。これが大体七五%以上七六%近く使用されておるのであります。そういう面では、ある程度こころした必要な資金というものが一巡をいたしました。それから、さらに、利子補給の問題等、果負担の問題もあろうかと思ひます。また、農協の貸し出し能力を申します。ただ、やはり資金の保証機能、こころいった面にも一つの大きな問題点があるのではないかと、これは今度の国会でぜひ御審議を願うておるわけでありまして、近代化法案の御審議を願うておるわけでありまして、さらに、金利の問題等、いろいろ問題があるのでございしますが、ただ、資金需要というものが完全に六百億円要する、七百億円要するというふうに、十分にワクをキャッチして、そのとおりのものが供給されるというふうな行き方ではないかと、やはりできるだけ多くのワクをもちまして、そうして農民の要望にこたえようという考え方のもとに資金需要ワクというものをお推しするものであつて、そういう面にも若干の問題点があるのではないかと、始めて当初と比較をいたしますと、少なくとも二倍以上の資金が供給されておるわけでありまして、そういう面からいって、

最近の年次が若干予定よりも低下をいたしましたということ自体が、それが直ちにその資金に特別に大きな問題点があつて低下をしたというふうなものではないのではないかと、しいていへば、先ほど申し上げたような問題等があげられるのではないかと、こころいうふうな考え方を持っております。

○有馬委員 これは、あげ足をとるわけではありませんが、二倍ではなくて、二割しか伸びておりません。資金ワクが二割しか伸びないで、しかも、消化が一〇%落ちたという点をお伺いしておりますが、予定しておる時間が参りましたので、あすまた詳しくお聞かせをいただきたいと存じます。

本日の質問は、これにて終わりいたします。
○三池委員長 次会は、明日午前十時より理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後一時三十六分散會

昭和四十一年三月九日印刷

昭和四十一年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局